

外国人集住都市会議 東京 2006

[多文化共生社会をめざして]

未来を担う子どもたちのために

報告書



平成18年 11月21日(火)
都市センターホテル

外国人集住都市会議会員都市／太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市・富士市・磐田市、
湖西市・豊橋市・岡崎市・豊田市・西尾市・鈴鹿市・伊賀市・四日市市
主 催／外国人集住都市会議・四日市市・四日市市教育委員会・財団法人四日市国際交流協会
後 援／財団法人自治体国際化協会・財団法人海外日系人協会・ブラジル大使館・ペルー大使館
事務局／四日市市国際課 TEL (059) 354-8114

目次 CONTENTS

プログラム	2
外国人集住都市会議会員都市首長プロフィール	3
外国人集住都市会議アドバイザープロフィール	6
外国人集住都市会議 東京 2006 出席者	7
開会・座長挨拶	9
第1部 18都市首長リレートーク	11
第2部 提言に関する国の取り組み	37
第3部 地方自治体、国、経済界による討論会	49
フィナーレ 「よっかいち宣言」	67
閉会・次期座長挨拶	71

資料

- よっかいち宣言
- 多文化共生社会をめざして
未来を担う子どもたちのために〈資料編〉
- 省庁関係資料
- 外国人集住都市会議に関する資料
 - 外国人集住都市会議の概要
 - 外国人児童生徒に関する主な施策
 - 外国人集住都市会議の規制改革要望書

多文化共生をめざして活動する民間国際交流団体のパネル展 参加団体

プログラム

場 所／都市センターホテル 3階コスモスホール

時 間	内 容
12：00	開場・受付開始 総合司会：池上重弘 氏
13：00	開会・座長挨拶（四日市市長）
13：05	第1部 18都市首長リレートーク ～外国人集住都市からの提言～ 【義務教育前、外国人学校】（群馬・静岡ブロック） 太田市、大泉町、浜松市、富士市、磐田市、湖西市 【義務教育】（長野・岐阜ブロック） 上田市、飯田市、大垣市、美濃加茂市、可児市 【義務教育後、外国人政策全般】（愛知・三重ブロック） 豊橋市、岡崎市、豊田市、西尾市、鈴鹿市、伊賀市、 14：45 四日市市
15：00	休憩
15：40	第2部 提言に関連する国の取り組み コーディネーター：山脇啓造 氏
16：50	第3部 地方自治体、国、経済界による討論会 コーディネーター：井口 泰 氏
17：00	フィナーレ 「よっかいち宣言」
	閉会・次期座長挨拶（美濃加茂市長）

外国人集住都市会議会員都市首長プロフィール



群馬県太田市市長

清水 聖義

SHIMIZU MASAYOSHI

1941年12月7日生まれ。群馬県太田市在住。
64年慶應義塾大学商学部卒業。79年より太田市議会議員(1期)、
83年より群馬県議会議員(3期)。95年太田市市長に就任(3期)、合
併に伴い05年新・太田市市長に就任(1期目)。



群馬県大泉町長

長谷川 洋

HASEGAWA HIROSHI

1949年12月1日生まれ。群馬県大泉町在住。
68年3月、群馬県立太田高校卒業。93年より大泉町議会議員(2
期8年)。01年4月に大泉町長に就任。



長野県上田市市長

母袋 創一

MOTAI SOUICHI

1952年7月6日生まれ。長野県上田市在住。
76年慶應義塾大学法学部卒業。同年4月から90年9月まで三井物
産(株)勤務。91年から02年まで長野県議会議員。02年3月から
06年3月まで旧上田市市長。06年4月合併により誕生した新上田市
の初代市長に就任。



長野県飯田市市長

牧野 光朗

MAKINO MITSUO

1961年8月16日生まれ。長野県飯田市在住。
85年早稲田大学政治経済学部卒業。同年4月日本開発銀行(現
日本政策投資銀行)入行。95年3月富山事務所調査役、96年4月
企画部調査役、99年4月日本政策投資銀行フランクフルト駐在員、
01年3月フランクフルト主席駐在員(事務所長)、02年6月大分事務
所長、04年3月同職離任をもって同行退職。04年10月飯田市長に
就任。



岐阜県大垣市長

小川 敏

OGAWA BIN

1950年11月15日生まれ。岐阜県大垣市在住。
74年東京大学法学部卒業。74年4月から80年2月まで商社勤務。
80年4月から家業。01年4月から現職。05年6月から06年6月まで岐
阜県市長会会長。06年6月から同監事。



岐阜県美濃加茂市長

渡辺 直由

WATANABE NAOYOSHI

1945年8月6日生まれ。岐阜県美濃加茂市在住。
68年慶應義塾大学卒業。70年から家業。92年から美濃加茂商工
会議所副会頭。97年から岐阜県教育委員。岐阜県教育委員長を
経て、05年9月11日から現職。

外国人集住都市会議員都市首長プロフィール



岐阜県可児市長

山田 豊

YAMADA YUTAKA

1932年2月4日生まれ。岐阜県可児市在住。
51年岐阜県立加茂高等学校卒業。同年今渡町（現可児市の一部）に勤務。民生参事、総務部長を経て、87年収入役就任。94年から現職（4期目）。現在、道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会会長、全国市長会評議員。



静岡県浜松市長

北脇 保之

KITAWAKI YASUYUKI

1952年1月12日生まれ。静岡県浜松市在住。
74年東京大学法学部卒業。同年自治省入省。福岡市財政局長、（財）自治体国際化協会総務部長、自治省大臣官房参事官を経て退官。96年衆議院議員当選、大蔵委員会委員、行政改革特別委員会理事等を歴任。99年から現職。02年から外務省海外交流審議会委員、06年文部科学省中央教育審議会委員。



静岡県富士市長

鈴木 尚

SUZUKI HISASHI

1946年11月21日生まれ。静岡県富士市在住。
69年日本大学法学部卒業。富士市議会議員1期、静岡県議会議員4期を経て、02年1月より現職。現在、全国地下水利用対策団体連合会会長、富士地区広域市町村圏協議会会長。



静岡県磐田市長

鈴木 望

SUZUKI NOZOMU

1949年4月20日生まれ。静岡県磐田市在住。
73年3月一橋大学卒業。同年4月厚生省入省。在サンパウロ日本総領事館領事、兵庫県長寿社会政策局高齢社会企画室長、厚生省生活衛生局指導課長等を経て、98年8月に磐田市長就任。05年4月磐南5市町村合併により磐田市初代市長に就任。



静岡県湖西市長

三上 元

MIKAMI HAJIME

1945年1月5日生まれ。静岡県湖西市在住。
68年慶應義塾大学商学部卒業。同年西友ストア入社（83年9月まで）。83年船井総合研究所に入社、94年同社取締役。（98年3月まで）。04年12月から現職。



愛知県豊橋市長

早川 勝

HAYAKAWA MASARU

1940年12月21日生まれ。愛知県豊橋市在住。
66年愛知大学法経学部卒業。68年立教大学院経済学修士修了。71年から86年まで日本社会党本部勤務。86年から96年まで衆議院議員。その間、94年に大蔵政務次官、同年から96年まで村山内閣総理大臣補佐を務める。96年11月から現職。

外国人集住都市会議会員都市首長プロフィール



愛知県岡崎市長

柴田 紘一

SHIBATA KOICHI

1940年11月10日生まれ。愛知県岡崎市在住。
80年10月岡崎市議会議員に初当選(2期)。87年4月から愛知県議会議員。農林水産委員長、総務企画委員長、第90代副議長を経て、00年9月から現職(2期目)。愛知県市長会、東海市長会各会長、全国市長会副会長。



愛知県豊田市長

鈴木 公平

SUZUKI KOHEI

1939年3月20日生まれ。愛知県豊田市在住。
65年愛知大学短期大学部卒業。54年高橋村(現豊田市)に勤務。経済部長、総務部長を経て、92年助役就任。00年2月から現職。現在、中核市市長会会長、西三河首都機能移転推進協議会会長。



愛知県西尾市長

中村 晃毅

NAKAMURA KOKI

1938年1月1日生まれ。愛知県西尾市在住。
56年愛知県立西尾高等学校卒業。西尾市議会議員2期、愛知県議会議員3期を経て、05年9月から現職。現在、全国治水期成同盟会理事、西尾幡豆広域連合長。



三重県鈴鹿市長

川岸 光男

KAWAGISHI MITSUO

1942年9月17日生れ。三重県鈴鹿市在住。
三重県立神戸高等学校卒業。59年本田技研工業株式会社入社。全国本田労連事務局長を経て79年三重県議会議員初当選。以降5期連続20年歴任。この間、三重県議会副議長、四日市港管理組合議長などを歴任。01年三重県監査委員。03年5月から現職。



三重県伊賀市長

今岡 睦之

IMAOKA MUTSUYUKI

1939年5月5日生まれ。三重県伊賀市在住。
63年3月大阪工業大学卒業。同年4月三重県に勤務。70年4月に塚本設計事務所入所。76年4月上野建築研究所設立。75年5月から93年2月まで上野市議会議員を務めた後、93年4月から04年10月まで上野市長。04年11月から現職。
現在、全国市長会顧問。



三重県四日市市長

井上 哲夫

INOUE TETSUO

1938年7月12日生まれ。三重県四日市市在住。
名古屋大学法学部卒業後、司法修習生を経て、68年弁護士登録。86年三重県弁護士会会長就任。89年から95年まで参議院議員を務めた後、96年12月から現職。(現在3期目)

外国人集住都市会議座長

外国人集住都市会議アドバイザープロフィール

【愛知・三重ブロックアドバイザー】



コーディネーター

関西学院大学教授

井口 泰 氏
IGUCHI YASUSHI

1953年生まれ。76年3月一橋大学経済学部卒業。同年4月労働省入省。

80年7月から82年6月まで、ドイツ連邦共和国エアランゲン・ニュルンベルク大学留学。87年以降、外国人労働者問題に関わり、GATTウルグアイ・ラウンド・サービス貿易交渉に労働の専門家として参加。92年労働省職業安定局外国人雇用対策室企画官、94年4月外国人雇用対策課長。95年3月労働省を退職し、同年4月関西学院大学経済学部助教授（労働経済学専攻）。97年4月同教授。99年9月博士号（経済学）取得。2000年3月、フランス・リール第一大学客員教授、01年4月から1年間、ドイツ・マックスプランク研究所（ミュンヘン）客員研究員。2005年6月から内閣府「規制改革・民間開放推進会議」専門委員。

研究活動としては、欧州の諸大学・研究機関と労働市場および少子化問題の共同研究を進め、日本国内では「世代間利害調整に関する研究」（文部科学省「特定領域研究」：一橋大学）に参加し、アジア及び米州に関し、地域統合、技術移転および人材移動に関する実証研究を実施。主な著書に、『国際的な人の移動と労働市場』（日本労働研究機構）、『外国人労働者新時代』（筑摩新書2001）。

【長野・岐阜ブロックアドバイザー】



コーディネーター

明治大学教授

山脇 啓造 氏
YAMAWAKI KEIZO

東京大学法学部卒業、コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。国連開発計画職員、明治学院大学研究員を経て現職。専門は外国人政策および多文化共生論。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長、国土交通省北関東圏における多文化共生の地域づくりのあり方に関する検討委員会委員長、外務省海外交流審議会外国人問題作業部会専門委員、愛知県多文化共生社会づくり推進会議座長、群馬県多文化共生指針策定委員会委員長、宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長、長野県上田市外国籍市民支援会議アドバイザー。2003年に外国人との共生に関する基本法制研究会代表として、「多文化共生社会基本法の提言」を発表。

主な著作に、『歴史の壁を超えて—和解と共生の平和学』（共編、法律文化社）、『多文化共生の学校づくり—横浜市立いちょう小学校の挑戦』（共編、明石書店）等。主な論文に山脇啓造・柏崎千佳子・近藤敦「多民族国家日本の構想」『東アジアで生きよう!』（岩波書店）、「多文化共生社会に向けて」『自治フォーラム』2006年6月号。

【群馬・静岡ブロックアドバイザー】



総司会

静岡文化芸術大学助教授

池上 重弘 氏
IKEGAMI SHIGEHIRO

1963年生まれ。85年3月北海道大学文学部卒業。91年8月北海道大学大学院文学研究科修了。その間、90年8月から91年8月まで、文部省アジア諸国等派遣留学生としてインドネシア大学に留学。91年9月北海道大学文学部助手、96年4月静岡県立大学短期大学部専任講師を経て、2001年4月より静岡文化芸術大学文化政策学部助教授。浜松市世界都市化ビジョン改定有識者懇話会会長、磐田市多文化共生社会推進協議会会長、掛川市地域共生施策推進協議会会長、静岡県多文化共生推進会議委員等を歴任。

インドネシアをフィールドとする文化人類学的研究と並んで、96年より外国人住民の増加に伴う地域社会の変容に関する実証研究に従事。近年では多文化社会論への関心から、オーストラリアにおけるインドネシア人コミュニティに焦点を当てた現地調査を進めている。主著に、静岡県西部地域での研究成果をまとめた「ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—」（編著、明石書店）、『国際化する日本社会』（共著、東京大学出版会）。

外国人集住都市会議 東京 2006 出席者

会員都市

県名	都市名	役職	氏名
群馬県	太田市	市長	清水 聖義 氏
群馬県	大泉町	町長	長谷川 洋 氏
長野県	上田市	市長	母袋 創一 氏
長野県	飯田市	市長	牧野 光朗 氏
岐阜県	大垣市	市長	小川 敏 氏
岐阜県	美濃加茂市	市長	渡辺 直由 氏
岐阜県	可児市	市長	山田 豊 氏
静岡県	浜松市	市長	北脇 保之 氏
静岡県	富士市	市長	鈴木 尚 氏
静岡県	磐田市	市長	鈴木 望 氏
静岡県	湖西市	市長	三上 元 氏
愛知県	豊橋市	市長	早川 勝 氏
愛知県	岡崎市	市長	柴田 紘一 氏
愛知県	豊田市	市長	鈴木 公平 氏
愛知県	西尾市	市長	中村 晃毅 氏
三重県	鈴鹿市	助役	一見 奉雄 氏
三重県	伊賀市	助役	内保 博仁 氏
三重県	四日市市	市長	井上 哲夫

国・関係機関

省庁名等	氏名
内閣官房 副長官補室主査	先崎 誠 氏
総務省 自治行政局国際室課長補佐	志田 文毅 氏
法務省 大臣官房審議官	齊藤 雄彦 氏
外務省 領事局外国人課長	岩藤 俊幸 氏
文部科学省 大臣官房審議官	合田 隆史 氏
文部科学省 大臣官房国際課国際調整官	田村 真一 氏
厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長	尾形 強嗣 氏
日本経済団体連合会 産業第一本部長	井上 洋 氏

アドバイザー

所属	氏名
関西学院大学 教授	井口 泰 氏
明治大学 教授	山脇 啓造 氏
静岡文化芸術大学 助教授	池上 重弘 氏

開会・座長挨拶

総合司会 池上 氏

皆様、こんにちは。本日はようこそお越しくださいました。

ただいまより「外国人集住都市会議東京2006」を開催いたします。

まず、外国人集住都市会議の座長であります、三重県四日市市の井上哲夫市長より開会のごあいさつを申し上げます。



四日市市長 井上 座長

座長を務めております、三重県四日市市長の井上哲夫でございます。本日はお忙しい中、ご参加を賜り、誠にありがとうございます。

この外国人集住都市会議は、2001年に浜松市の呼びかけで始まりました。そして、豊田市を経て現在、四日市市長が座長を務めさせていただいております。

この2年間は「未来を担う子どもたちのために」と題しまして、最も緊急性の高い子どもの問題に正面から私たちは取り組んでまいりました。

少子高齢化が一段と進む中で、日本で育つ外国人の子どもたちも、将来の日本を支える大切な一員となってまいります。外国人の子どもたちがどう育っていくかは、私たちの将来に大きな影響を及ぼすとともに、外国人の子どもたちをめぐる課題の解決は、日本に暮らすすべての子どもたちを大切に、みんなの人権を尊重することにつながっているわけであります。

今日は国や経済界からの多くの方々のご参加のもとで、現場の切実な課題について大いに議論をしてまいりたいと思っておりますので、どうか最後までよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

総合司会 池上 氏

井上市長、どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議の開催に当たりまして、ご来賓の方々の紹介をさせていただきます。

衆議院議員 河野太郎様、なお後ほど、同じく衆議院議員 岡田克也様もお見えの予定でございます。

また、ブラジル領事館総領事 レナート・プラド・ギマラエス様ほか大使館、領事館の皆様

様もお越しです。

続きまして、祝電をいただいておりますので、披露させていただきます。

「大会の開催に際し、皆様方のご健闘とご健勝をお祈りいたします」、衆議院議員 森本哲生様でございます。

以上、いただきました祝電につきましては、この後ロビーにて掲示させていただきます。またご覧いただければと存じます。

それでは、第1部群馬・静岡ブロックの首長の皆様、どうぞご登壇ください。

さて、本日の「外国人集住都市会議東京2006」は3部構成となっております。2005年、2006年と外国人集住都市会議は3つの地域ブロックに分かれ、子どもにかかわる問題について検討を重ね、「よっかいち宣言（案）」をまとめてまいりました。

この第1部では、各ブロックの首長の皆様から、提言の概要と各都市の概況についてお話いただきます。取り組みについての具体例、あるいはその取り組みをしている上での問題提起についてお話いただくことになります。

第2部では、「よっかいち宣言（案）」を踏まえて、各省庁から多文化共生の取り組みについてご発言をいただきます。

そして第3部では、地方自治体の首長と第2部にご出演いただく省庁の皆様、そして日本経団連の方を交えての討論会を行います。

申し遅れましたが、私は群馬・静岡ブロックのアドバイザーを務めております、また本日の総合司会を担当いたします、静岡文化芸術大学の池上重弘と申します。よろしくお願いたします。

第1部

18都市首長リレートーク ～外国人集住都市からの提言～

【総合司会】

静岡文化芸術大学助教授

池上重弘氏

【義務教育前、外国人学校】(群馬・静岡ブロック)

群馬県太田市市長 清水聖義氏

群馬県大泉町市長 長谷川洋氏

静岡県浜松市長 北脇保之氏

静岡県富士市長 鈴木 尚氏

静岡県磐田市長 鈴木 望氏

静岡県湖西市市長 三上 元氏

【義務教育】(長野・岐阜ブロック)

長野県上田市市長 母袋創一氏

長野県飯田市市長 牧野光朗氏

岐阜県大垣市長 小川 敏氏

岐阜県美濃加茂市長 渡辺直由氏

岐阜県可児市長 山田 豊氏

【義務教育後、外国人政策全般】(愛知・三重ブロック)

愛知県豊橋市長 早川 勝氏

愛知県岡崎市市長 柴田紘一氏

愛知県豊田市長 鈴木公平氏

愛知県西尾市長 中村晃毅氏

三重県鈴鹿市助役 一見奉雄氏

三重県伊賀市助役 内保博仁氏

三重県四日市市長 井上哲夫座長

【第1部】
18都市首長リレートーク
～外国人集住都市からの提言～

総合司会 池上 氏

それでは準備の方も整ったようですので、早速第1部「18都市首長リレートーク」を始めさせていただきます。

第1部では3つのブロックの首長にブロックごとにご登壇いただき、外国人集住都市会議幹事都市の首長から、まずブロックの提言について、その概要をお話いただきます。その上で各都市の首長から取り組みの概況、そして問題提起についてお話をいただきます。

まず最初は、群馬・静岡ブロックになります。

最初にブロックを代表して、浜松市の北脇市長から、このブロックの提言であります義務教育前支援、外国人学校の支援について、簡単にご紹介いただいて、その上で浜松市の状況についてお話をいただきたいと思います。その後は各都市の状況を北から都市順に首長の皆様からご発言をいただくという段取りになります。

大変限られた時間でございます。提言の概要を3分、各都市のお話を4分をお願いいたします。

それでは、浜松市 北脇保之市長からお願いいたします。



浜松市長 北脇 氏

ご紹介をいただきました、静岡県浜松市長の北脇保之でございます。

まず私から群馬・静岡ブロックが担当した提言の部分の概要について説明いたします。

資料といたしましては、この「よっかいち宣言」と書かれたものになります。

この1ページ目は「よっかいち宣言」の案でございますが、3ページからが外国人の子どもをめぐる現状と課題、18都市の取り組み及び国等への提言となります。

4ページをお開きいただきますと、「I.義務教育前の支援について」がございまして、ここから5つの項目に分けて提言があります。このうち、群馬・静岡ブロックが担当したのは、この「I.義務教育前の支援について」、それから14ページにあります「IV.外国人学校への支援について」の2項目です。この2項目について概要をご説明申し上げます。

最初に、群馬・静岡ブロックは、群馬県の太田市、大泉町、それから静岡県県の浜松市、富士市、磐田市、湖西市となっております。

私ども外国人が大勢住んでいる都市には、数多くの南米系の外国人学校や保育施設などがあります。今の制度で外国人の子どもたちは、日本の義務教育の就学義務の対象となっておりませんので、南米系外国人学校や保育施設を選択することも多くございます。これらの施設について、今回アンケート調査を行ったところ、いろいろな問題がはっきりしてまいりました。今回、外国人集住都市会議では、こうした調査を踏まえて提言をしているところでございます。

まず、そうした中で、義務教育前の支援について、私どもの提言を申し上げます。第1に自治体などが外国人の子どもを就学へと導くための施策について、基本的かつ具体的なガイドライン、これを国としても示していく必要があるのではないかと考えております。

私どもとしては、まず、外国人の子どもが学校へ通う筋道をはっきりと用意することが必要だと考えております。外国人の親につきましては、日本の教育制度について情報が足りないとか、理解が十分でないという問題もありますし、また、学校教育についての意識が必ずしも十分でない外国人の親もございます。そうした親への働きかけ、そうした方法についても1つのガイドラインを持つ必要があるのではないかと考えております。

2点目は、来日する前に、それぞれの国において、渡航者に日本の教育制度について情報提供し、子どもの教育の重要性を認識させていただきたい。そういった責任をしっかりと持ち、その責任を果たしていただきたいと思っております。こうした働きかけを国を通して、特に日本に来る人の多い国に対して働きかけをするように要請したいと考えております。

3点目は、就学前の教育という点では、保育士の果たす役割が非常に大きいところから、保育士などの養成課程に多文化共生教育を取り入れる必要がある、このことも提言をしているところでございます。

次に、4番目の項目の「IV.外国人学校への支援について」です。私どもの提言の1点目は、外国人学校の法的地位につきまして、学校教育法第1条に定められる教育機関、これに準ずる教育機関と位置づける、そういった新しい体系を創設するべきであるということを提言しております。

2点目に、企業が外国人学校に対して支援しやすい条件を整えるために、寄附金に対する税制上の優遇措置範囲を拡大するべきである、このような提言をしております。

3点目に、文部科学省が実施している外国人学校調査を全国規模で継続的に実施し、子どもたちをめぐる教育の実態について、外国人の子どもたちの教育の実態について把握に努めてほしいと提言をしているところでございます。

以上のほか、国への提言並びに県や経済界への提言をまとめました。この提言について早急に各方面で検討が進められることを望むところでございます。

次に、ここから先は各市から、それぞれの市における取り組みの概要について発言をしていくことといたします。与えられた時間が4分ということでございますので、私自身もそれ

を守ってまいりたいと思います。

浜松市は、現在、人口が82万人です。外国人登録者数が約3万2,000人、そのうちブラジル国籍者が1万9,000人のございまして、日本一ブラジル人が多く住むまちであるという特徴を持っております。

本市で行ってきた外国人の子どもの教育についての政策としては、小中学校への支援員やサポーターの派遣、それから日本語を学ぶ「ことばの教室」や、日本語とポルトガル語のバイリンガルにより子どもたちの教育を行う「カナリーニョ教室」などがございます。さらには外国人に対する日本語指導、不就学対策、外国人学校への支援など、さまざまな施策を実施しています。

こうした外国人の子どもについての施策を、今年度から教育委員会に一本化して、一層の充実を図っております。この教育を支える1つの組織として、「外国人子ども教育支援協議会」というのを立ち上げまして、関係機関やNPO、ボランティア団体との連携のもとに、包括的な教育支援を行っているところでございます。

また、教育委員会では、浜松市ならではの教育を進めるということで、「浜松市教育総合計画」を策定中でございますが、その一環として、外国人の子どもが地域社会や学校生活に適応して、共生社会の一員として成長できるように、目標や施策の方向性を定めた「浜松市外国人子ども教育支援事業計画」も策定中でございます。特に外国人の子どもの教育については、入り口から出口まで体系的に行うことが必要であるということで、浜松市への転入の機会をとらえて、保護者に日本の教育制度と学校に関する情報提供を行うガイダンスを実施しております。

それからもう1つ、浜松市独自の取り組みとしては、義務教育だけではなく、高等学校の教育についても、外国人に選択肢を広げていくことが必要であろうということで、浜松市立高校に来年度から、外国人を対象としたインターナショナルクラスを開設することとしております。

以上が浜松市の主な取り組みでございしますが、直接的には教育の分野に入らない事柄でございすけれども、1点発言をさせていただきたいと思います。

近年、日本国内で罪を犯した外国人が母国へ逃げ帰り、処罰を免れているという事態が起きております。この状況を放置すれば、治安の問題がさらに大きくなっていくと同時に、外国人に対する感情の悪化を招きかねないということもございます。そうしたことから2国間の犯罪人引き渡し条約の締結をはじめ、こうした処罰を免れるということがないように仕組みをつくり上げていくことについて、国も積極的に行動するように要請してまいりたいと考えております。

以上、浜松市からの発言とさせていただきます。

総合司会 池上 氏

北脇市長、ありがとうございます。

続きまして、太田市の清水聖義市長、お願いいたします。

太田市長 清水 氏

群馬県太田市の清水でございす。

今、浜松からの報告がありましたけれども、私は特に外国人を受け入れる場づくり、これ

には今の公立の小学校に対するブラジルあるいはペルー、南米系の人たちの信頼を得ることが一番ではないかなというふうに思っています。

子どもたちを無理やり公立の学校に引っ張り込むわけにはいきません。むしろ、外国人学校とうちの学校とどっちがいいということを闘うぐらいの気持ちで公立の学校を充実していくということが大事です。

結果として、私どものこの数年間の取り組みの中で、浜松市で会議を開催したときには本市で受け入れる子どもたちは250人ぐらいだったと思うのですが、現在は、もう400人の子どもたちが公立の小学校に通うようになってきました。

親から見れば5万円近い月謝を払っていたのが、公立の学校に来ることによって、給食費だけ払えば、それで教育を受けられる。しかも、成果として上がってきたのは、高校への進学率が既に7割までいきませんが60何%です。私は100%高校に進学できるような環境をつくれということを言っていますけれども、順調に推移しているということでもあります。

それにはどういう試みをしたかといいますと、まず学校に入る前に子どもの健康診断がありますが、そのときにプレスクールを開く。そのことで学校へのアプローチをすることです。もちろん先生は自前です。金がない自治体でありますけれども、少子化社会になれば将来は彼らに世話になるわけですから、金を出してもプレスクールをやる。

あるいは私もサタデースクールというのに出たことがありますけれども、子どもたちは非常に熱心で、「僕、お医者さんになりたい」とか「僕、弁護士になりたい」とか、みんな子どもたちは言うんですよ。「松坂になりたい」とはだれも聞いたことはありませんけれども。みんな希望を持って実はやっています。サタデースクールもやはりお母さん方の信頼を得るのに十分な効果があります。

もう1つは、ブラジルまで私どもの職員が行きまして、ブラジルから8名の教員を採用してきました。国は一銭もお金を出してくれません。また県も一銭も出してくれません。全部自前で実はやっているわけです。学校の教員配当で加配というのがありますけれども、加配の先生が外国人の子ども専門とは限らない。しかも、ポルトガル語をしゃべれるような先生は皆無であります。これじゃ先生と子どもたちのコミュニケーションが全然とれない中で学校教育をやっているわけで、日本人がアメリカの学校へ行って教育やるのに等しいわけです。書くこともできない、しゃべることもできない。ポルトガル語で通じないわけですから。

しかし、ブラジルの人には物すごく優秀な人がいるわけです。日本でいう東大に行く人だっているのです。それを我々の教育のやり方が悪いがゆえに、彼らを見殺しにしてしまう。能力を十分に開花させることができない。非常に残念なことです。

太田市の試みにより、子どもたちに、親たちに信頼が得られるような、しかもバイリンガルで教育ができるような環境を確保して、そして現在実績として400名ぐらいの子どもたち、多分もっと増えると思いますけれども、そういう子どもたちが通えるような学校環境になってきました。金がかかりますけれども、気分のいいものです。終わります。

総司会 池上 氏

清水市長、ありがとうございました。

続きまして、群馬県大泉町の長谷川 洋町長お願いいたします。

大泉町長 長谷川 氏

皆さん、こんにちは。大泉町の概要をまずお話し申し上げますと、大泉町は太田市の隣にひっそりと息づいている町でありまして、18平方キロ弱という、群馬県で一番小さい町です。その小さな町に10月1日現在で4万2,000人の人口のうち6,800人、約16%の外国人が住んでいます。

外国人が増えた経緯等についてはすべて省かせていただきますが、先ほど北脇市長が人数としては一番多いというお話をされましたけれども、大泉町は外国人集住率としては日本一高く、非常に狭い面積の中に集中しているという町でございます。

そのような中で、本町といたしましても平成2年から日本語学校の開設とか日本語学級の開設とか、いろいろな手だてをしてきたところでございます。特に町内の各地域において多文化共生のための会議を開いてもいるわけですが、しかし、そういういろいろな施策を講じて対応すればするほど、課題が多いということを実感するのもまた現実であります。

地域が狭いと申し上げましたが、狭いがゆえにそのいろいろな問題は直接的に我々の行政に響いてくるのが実態でございます。

子どもたちの教育についても、今、太田市長も取り組みの一端を話されましたけれども、似たような対応というのはもちろん大泉でもしているわけでありまして。しかし、子どもたちの教育については、地域や日本の問題だけではなくて、四日市市長の話にもありましたように、関係する国の将来をも左右する大きな課題として受け止めているわけでありまして。

現在、外国人の教育については、日本の学校を選ぶか、あるいは外国人学校を選ぶかという2つの道があるわけですが、それは親がどのように考えるかによって決められてしまうというのが、我々の強い印象であります。

これからも日本に住むのだから、日本語をしっかりと覚えなければ…という意識を持っていれば、親は子どもを日本の学校に通わせるけれども、そうでない意識を持っている人は、外国人学校に通わせ、なかなか日本語を覚えていただけないということもあります。

しかし、高校への進学率というお話もありましたけれども、しっかりと就学した子どもについては、教育の道に結びつけて、将来自立できることを目的とする、そうした教育支援のあり方を、もちろん本町もやっているわけでありまして、国としてそうしたガイドラインなり、しっかりとした道筋を考え、人的・経済的な支援をすべきではないかということ強く訴えたいと思います。

一番問題なのは、教育に結びつかない子どもたち、あるいは受けるべきときに教育が受けられない子どもたちに対する課題であります。これは今申し上げたように、親のその意識をどのように変えていくか、子どもたちに教育を受けさせるということをいかに啓発し、浸透させていくかということが大きな課題ではないかと考えております。そのためにも、国の施策をしっかりと展開していただくことが、本当に緊急的な課題であると考えております。

多くの課題があります。それは例えば年金の問題や介護の問題も、教育の問題と同様に横たわっております。それは我々が不安を抱くと同時に、在住している外国人の方々の不安でもあります。そうした不安を取り除き、ともに共生する社会をつくるためには、やはり国がしっかりとガイドライン、あるいは音頭をとるとすることが必要である、そういう時期に来ているということ強く訴えたいと思います。以上です。

総合司会 池上 氏

長谷川町長、ありがとうございます。

次に、静岡県富士市 鈴木 尚市長、お願いします。

富士市長 鈴木 氏

富士市は富士山と駿河湾の間に位置をいたしました、人口24万人の静岡県東部の中核都市でございます。

本市の外国人登録者数につきましては、平成元年ころでございますけれども、そのころから南米日系人を中心に急激な増加をしております、ピーク時の平成16年には5,000人を超え、本市の人口の約2%に至っているところでございます。

それでは、提言に関連をいたします取り組みについてご紹介をさせていただきます。

まず、外国人学校への支援に関するところでございますが、現在、本市にありますブラジル人学校「エスコラ・フジ」、これは準学校法人立各種学校の認可を静岡県に申請をしているところでございまして、今年度末には認可の見通しになってございます。

また、皆さんご承知のとおり、各種学校に認可されますと、学割が適用になったり、あるいは通学割引定期券の購入も可能というふうになるわけであります。また、学校に対しても県あるいは市からの補助金が交付をされる。在籍する児童生徒、学校の双方に、大きなメリットが生ずるということになってまいるわけであります。

今後、全国の外国人学校においても同じようなメリットが共有できるように、国や県におかれましても、ぜひ外国人学校に対する支援の拡充を図っていただきたいと願いますところでございます。

次に、在住外国人児童生徒への支援でございますけれども、「夏休み学習サポート教室」というものを開催しています。これは夏休み中に市内の2つの学校を利用いたしまして、ボランティアや教員の皆さんが、夏休みの宿題あるいは学校の授業でわからない点について、一緒に勉強したり教えたりするというものでございます。

また、在住の外国人児童生徒及びその保護者を対象といたしました「高校進学ガイダンス」でございますが、これは高校進学を控えた中学3年生はもちろんでありますけれども、小学校高学年、あるいは中学1～2年生の児童生徒、またその保護者に対して、高校進学に伴う学校制度の仕組み、あるいは入試に関すること、そういったことを中心に教育委員会の教員が説明を行うというものでございます。

また、今年の6月には、「在住外国人児童生徒への日本語、母語支援のあり方について」というテーマで、大学教授からの講演をいただきました。内容といたしましては、在住外国人の子どもたちというのは、常日ごろから母語も意識して覚えて話すという習慣を持っていないと、日本語ばかりを覚えてしまって母語を忘れてしまう。ともすると母語が話せない、親とのコミュニケーションがとれなくなってしまう。こういうことから自宅では子どもに対して無意識に母語で話しかけることの大切さを教えていただきました。そのような取り組みをしているところであります。

もう時間が来てしまい、ちょっと説明し切れませんでしたが、いずれにいたしましても、数多くの支援事業を行うに際し、これから一自治体で取り組むというのには限度があるわけでございますので、ぜひ国また関係省庁、県、皆さんのご協力をお願いをいたすところでございます。ありがとうございます。

総合司会 池上 氏

鈴木 尚市長、どうもありがとうございました。
続きまして、磐田市 鈴木 望市長にお願いいたします。

磐田市長 鈴木 氏

磐田市は人口が17万6,000人で、そのうち9,200人が外国人というまちです。5%を超えているということで、外国籍の8割がブラジル系の日系人です。

私は、教育が重要だと痛切に思いましたのは、2回目の選挙のときに、選挙活動で団地の公園で選挙演説をやっていたんですね。そうしたら、昼間公園に寝ていた日系ブラジル人の子どもが金属の棒を持って、「静かにしないとぶったたくぞ」というようなことで来たんですよ。

何で今ごろこんなところにいるのか。しかも、日本の選挙制度は全然理解してないし、また、自分の要求を通すために棒でもって脅かすというようなことで、非常にこれは重要なゆゆしき問題だなというふうに痛感しました。つまり、日本の教育も十分受けていない、ブラジルの母国の教育も十分に受けていないということで、そういう子どもは本人にとっても非常に不幸だし、また、そういう子どもが今度は日本でもブラジルでも社会人として立派にやっといけるかどうかというと、やっといけないのじゃないかなと。そういう人をどんどん今の環境の中から生み出しているんじゃないのかなということを強く思いまして、これは教育を一生懸命やらなくちゃいけないということで、まず私は、「日本語による日本の教育に自信を持って」と教育委員会に言いまして、日本の学校教育に受け入れる努力をしております。

時間がないものですから、あまり言えませんけれども、例えば外国人の登録窓口に外国人が来られたときには、日本の公教育へのオリエンテーション、情報提供等をまずしっかりやる。

また、「多文化交流センター」という施設をつくりまして、そこで日本の学校に行っている子どもが日本語がうまくできない、また宿題なんかをもらってもうまくできない、友達とうまく付き合い切れないというような点について、相談に乗ったり、また宿題のサポートをしたりというようなことを、ボランティアの人たちとしている。

また、各学校に、外国人児童生徒指導員や相談員というような人たちが、教育委員会の方から加配されているわけですが、それ以外に国際交流協会から民間のサポーターを各学校に派遣しまして、そこで教室の中に入って、その子どもたちに直接脇について、いろんな支援を教育の中でしていくというようなことをしております。

ともかく、日本にいる以上、日本の教育をきちんと受けてもらう。そのための努力を、まず私たち自治体はすべきであると、そういう観点に基づいてやっております。その点についての教育委員会、国、県の腰が、まだきちんと据わっていないんじゃないのかなという印象を強く持っているところであります。

総合司会 池上 氏

鈴木 望市長、どうもありがとうございました。
それでは、この地域ブロック最後になります、湖西市の三上 元市長、よろしくお願いたします。

湖西市長 三上 氏

こんにちは。愛知県と静岡県の間で、静岡県側におります湖西市でございます。人口は4万5,000人でございますが、小さいながらも有名人が1人出ておりまして、豊田佐吉の生まれたまちでございます。技術立国日本の礎をつくった人として、湖西市の英雄という位置づけをしております。

そのために工場や研究所がございまして、外国人もそのためによりの方が住んでおり、比率でいきますと、8%という人が住んでいる市でございます。断トツの比率の大泉に続いて、10%近いというのは、第2位の数字を争うまちでございます。

テーマであります学校の問題、小学校前に関しては、幼稚園や保育園には27人が通っておりますが、3歳、4歳、5歳で100人以上いると推定される人たちの3分の1にも満たない者しか、我々は幼稚園やら保育園にいるということ把握しておりません。それも正確な数字は比率として把握できないわけでございます。

理由は、外国人の方がちゃんと登録をしていないという状況があるようでございますので、住民登録あるいは外国人登録をちゃんとするというのを徹底することが大切かなと。そうしないと行政サービスをちゃんと受けることができないんですよということで、徹底したいと思っている次第でございます。

私どもは、小学校入学前には、必ず入学してくださいという案内のパンフレットを送り、場合によっては家まで訪問して説明をするということをしていただいております。

ただし、いろんなことを考えてみますと、隣の豊橋、隣の浜松と比べますと、大分遅れているなと思ひまして、今年4月から市役所に1人、通訳の常駐を置くことがやっとできたという状況です。小学校にも1人、常駐の通訳を置くことが、この4月からやっとできました。これから隣の大きな2つのまちに追いついていくようなサービスをしたいと思っております。

小学校、中学校では、やはり日本語をしっかり教えることが我々の義務ではなからうか。外国人学校もございまして、176人の幼児から高校生までが通っておりますが、県境でございますので、愛知県側の人の方が多というのが外国人学校の実態でございます。

それと、私どもの中で、締めくくりに訴えたいのは、外国人の方々が働いている工場は、一部上場をしている有名な会社ばかりがそろっているわけでございますが、その会社が直接の雇用をしていない形で、人材派遣業という会社に所属しているわけでございます。そのために、社会保険に加入していないという人が大多数でございます。病気になったとき困る。けがをしたとき困る。こういう状況が出ております。何とか、これは義務でございますから、直接雇用関係がなくても、大企業の方々が下請けの会社に対して社会保険に入るよう、強く勧めていただきたいなということ切に願ひまして、締めくくりとさせていただきます。ありがとうございました。

総合司会 池上 氏

三上市長、ありがとうございました。

以上の部分で群馬・静岡ブロックの各首長からのご発言を終わらせていただきます。それでは、ご降壇をお願いいたします。

続きまして、長野・岐阜ブロックに移ります。首長の皆様、ご登壇をお願いいたします。

ただいまの群馬・静岡ブロックのところでは、就学前支援のあり方について、また外国人学校の支援について、浜松市の北脇市長から提言の内容についてご紹介がありました。

一つ一つを繰り返しませんけれども、教育についての提言・問題については、地域の問題や、介護・年金といったもう少し多様なことがかかわってくる問題の提起、さらには外国人登録に登録を徹底すべきであるというご指摘、社会保険未加入についての企業側への働きかけの必要性といったことが問題提起されました。

それでは次は、長野・岐阜ブロックでございます。長野・岐阜ブロックは義務教育についての提言を行っております。

ブロックを代表して美濃加茂市の渡辺市長から、ブロックの提言をご紹介いただき、その上で美濃加茂市の状況についてお話をいただきたいと思っております。先ほどと同様、提言を3分、都市の状況を4分でお願いいたします。

それでは、美濃加茂市の渡辺直由市長、よろしく申し上げます。



美濃加茂市長 渡辺氏

ご紹介をいただきました美濃加茂市長の渡辺でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

長野・岐阜ブロックでは、長野県の上田市、飯田市、岐阜県の大垣市、可児市、美濃加茂市の5市が、その実情の把握や課題の研究に取り組んでまいりました。

来日したばかりで、直接編入する子、外国人学校から編入する子によりまして、日本の公立小中学校に在籍する外国人の児童生徒数は急増いたしております。これに伴いまして、日本語指導が必要な外国人児童生徒も急増しているわけでございます。

また、外国人の児童生徒のみならず、国籍という枠組みではとらえ切れないさまざまな文化的背景を持った子どもや障がいを持った子どもなど、いわゆる特別な支援が必要な子どももおります。教育の現場では熱心な指導を続けておるわけでございますし、また、もちろん各都市もさまざまな支援を行っております。

しかし、外国人児童生徒の急増によりまして、十分な対応が困難になってきておるというのが現状ではないかと思っております。日本で暮らす外国人を含めたすべての子どもの教育を受ける権利を保障するためにも、国の制度を抜本的に見直すことが必要であると考えられます。

今日のお手元の「よっかいち宣言」の7、8、9、10ページが、私どもの報告でございます。その中で私どもは2つ、特にご提言をさせていただいております。

1つが教育体制の整備でございます。

まず、外国人児童生徒教育の基本方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。そして「日本語指導が必要な児童生徒」の定義を行い、日本語指導の目標と日本語能力の到達

目標をぜひ示していただきたい。

次に、外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、支援体制の充実を図るとともに、集中的に初期指導を行う教室の設置を推進することなど、6項目にわたり提言いたしております。

次に第2点目は、不就学対策についてでございます。

不就学対策を行うに当たりまして、まず外国人の子どもの不就学の実態が把握できるシステムを確立すること。この結果をもとに就学案内が確実に行われるように指導するとともに、その支援を行うこと。子どもたちが教育を受ける機会を逸しないように、在留期間の更新や在留資格変更の要件として子どもの就学を定めるなどの法整備を進めることの3項目を提言させていただいております。これにつきましては、県、経済界に対しても提言をまとめております。

今回この提言をまとめるに当たりましては、本日までご出席いただいております、明治大学の山脇啓造先生を始め、多くの皆様方のご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます、長野・岐阜ブロックの提言の概要についてのご報告とさせていただきます。

次に、私ども美濃加茂市の現状と取り組みにつきまして、ご報告をさせていただきます。

美濃加茂市は、11月1日現在、市の総人口5万3,940名でございますが、外国人登録者数が5,354人、総人口に占める割合は先ほどの湖西市さんを超え、9.93%ということでございまして、その7割近くがブラジル国籍の方ですけれども、最近ではフィリピン国籍の方も増えてまいっておるわけでございます。

5,300人のうちの約7.7%が義務教育段階年齢のお子さんでございます。そのうち約半数が、市内の公立の小中学校に通っておりますけれども、一番多いところでは、全校児童の12.6%に当たる80人の外国籍児童が在籍いたしまして、どの学級にも3～4人の外国籍児童がおり、日本の子どもたちとともに学んだり、遊んだりしているわけでございます。

私どもは多文化共生に向けましてさまざまな取り組みを行ってまいりましたけれども、まだまだ多くの課題を抱えておると思っております。

1つは、学校教育での取り組みでございます。

これにつきましては、私ども、日本の学校でとまどうことなく生活ができるように、一定期間集中的に日本語の初期指導や生活を行う教室「共生学級エスペランサ」を2003年から開設しております、現在2名の指導員とボランティア及び岐阜大学の学生の支援により、12人の外国籍児童が指導を受けておるわけでございます。

加配教員と支援員によります日本語指導、「エスペランサ」での指導は、大変大きな成果を上げておりますけれども、先ほど来ご報告申し上げておりますように、外国籍児童生徒数の増加により十分な対応が困難になってきているなど、幾つかの課題が出てきておるわけでございます。

外国人の方は移動が多く、入ってきますと、すぐ出してしまうと、そういうような状況が続いておりますし、最近では、いわゆるLD（学習障害）とかADHD（注意欠陥多動性障害）の外国人児童も入ってきています。そうしますと、そういう特別支援教育と、言葉の問題、教員免許の問題、この3つを全部解決できる能力を持っておられる方に本当は指導をしていただきたいと思うんですけれども、先ほど来お話にございますように、そのような方を見つけ出すのが大変難しい状況だと思っております。

そして、地域の取り組みといたしましては、毎年シンポジウム等を行っております。昨年度は、自ら勉強し、高校、大学へ進んでいるという子どもたちにも来てもらいまして、どうやって課題を克服したかというような話を皆さんにさせていただき、そういうシンポジウムをいたしております。

それから最後に、企業との連携でございますけれども、これにつきましては、最近では企業、学校、行政の3者が集まりまして、いろいろな話し合いをしております。「学校ホットライン」の開設ということもしていただいております。これは勤め先の企業に直接学校から電話を入れますと、保護者に直接つないでくれるということで、何か急に学校から帰らなきゃいけないとか、そういう場合の対応をお願いして、快く引き受けていただいております。

このような取り組みを今進めておりますけれども、ぜひとも国、県、皆さん方のさらなるご支援を心からお願いいたしまして、ご報告とさせていただきます。

総合司会 池上氏

渡辺市長、どうもありがとうございました。地域ブロックの提言の紹介及び美濃加茂市の取り組みのお話でした。

それでは続きまして、上田市の母袋創一市長、よろしく申し上げます。

上田市長 母袋氏

長野県の上田市から参りました。今年3月、新市になりまして、16万7,000人規模の都市になりました。県下でも有数な工業都市で、製造業が多うございます。

外国人登録者数は県内第1位の約6,200人でございます。ブラジル人を中心に日系人の割合が7割を超えております。多文化共生に向けて取り組んでおりますが上田市の場合は、48カ国の外国人が住んでおります。

先般、初めて市で行いました実態調査によりますと、大人の中で永住を希望している人は14%程度でございます。家族での日本滞在が長期化する傾向にあるとともに、日本生まれの外国籍の子どもの増加もございます。そして2世、3世の世代の高齢化が進んでいるというような状況の中で、教育を始めとして、さまざまな問題、あるいは不都合が生じているという状況でございます。

取り組みにつきましては、これまでポルトガル語対応の相談員を2名配置してまいりました。また多文化共生の係を新設いたしました。そして、外国人登録者の割合の中で5割以上を占めるブラジル人の実行委員の皆様と、日本人のボランティアの皆様の方の力も借りながら、「ブラジル田舎祭り」、そしてまた広く外国人の方の参加がある「国際交流フェスティバル」等も開催をいたしております。

この夏の新たな取り組みといたしまして、「集中日本語教室『虹のかけはし』」を設置いたしました。これまで学校におきましては、日本語指導員の配置や、日本語教室を設置してまいりましたが、どうしても学校での初期指導としては不十分であるという声が、多くの現場からございました。そのために県の協力を得まして、集中的に日本語指導できる場所ということで設けたところでございます。

最近の教室の状況を聞いてみますと、子どもたちが大変楽しく学んでいる。そして、不安というものがかなり解消されたということもございます。現在5カ国、19人が学んでおりますけれども、希望者は多いのですが、受け入れ人数に限界がございまして、全員は受け入れられない状況でございます。来年度には、何とかもう1カ所、県との協議の中で増やせればと思っております。

さて、昨年秋に「上田市外国籍市民支援会議」を設置いたしました。これは行政と民間等の団体、加えて企業で組織したものでございまして、これらの中でさまざま実態調査を行っ

た調査結果を生かして、多文化共生のまちづくりのための推進指針を策定してまいりたいと思っております。

要望といたしましては、企業は外国人を、派遣会社から受け入れており、派遣会社の陰に隠れているという状況がございます。問題や彼らの生活に積極的に関わっているかということからすれば、一歩退いた立場を取っております。企業のみなさんにおかれても、外国人が日本で生活する上において、どうしても社会に与える影響とか、あるいはコストがかかるのは現実でございます、受益者として一緒になって私はコスト負担について考えていただきたい、このようにも思います。

また、国は結果的に地方にさまざまな負担というものを押しつけてきたように感じますが、ようやく最近重い腰が上がってきまして、今後に期待をいたしているところでございます。

そして、国や企業に対しまして要望いたしますのは、基金のようなものが創設でき得ないかということでございます。そして、その運用益で外国人をめぐる様々な施策に活用することも提案してまいりたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

総合司会 池上 氏

母袋市長、ありがとうございました。

続きまして、同じく長野県飯田市の牧野光朗市長、よろしくお祈りします。

飯田市長 牧野 氏

皆さん、こんにちは。長野県の飯田市長の牧野でございます。

私は市長になる前の職場では、4年ほど、外国人比率が3分の1あると言われておりますフランクフルトに在住しております、子どももドイツの幼稚園に、ドイツ語もわからない子どもでしたが入れまして、そういった意味では逆の立場にいたことが4年ほどあるという、そういった経験もございます。

私どもの飯田市、人口10万8,000人ぐらいでありまして、中央アルプスと南アルプスに囲まれた山都でありますけれども、こういったところにどうして外国人の方が多いのかということに疑問を持たれる方もいるかもしれませんが、これは理由が2つほどあります。

1つは歴史的背景でございまして、1930年代の世界恐慌のときに、多分ほかの市でもあったと思うんですが、それまで栄えていました養蚕、絹織物といった繊維産業が大打撃を受けまして、そのときに国内あるいは海外に多くの開拓団を出した。とりわけ南米、中国といったようなところにも出ていって、満蒙開拓団が人口比率で言えば日本で最も多い地域と言われておりますが、そういった歴史的背景があります。

それからちょうど先日、今日も来ていただいておりますブラジルのギマラエス総領事に1日領事館で飯田市に来ていただいたとき、いろいろと交流を持たせていただきましたが、とにかく飯田は住みやすいと。非常に多様な文化がある地域でございまして、そういったことから寛容性がある、トレラントな市民性を持っているということと、それからものづくりの地域に一角を占めるということから、製造業による人手不足が非常に深刻であると、そういった観点から非常に外国人の方も多く在住しているという状況であります。特に、大体人口の3%になりますが、3,000人ほどの外国人の方のうちの80%を占めるのが中国とブラジル人の方であります。

時間がありませんので、国への要望の話に入りますが、1つは外国人登録制度の見直しと

いうことを行ってほしいと思っています。といいますのは、不就学の外国人児童生徒支援事業に基づきまして、不就学の実態把握と在籍児童生徒の意識調査を行ったんですが、これを把握するのがなかなか難しかったと。これはやはり、いわゆる外国人登録制度と住民基本台帳制度が全然離れてしまっている。転出しているかどうかということがわからないという状況があります。

将来的にはこの登録制度と住民基本台帳制度の一元化を図って、私どもの行政サービスというものをしっかりと外国人の方にも享受していただくような、そういった仕組みが必要だと思っております。

それともう1つ、そういった意識調査の中で出てきておるのは、いわゆる中国人の皆さん方は、日本の教育を受けてそのままここに永住していきたいという方が多いということであり、もう1つはブラジル人の方は、いずれは家族で帰国したいと。帰国して母国の学校に通いたいという人が多いということがございます。

前者のそういった日本の教育を受けて職に就きたいという方に対しては、やはり日本語教育の充実というのが必要になるというふうを考えております。ドイツにおきますVHS（Volkshochschule＝フォルクスホッホシューレ）のような、どんな都市でも廉価で在住国言語の授業を受けられるような、そういったシステムというものも今のこの日本にもしっかりと確立していく必要があるのではないかと、そんなふうには思っているところであります。

それから、いずれは母国に帰りたいといった皆様方に対しては、やはり外国人学校に対する援助・支援というものをしっかりとしていく必要があると思っております。子どもたちがアイデンティティクライシスを感じて、自分がどこに属するのかわからないという状況になることは、地域にとってもやはり非常に大きな問題になっていることは、ほかの地域の皆さん方の事例からも明らかだと思っております。

そういった意味で、いわゆる多様化するニーズに対応した行政ニーズというものを、できればシビルミニマムという形で全体で考えていっていただきたい、そういうふうには提言させていただきまして、私からの発表とさせていただきます。ありがとうございました。

総司会 池上 氏

牧野市長、ありがとうございました。ご自身がドイツで、まさに外国人として生活された経験に基づくお話でした。

それでは大垣市の小川 敏市長、よろしく願いいたします。

大垣市長 小川 氏

岐阜県大垣市の小川でございます。

今の上田市さんと同じぐらいの人口16万6,000人ございまして、そのうちの約4.2%、7,000人が外国人。その7,000人のうちの約65%、3分の2ぐらいがブラジル人で、4,500人ほどいるということがございます。

近年の景気回復傾向を受けて、外国人、特に日系ブラジル人は増加傾向ということになっておまして、今や地域の発展、活性化には外国人、日系ブラジル人というのは欠かせない存在になってきているというのが実情でございます。これは他都市においても同じではないかと思えます。

また、まちの中も中古車販売業ですとか、食料品販売業ですとか、教会ができたりですとか、

外国人のためのサービスというのが十分行き届くようになってきているわけですが、それと同時にさまざまな課題もあるというのは、今までの各都市と同じでございまして、日本語がなかなかしゃべれないとか、あるいは健康保険はどうなっているのかとか、あるいは教育の方はどうなっているのかと、さまざまな課題を抱えつつあるわけでございます。

この大垣市としての特徴的な取り組みといたしましては、まず第1に、ブラジル人の外国人学校、日本で初めて法人化をさせていただきまして、そして支援をさせていただいているということでございます。

今までブラジル人学校などの外国人学校が認可されるには、建物・土地は借地ではいけないとか、ある程度運営資金は確保しなければいけないとかいうようなことがございましたけれども、規制緩和をしていただいて、そして法人化をさせていただきました。そうすることによって、子どもたちが学割を使えるとか、あるいはまた国・県の補助が受けやすくなるとか、大変メリットも多く助かっているということでございまして、この外国人学校の法人化ができたということは、大変いいと思っております。

また、それ以外に、特徴的といいますか、重点を置いてやっておりますのは、外国人に対する日本語教育ということでございます。大垣市の外郭団体であります国際交流協会というところがあるわけですが、これが外国人のためのマンツーマン方式による日本語指導というのをやっております、大変好評でございます。昼となく夜となくやっております、今250名ほど指導しておりますが、現在まだ100名ほど待機中ということで、順番待ちというような状況でございます。

それと同時に、子どもたちのための日本語教育というところにも力を入れておりまして、「パルチーダ」とか「アバンソ」というような名前をつけさせていただいて、「パルチーダ」というのは初等日本語教室ということで、2つの小学校で1週間に3回日本語教育をさせていただいております。

最初のうちは受ける人も大変多かったわけですが、このごろはだんだん数が少なくなってきた。それだけ効果が出てきたということでもありますし、また、「アバンソ」の方も、火曜日から金曜日まで、日本語だけではなくて、授業の補習授業の方も一緒にやらせていただいて、子どもたちの学習能力も大変上がってきているというふうに効果が出てきているというのが実情でございます。

もうあまり時間がございませぬけれども、それでは国あるいは県に対する要望ということでございますが、先ほどから話も出ておりますように、財政的・人的支援ということでございます。ぜひ日本語、ポルトガル語のわかる人の加配をお願いしたいというふうに思っております。

また、これからの課題といたしましては、教育とは少し離れるかもしれませんが、やはり親が安定しないと子どもも安定しないということでございます。先般の話では、親が保険に入っていない、無保険者の課題の話も出ておりましたけれども、無保険者だけではなくて、親がすぐ解雇される、転勤をする。それと同時に子どもも学校へ行かなくなる。親の方も授業参観も、あるいはPTA活動もしないという不安定さにつながるということでございますので、親の職業を安定させるということをぜひ望みたいというふうに思います。

総合司会 池上 氏

ありがとうございました。

それでは、このブロックの最後になります、可児市の山田 豊市長、お願いいたします。

岐阜県可児市の山田でございます。

可児市には、6,500人ほどの外国人がおいでになりますが、その約7割はブラジル人でございます。年々歳々増加の傾向でございますが、特に教育現場は本当に大変な状況であります。

そういう中で、まず国際交流協会、そして今日おいでになっています愛知淑徳大学の小島先生が、当時全国では初めてでございますが、2年かけて外国人の実態調査をいたしました。そして、その一番主たるものは、子どもの就学実態でございます。就学したいか、したくないか、親はどう考えておるかということの膨大な調査をいたしました。

今だったら恐らく、個人情報保護法の適用からいってもここまでの調査を行うことは難しいかと思いますが、このように本腰を入れてまいった1つには、外国から日本に来てそのまま学校へ入るということは、言葉、学力、文化の違いなどから、子どもにとって適応が困難な状況であったということです。そこで、可児市では平成17年度から、外国人児童生徒を集中的に指導する教室「ばら教室KANI」を開設いたしました。

そして、そこで日常会話、生活の習慣の基礎を少しでも学んでから学校へ入られるような仕組みにし、成果を上げているわけでございますが、それでも現場の学校は大変な状況であります。

一方、国際交流協会では、外国人の方に対して日本語講座を設けて、本当に精力的にやっただいておりますが、一番多い日系ブラジル人の保護者がなかなか出てこないという問題もあります。

そんな中から考えますと、これからの外国人の皆さんに対する対応は、私はどうしても遅ればせながら多文化共生センターという大きな施設をつくって、そこで絶えず触れ合い、そしてより一層語学の研修、日常生活のマナーをもっといただけるような、そういう仕組みをつくっていきたいと考えており、来年度の事業として着工したいというふうに考えております。

また、他の問題としましては、企業が人材派遣業を通じて外国人を雇用しており、丸ごと派遣会社にお任せという実態がございます。労働力確保さえすればいいという、それだけで企業は楽ですが、そこに問題があります。

それから、まず県の段階は、全く多文化共生ということに対しては不勉強です。これからだというふうに思っております。国との関係でも、私はずっと以前から申し上げておりますが、市町村の実態に合わせてやっていただきたいということです。国自体も全く放漫で、日本語教育に焦点を置いておられるということですが、外国人に対する教育という現場の実態というのをどれほど認識しておいでになるかということについては、私は苦言を呈したいと思っております。

そして最後は、問題は外国人の保護者の方の考え方です。これをどう教育していくかということでもあります。子どもが母国語を覚えなきゃ帰ったときに困るという人と、いや、そうじゃない、日本に居るうちは日本語を覚えなきゃいかんという人といろいろあるわけでございますが、いずれにいたしましても、私はこのことに本腰を入れて取り組んでいく必要がある、市町村の外国人教育は今、瀬戸際へ来ている。そのような大変な時期だと思っております。以上で終わります。

総合司会 池上 氏

山田市長、ありがとうございました。

それでは、長野・岐阜ブロックの各首長の皆様、ご降壇をお願いします。どうもありがとうございました。

ただいまの長野・岐阜ブロック、義務教育の段階での支援ということで、とりわけ外国人児童生徒の教育の基本的な指針の策定が最初に強く訴えられたわけであります。

また、不就学の子どもたちの問題、この問題をしっかりと把握するためのシステムを確立するべきであると。そのシステムの確立において、不就学の子どもをなくし、また子どもたちを教育に接続していく、そういった案内制度、周知の制度が必要だというご提言がありました。

また、それぞれのまちでは、いろいろな日本語の教育に関する取り組みなどございました。私、ちょっと伺っていて、これは今回初めて出てきた案件だなと思いましたが、特殊教育と外国人教育の重なる領域で問題が今生じ始めているというところ。また、企業によるコスト負担をめぐってのご提言などもございました。

続きましては、愛知・三重ブロックでございます。愛知・三重ブロックは、義務教育後、そして外国人政策全般についての提言を行っております。

ブロックを代表して、豊橋市の早川市長より、ブロックの提言をご紹介いただき、その上で豊橋市の状況についてお話をいただきます。ここにおきましても、提言の概要は3分、各都市の状況を4分でお願いいたします。

それでは、豊橋市の早川 勝市長からお願いいたします。



豊橋市長 早川 氏

豊橋市長の早川です。

本ブロックは愛知県の豊橋市、岡崎市、豊田市、西尾市、三重県の鈴鹿市、伊賀市、四日市市です。

愛知・三重ブロックの2つのテーマについて、まず報告をいたします。

はじめに、義務教育年齢を超過した子どもに対する具体的施策についてです。

近年、外国人集住都市公立中学校を卒業して、そういった外国人生徒たちが進学するケースが多くなっている傾向にありますが、反面、家庭環境、あるいは学習の機会に恵まれない、こういったことによりまして、やはり日本語の能力が身につかないということで、進路先が

決まらない子どもたちが少なからず存在をいたしております。そういった意味で進学、就職の遅れた子どもに対する若年雇用対策や、働きながら学ぶことを支援する制度、環境も、現在は不十分な状況でございます。

そこで、国への提言といたしましては、大きく分けて2つございます。1つは学習環境の整備でございます。義務教育年齢を超える外国人の子どもの公立中学校への受け入れなど、実態に応じた柔軟な編入学の促進を考えていただきたい。就学の機会を逸しました子どもに、教育を受け直させる場づくり、これも検討をしていただきたいということでございます。

次に、就労支援に関してでございますが、日系人の就労支援事業の継続、そして働きながら学べるように、若年雇用対策の新設、強化などの要望を提言いたしております。

なお、県に対しての提言といたしましては、公立高等学校の外国人生徒の特別枠を設定して、就学の拡大を図っていただきたい。

それから、経済界への提言といたしましては、外国人の学卒者の就職促進と、非正規雇用から正規雇用への転換を進めていただきたいということでございます。

テーマのもう1つが、外国人政策全般の改革についてでございます。これまで「浜松宣言」「豊田宣言」、そして規制改革要望などで訴えてまいりましたが、子どもたちの将来を考える上で、緊急性の高い問題につきましての国への提言でございます。

1つには在留資格の変更更新許可時等における社会保険加入や納税状況のチェックなど、外国人登録制度及び在留管理制度の改革をお願いしたいと思います。

2点目は犯罪人引き渡し条約の早期締結でございます。

3点目は、日本語教室を運営する自治体、NPOへの国の支援など、成人、大人を含めた日本語教育の積極的な推進をいただきたいということでございます。国、県、経済界の皆様方に早急にご検討、実現をお願いいたします。

これが提言の概要内容でございます。次に豊橋市の実情と取り組みなどについて報告をさせていただきます。

本市には、外国籍は1万9,000人の方でございまして、うち1万2,000人がブラジル国籍の方であります。そして現在、公立の小中学校の児童生徒数は3万4,500人でございますが、外国人児童生徒は約1,000人で、うちブラジル人が770人、ペルー人が100人でございます。

なお、市内には2カ所のブラジル人学校がございまして、そこへ通っている児童生徒が約450人でございます。

そこで、子どもたちに対する取り組みを4つ紹介させていただきます。

1つは、市の教育委員会主催でございますが、公立の小中学校に通う児童生徒、保護者を対象に、お盆休みの時期を利用いたしまして、市役所の会議室で進路相談会を開催いたしております。今年はハローワークの協力もいただいて、就職相談もできる体制をとっております。

2つ目は、これは愛知県からの委託でございますが、外国人児童生徒アフタースクール支援事業を実施いたしております。これは市の国際交流協会とNPOとが連携をいたしまして、夏休みあるいは土曜日に、学校の教室、市民館を利用して勉強、あるいはさらに日本語を指導するものでございます。

3つ目は、これは市の委託事業でございますが、2年前に豊橋ブラジル協会をつくっていただきました。これは日系ブラジル人自らの組織でございまして、今年の場合、従来からも行っておりましたが、そのブラジル協会にポルトガル語の広報発行だとか、さらにはブラジル人の児童と私、市長との懇談会をお願いいたしております。内容的には豊橋の好きなところを絵にしてもらったり、このまちが好きな理由を話してもらっております。

4つ目でございますが、ご存じのように、去年は愛知万博が行われました。今年は実は本市、

豊橋は市制100周年でございます。そして100周年を記念して、豊橋当地域を中心にした映画「早咲きの花」を撮影して完成をさせたわけですが、万博に、そしてまた、この「早咲きの花」の映画に対しても全小中学生は無料。市が負担をいたしまして、万博会場へバスを仕立てて行ってもらいました。公立学校やブラジル人学校へ通っている子ども、さらには、朝鮮初級学校も豊橋にありますが、要するに豊橋の学校に通ってきている子どもたち、すべての小中学生に万博を見ていただきまして、さらには映画無料鑑賞券を配付いたしました。

それからもう1つ紹介をさせていただきますが、豊橋には豊橋市立高等学校がございます。ご存じのように、昭和2年ですから、今年で79年目ですが、定時制で、夜間だけでなくて昼間部もございます。不登校だった生徒、外国籍の生徒、経済的に弱い立場の生徒、学びをしたい子どもなどが入学をしております、18年度は昼間部の定員160名のうち外国人生徒が28名。ブラジル19名、ペルー7名、フィリピン1名、中国1名。そして夜間部の定員80名のうち外国人生徒が20名。ブラジル13名、ペルー6名、フィリピン1名が入学をしております、年齢は15歳から19歳ということでございます。

やがてこの高等学校にインターナショナルスクールの設置も考えるときが来るのかなど。そういったときにはブラジルからの教師の派遣などにつきまして、ぜひ国の支援をお願いしたいと思っております。以上でございます。

総合司会 池上 氏

早川市長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして岡崎市 柴田絃一市長、よろしく願いいたします。

岡崎市長 柴田 氏

愛知県は岡崎市長の柴田でございます。

私どものまちも人口37万人であります、外国人の皆さんがこの数年間で4,000人増えまして、1万1,000人の方がお住まいになられております。内訳は、ブラジルの方が大体50%、韓国・朝鮮の方で約18%、中国10%、フィリピン10%というような割合になっております。

国際交流の関係であります、私どものまちには、国立の自然科学研究機構というのがございます、外国の方が以前からお住まいをいただいていたというようなことがございます。また、国際交流ということでのO I A（岡崎市国際交流協会）の活動も大変活発にしておっていただきましたので、とりわけこの家康行列の何万人、何十万人が出てやっているわけですが、その家康行列の中に甲冑をつけた部隊、井伊直政部隊の中には、外国人の方ばかりで参加をしていただいているということもございます。

また、皆さんに視聴をいただきました、NHKの朝ドラ「純情きらり」も無事に終わりました、八丁蔵通りであるとか、あるいはまたその舞台にいたしました地域を、これから外国人の方にも喜んでいただくようなことでの取り組みもいたしております。

それから、10月からご当地ナンバーの岡崎ナンバーがスタートいたしましたし、「ジャズの街 岡崎」を広くアピールをしていこうということで、外国人の皆さんとの「ジャズストリート」の計画をし、盛況に終わったところであります。

国際交流の関係でございますと、多文化共生の下地が既に十分出来上がっておるわけでございます、16年の3月には岡崎市国際化推進検討委員会におきまして、国際化推進プランを取りまとめいただいたところであります。

それから、外国人交流支援センターも既に設置をさせていただいておりますが、実は今、「図書館交流プラザ」を計画しております、明後年には完成いたしますが、その中に外国人の皆さんとの交流センター的なものも取り込みまして、外国の方々とのいい関係をつくっていかうということを進めております。

また、今年の初め、「多文化が響き合う魅力ある地域づくり」をテーマにいたしました「ラウンドテーブル」というのを外国人の方も含めて開催をしましたところ、やはり言葉の問題は非常に困るという切実な声がございます、今、実は各地域のコミュニティー通訳員ということで、今年も7名を委嘱いたしまして、団地などにその方を配置させていただいて、言葉の問題の解決をしておっていただくところであります。

それから、コミュニティー参加ということで、そうした外国人の方々が地域の方と共生ができるような取り組みを真剣に今進めておるところでございます、そんな意味でこれから、またこの集住都市会議の各地域の課題が大変参考になりますので、これからもよろしくご指導のほどお願いをしたいと思います。

問題点もあります。特に私ども市民病院を持っておるわけですが、病院の1年間の診療費を払っていただけないというのが2億5,000万ぐらいあるんですが、どこに問題があるんだということを言いますと、外国人の方の保険証を持っていない人が、もう行くところがないからそこへ駆け込むと。治療を断ることができないからやる。それが不払いになってしまうという蓄積もございます。また、団地では夜遅くまで騒いでおったり、ごみの問題等々がございます。不法滞在のこともあります。

そんなことから、私どもが思いますことは、雇用者が外国人を一括雇用いたしまして、同じアパートに住ませ、1つの企業に送り込んでいるわけですが、その雇用者が責任をはっきりさせていただいて、これらをきちっと指導できる体制をつくっていかないと、收拾がつかない状態になるのじゃないかと思えます。

外国人の方の犯罪も、年間400件ぐらい起きています。1日1件以上起きているわけです。こういう問題を含めて、国が責任を持った体制づくりもしていただかなくてはいけないなということを感じておるわけでございます。以上であります。

総司会 池上 氏

柴田市長、どうもありがとうございました。

それでは次に、豊田市の鈴木公平市長、よろしくお願いたします。

豊田市長 鈴木 氏

豊田市の鈴木でございます。

一昨年、私どものまちで「外国人集住都市会議 in豊田」を開催いたしまして、今日ご出席の方々も含めて多くの方にご参加をいただきました。この席で大変失礼ですけれども、改めてお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

さて、豊田市は、人口が約42万人でございますが、そのうち在住外国人は1万5,000人でございます。最近、中国人の増加が目立つという状況です。

最近の傾向について申し上げますと、1つ目は多国籍化が進んでいるという実態がございます。この2年間で15カ国増えて、合わせて77カ国の外国人が住むようになっています。

2つ目は定住化が進みつつあるという状況で、滞在期間が5年を超える児童生徒を見てみ

ますと、この2年間で約7%増えているという状況で、日本で進学・就労を希望する児童生徒の数も同様に増えています。2年間で5%増えており、この傾向は今後も続くのではないかと見ております。

もう1つは分散化です。会場の皆さんもご承知かもしれませんが、私どもには保見団地という、10年ほど前にいろいろな事件が起きまして、全国的に有名になった団地がございます。人口が9,000人から1万人あたりを行ったり来たりする団地ですけれども、そこに4,000人を超える外国人が、10年ほど前から一挙に集住するようになりました。小学校2校、中学校1校ありますが、児童生徒数の半分が外国人という実態です。ところが、最近では市内全域の公営住宅を中心にして、分散するようになったという傾向があります。そのため、あちらこちらで課題が発生しています。

次に、施策についてですが、持ち時間が4分ということもありますので、豊田会議以後の義務教育年齢を超過した子どもへの新たな取り組みについて報告をさせていただきます。いろいろな取り組みをしておりますが、それにつきましては本日の配布資料にありますので、ご参照いただければと思います。

新たな施策といたしましては、外国人青少年の自立支援を平成16年4月から取り組んでおります。内容は就労のためのパソコン教室、あるいは日本語教室ということでありまして、夜間行っており、ニーズも大変高く、一定の評価も得ているという状況です。

なお、今後の新たな取り組みとしまして、1つご紹介したいと思いますが、現在国際交流サロンを建設中で、面積はフロアで900平方メートルあります。

内容は、外国人の方々が気軽に立ち寄って交流を図っていただく、あるいは外国人をサポートするさまざまな団体とか個人を支援する、そうした中核施設にしていこうということで、いろいろな事業を展開していこうと思っています。

最後に、国に対して提言したいと思います。現在、日本語能力試験というものが年に1回開催されておりますが、私どものまちで調べますと、中学生で約7割の子が受験しております。しかし、日本語能力試験そのものが一般的に認知されておらず、この資格が進学や就職に役立っていないというのが実態です。国においても、在留期間の更新、許可の更新要件に、日本語能力を加えるご検討をいただいていると伺っておりますが、そのためにも受験しやすく、そしてまた権威のある日本語能力検定試験を創設していただけるようお願いしたいと思います。勉強をあまり一生懸命したくないという子どもが増えているという実態もこの辺にあるのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

総合司会 池上 氏

鈴木公平市長、どうもありがとうございました。

それでは次に、西尾市の中村晃毅市長、よろしく申し上げます。

西尾市長 中村 氏

西尾市長の中村晃毅であります。ご提言申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、西尾市の紹介を若干させていただきたいと思いますが、名古屋市の南東40キロに位置します、人口10万6,000人ほどの西三河南部地域の中心的なまちであります。本市の産業は、工業と農業がバランスよく発展しており、工業ではご案内のように株式会社デンソー、そし

てまたアイシン精機株式会社を始め自動車関連産業と日本三大産地の1つであります鋳物産業の盛んな地域であります。

また一方、農業では全国有数の生産量を誇ります抹茶や洋ラン、そしてまた植木、花卉などの生産が多くなされておる地域であります。

そして、先ほどの岡崎市さんは五万石であります、西尾市は大給松平六万石の城下町として栄えた、歴史と文化の香りあるまちでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、西尾市の現状であります、西尾市では、外国人登録者数が増加をしております、1990年の入管法の改正以降、1989年には809名だった外国人登録者数は、1990年には1,139名に増加しました。その後も増加を続け、本年11月1日現在では、5,177人の登録があり、これは西尾市の人口の4.85%に当たります。このうちブラジル国籍は3,071名で、全外国人登録者数の約60%を占めております。最近では、ブラジル、ペルーといった南米からの外国人のほか、インドネシア、あるいはベトナム、東南アジアなどの諸外国の増加が目につくところであります。

現状の西尾市の取り組みでありますけれども、これに対するために外国人の日本語学習の支援として、西尾市国際交流協会では、平成8年からボランティアによる日本語教室を毎週木曜日と日曜日に開催させていただいております。

そして、市におきましては、英語、ポルトガル語、そしてスペイン語に対応できる相談員を配置し、また生活や行政などの相談窓口を開設しているほか、来庁した外国人の通訳業務として、市民課に2名、それから児童課に1名、ポルトガル語とスペイン語の通訳を配置しておるところであります。

また、学校では2名、保育園では1名、ポルトガル語を話せる教育補助者の採用をしているのが現状であります。

このような現状であります、特に国にお願いしたいことは、今申し上げましたように、外国人児童生徒の教育担当の増員をぜひお願いしたいと思います。強力な体制を国でとっていただくようお願いを申し上げまして、西尾市の提言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

総合司会 池上 氏

中村市長、どうもありがとうございました。

続きまして、鈴鹿市の一見奉雄助役にお話をお願いします。

鈴鹿市助役 一見 氏

ご紹介をいただきました三重県鈴鹿市の助役の一見でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私どもの今、外国人登録者の数は9,453人ということで、三重県で最も多い市でございます、人口は約20万でございますので、4.6%ということでございます。現在、ホンダを中心に自動車関連工場がたくさんございまして、主にそこで働いてみえる日系の方が3分の2を占めております。現在でも年間500~600人くらい外国人登録者の数が増加し続けているという現状でございます。

それでは、私からは第3部の課題に沿いまして、私どもが取り組んでおります事業についてご説明を申し上げたいと存じます。

まず、私どもでやっております外国籍生徒保護者向けの進路ガイダンス事業というのがございます。これは中学校卒業レベルといたしますか、その年齢に達した子どもさんについてのガイダンスでございます。主に市内の公立中学校に通います外国籍の子どもさんにつきまして、進路についてのイメージを広げ、意欲を高めるというねらいで実施をしております。

私どもといたしましては、現在、高等学校や大学で学んだ先輩、あるいは現在、高等学校に在籍している外国籍の現役高校生といった方々に参加をしていただきまして、進学校の高等学校の紹介をして、あるいは自分の今行っている学校の様子を紹介していただいております。

また、進学だけではなくて、就職を希望する生徒もお見えになりますので、ハローワークから職員も派遣いただきまして、就職ガイダンスの話もしていただいております。その後、各近隣の高等学校でございますけれども、進学でき得る学校ごとにブースを設けて、個別に進路相談ができる時間も設けております。この取り組みは現在、3回目になりますが、徐々に参加者も増え、定着をしつつあるというふうに思っております。

また、私どもの人権教育センターと市内の高校との間で、月に1回ネットワーク会議を開催いたしまして、高校入学後の子どもたちの状況について、いろいろ意見交換をしておりますし、また、家庭や高等学校に私どもの人権教育センターの職員が出向いて、義務教育後の進学状況がうまくいっているかどうかというサポート体制も、少しずつではございますがやっております。

こうしたいろんな取り組みの中で、近年、例えば定時制高校に通う生徒さんも増えておりますけれども、一旦就職した後も、やはりその定時制高校へ自分の仲間が学びに行っているということで刺激を受けて、19、20歳になって改めて定時制高校に行きたいというふうに考え、通う生徒さんも増えております。こういったことには、職場の協力も非常に大事でございますので、ぜひ経済界の皆さんのご協力もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、私どもいろいろなガイダンスを実施しておりますが、徐々に効果は出てきつつあるというふうに考えております。

最後に、私どもにもブラジル人学校がございます。ブラジル人学校への支援といたしまして、特に防災説明会や交通安全教室の開催、あるいは市内の自動車工場の見学会等といろいろやっております。できるだけ実態を知ってもらい、あるいは関心を持っていただくというふうに今のところやっておるということでございます。ありがとうございました。

総司会 池上 氏

一見助役、ありがとうございました。

それでは続きまして、伊賀市の内保博仁助役にお話をお願いします。

伊賀市助役 内保 氏

三重県伊賀市助役の内保でございます。市長にかわりまして、伊賀市のご紹介を申し上げ、提言をさせていただきたいと存じます。

今、発表いただきました鈴鹿市さんから西へ30キロほど参りますと、三重県の北西部に伊賀市がございます。人口につきましては、10万の小さな農山村の市でございます。名阪国道の開通に伴いまして、工場の進出等ございまして、そんな中で外国人登録者の数も年々増加をいたしまして、10月末現在では登録者数が4,876人ということで、全人口のおよそ4.7%に達しております。

そこで、永住を望まれる外国人が増える中で、日本の高校進学を希望する外国人の児童生徒が急増いたしておりますが、外国籍の子どもたちはもちろんのことでございますが、保護者にも日本の高等学校の入学制度、必要な金額、奨学金制度等情報がほとんど伝わっておりません。また、最初から高等学校への進学は無理だとあきらめてしまっている人が多く、進路保障ができていないのが現状でございます。

したがって、将来に展望が持てず、学習意欲も上がらず、少なからず外国籍児童生徒に大きな影響を与えている要因ともなっておりますのでございます。

そこで本市といたしましては、次の2点の取り組みをご紹介させていただきたいと存じます。

本市では、外国人児童生徒の進路保障を実施していくために、伊賀地区の外国籍児童生徒のための高校進学ガイダンスを実施いたしております。本年も教育委員会を中心に、進学を控えた外国人の中学3年生の生徒を中心にいたしまして、小中学生の生徒も保護者とともに参加し、高校・大学の先輩、教職員、NPO団体、ボランティアスタッフを合わせまして、170名が参加いただいたところでございます。

伊賀市から通学できる高校の校長先生のお話や、過去にこの進学ガイダンスを経験した高校、大学の先輩たちの話を聞く中で、日本の高校を身近に感じ、目標を持って学習できるようにしていただこうと。そうした考えの中で取り組み、一定の成果を上げておるところでございます。

2つ目といたしましては、教育委員会と連携しながら、外国人児童の居場所づくり事業を県の委託を受けまして実施をいたしております。本年8月から準備を始め、10月から国際交流協会が中心となりまして、不就学の子どもたち始め、日本の学校で教育を受ける上で困難な状況にある子どもたちの学習環境や学習実態の改善に向けて、行政、教育委員会、NPO等各種団体が協力しながら学習支援教室を実施いたしておるところでございます。

時間がございませんので、省略をいたしますが、居場所づくりといたしまして、生徒たちが現在かなり定着をしつつございます。ぜひともこの事業を継続いたしたいと考えておりますので、平成19年度以降の国・県の支援を、引き続いての支援を、重ねてお願い申し上げて、発表を終わりたいと思います。

総司会 池上 氏

内保助役、どうもありがとうございました。

それでは、このセッションの最後になります、四日市市の井上哲夫市長、お願いいたします。

四日市市長 井上 座長

まず、外国人の集住都市としての四日市市の現況をご紹介させていただき、各市の実情についての総括は、後で申し上げたいと思います。

四日市市の人口は、31万人ですが、そのうち約3%の市民が外国人の方で、その3分の1がブラジル人です。そういう意味では今日発表された他市に比べますと、少し余裕があるのではないかと思われるかもしれません。先ほどの豊田市の鈴木市長さんのお話にありましたように、四日市市もかつては公団と言われた日本住宅公団（独立行政法人都市再生機構）の団地に、集中的に二千数百人のブラジルの方が住んでいます。したがって、どういう現象が起きているかといいますと、実はそこで来年度の児童数が、日本の子どもたちよりブラジル人児童の方が多いう学年が生じてしまうという問題に直面しております。

そこで、どうするかといいますと、やむを得ず日本語の適応指導教室と称して、把握できる限りの新しく四日市市に住むこととなった小学生、中学生に、日本語教育などを集中的に行い、そして、公立学校のクラスに戻っても学力の低下が危機的でないようにしていこうとしたわけでございます。

また、これは待ったなしだということで、今年の10月末に来年の事態が予測できたので、すぐに初期適応指導教室を立ち上げました。担当の者は来年の4月から何とかしたいとのことでしたが、それでは遅いと判断し、そういう切羽詰まった政策をやらざるを得ないということでした。

今、正面に映っていますのは、「いずみ」と称する初期適応指導教室の写真でございます。ここに写っているのは、新たに入学予定の中学生7人に対して、特別教室を集中的に行うというのですが、実際にはこの7人に加えて小学生の2人も入ってきまして、9人で実施しております。しかし、来年7月以降は、これがもっと大きくなりまして、人員をいかに増やしていくか苦慮しております。

これまでの各市長さんのお話にも出ましたが、国、あるいは県の財政支援はほとんど期待できないということから、単独事業でやらざるを得ません。11月以降3月までの分だけでも、教員の確保で620万円かかります。教室等は空き教室を使うということで対処できるわけですが、このように緊急な支出が生じました。来年も単独事業で実施せざるを得ないということで、2,600万円の予算を計上しており、この先どうなるのやらという心配があるわけでありました。

次の写真は、外国人の子どもたちと日本の子どもたちの交流事業「フットサル交流会」です。これは今年でもう4回目となりました。次の写真は、外国人との共生を図るためのイベントです。笹川地区共生推進会議が主催となり、外国人が集中的に住んでみえる場所で、こういう触れ合いイベントを行い、1,000人ぐらいの住民が集まりました。

さて、総括のお話に入らせていただきたいと思います。

座長都市ということで、私の方からこれまで各市の報告、その中には要望もありますし、いろいろな濃淡の差が出ておりますが、総括的に申し上げます。これら新しい住民を迎える現行の法制度を始めとして、国の制度と、私たちが持っている現場の現状との間には、既に本当に大きな格差、格差というより乖離がございます。どうしようもありません。しかし、地方自治体としては、あくまで外国人の方も居住者、住民でありますから、私たちはできるだけのことを当面やっていかなければならないということで、もう悲鳴に近い声を上げながら行っています。

毎年毎年、この集住都市会議での報告を行う中で、この悲鳴も大きくなってくるわけです。そのことをぜひ国の各政府機関の方に認識を新たにさせていただきたいと思っております。

それから、問題は今申し上げましたが、各自治体での財政というのは、国等とはほとんど無縁でございます。したがって、県の少しの支援はいただきますが、市の単独事業に近い形で、本当に自分たちの力だけでやっていかなければなりません。そうなりますと、これもやりたい、こうもしたいと思っても、なかなかその半分もできないという問題があり、やはりどうしても中央の政府関係機関で政策をつくってもらい、きちっとしたメニューをつくってもらわない限り、財政の出どころがないというわけでございます。

では、それはどうしようもないのかといいますと、企業との関係のお話が出ましたが、現実に雇用のところでは、株式上場企業の皆さんがたくさん就業の場所を提供しているわけです。にもかかわらず、こういう実態にあるということ、ぜひ考えていただきたいと思います。

今回の外国人集住都市会議が6年目で、実はもっと前から問題の提起はあったわけですが、もうこれ以上は待てません。これ以上放置すると、次々にいろんな面の悪循環が出てくるの

ではないかと思えます。こういうことを考えますと、ここで本当に政府も、あるいは我々も考えなければいけません。これまでの経験、その他のノウハウの集積をもって、やはり政策に展開していかなければならないし、そしてそれはガイドライン等も含めて、諸問題を皆さんとともに共有し、大きく前進していかなければならないと思っております。以上です。

総合司会 池上氏

ただいまの井上市長のまとめをもちまして、この第1部で18都市の首長の皆様が訴えたかったことが十分に皆さんに伝わったことと思えます。

ここでこれから10分間休憩をとりまして、この後、第2部を午後3時から始めさせていただきます。

第1部「18都市首長リレートーク」、これにて終わりいたします。どうもありがとうございました。

第2部

提言に関連する国の取り組み

【コーディネーター】

明治大学教授 山脇啓造 氏

【国・関係機関】

内閣官房	副長官補室主査	先崎 誠 氏
総務省	自治行政局国際室課長補佐	志田文毅 氏
法務省	大臣官房審議官	齊藤雄彦 氏
外務省	領事局外国人課長	岩藤俊幸 氏
文部科学省	大臣官房審議官	合田隆史 氏
文部科学省	大臣官房国際課国際調整官	田村真一 氏
厚生労働省	職業安定局外国人雇用対策課長	尾形強嗣 氏

【第2部】 提言に関連する国の取り組み

総合司会 池上 氏

ただいまより第2部「提言に関連する国の取り組み」を始めます。

第2部は明治大学教授の山脇啓造先生にコーディネーターをお願いし、「よっかいち宣言（案）」の提言に関連した取り組みについて、7人の省庁の方々とディスカッションを行います。

本日、ご登壇いただきました省庁の皆様は、以下のとおりでございます。

内閣官房 先崎誠副長官補室主査、総務省 志田文毅自治行政局国際室課長補佐、法務省 齊藤雄彦大臣官房審議官、外務省 岩藤俊幸領事局外国人課長、文部科学省 合田隆史大臣官房審議官、文部科学省 田村真一大臣官房国際課国際調整官、そして厚生労働省 尾形強嗣職業安定局外国人雇用対策課長、以上7名の皆様方とのディスカッションでございます。それでは山脇先生、お願いいたします。



コーディネーター 山脇 氏

それでは早速、第2部を始めたいと思います。

第2部では、第1部の18都市からの提言を受けて、そしてまた「よっかいち宣言（案）」を踏まえまして、関係省庁の皆様から提言に関連した分野で、どのような取り組みをされているか、あるいはこれからされようとしているのかについてお尋ねしたいと思います。

各省庁では、既に取り組み内容の概要を示す資料をご提出していただき、皆様のお手元にあるかと思っておりますのでご確認ください。最初のページに、「内閣官房 外国人への取り組み」と書いてあります。

第2部は、40分と大変短い時間になっておりますので、ここでは資料の内容をご説明いただくのではなく、私の方から幾つかポイントを絞ってお尋ねしたいと思います。

それではまず、内閣官房の先崎主査にお尋ねをいたします。

外国人集住都市会議では、2002年の14都市共同アピール以来、国が省庁横断的に外国人の受け入れ政策の検討をすることを求めてきました。そして今年の4月から内閣官房におきまして、ようやくそうした取り組みが始まっています。内閣官房の方に、この外国人集住都市

会議にご参加いただくのは今回初めてとなるかと思えます。

現在、内閣官房で外国人労働者問題関係省庁連絡会議を開き、「生活者としての外国人」問題への対応について、検討中と伺っております。この検討の結果、どのような方向の結論となりそうか、まずお伺いしたいと思います。



内閣官房 先崎 氏

内閣官房の先崎でございます。よろしくお願いいたします。

外国人労働者問題の関係省庁連絡会議につきましては、資料の方にもお配りしておりますとおり、今年6月に生活者としての外国人問題の対応ということで、中間整理を取りまとめたところ です。

我が国としても、外国人を適法に受け入れた以上、社会の一員として、日本人と同じような住民サービスを享受できるように対応していくことが求められていると考えておきまして、現在、中間整理の内容をさらに前進させるべく検討しているところです。

内容としましては、外国人が住みやすい地域づくりであるとか、教育の充実であるとか、労働環境の改善、社会保険への加入促進、さらには在留管理との連携等について、関係法令の改正や予算要求も含めて検討しています。

我々としては、本日のご意見も踏まえまして、生活者としての外国人問題に関する政府全体の方針を、よりよいものとするようにさらに検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

コーディネーター 山脇 氏

今回の検討の結論が出るのはいつごろになりそうでしょうか。

内閣官房 先崎 氏

連絡会議におきましては、年内の取りまとめということで、今、検討しているところでございます。

コーディネーター 山脇 氏

そういたしますと、12月のうちに結論が出るということですね。

今回の検討は、省庁横断的な取り組み、体制づくりの第一歩と言えると思いますが、12月に対応策を取りまとめた後に、どういった展開になるのか、その点についてもお教えてください。

内閣官房 先崎 氏

現在、取りまとめるべく検討しているところなので、まずは取りまとめというところになるのかなと思いますけれども、もちろん取りまとめをしてそれで終わりということではございません。関係省庁において施策を効果的に実施していくことが一番重要だと思っておりますので、関係省庁連絡会議などを活用しながら対応していきたいというふうに考えております。

コーディネーター 山脇 氏

そうしますと、省庁横断的な検討の場というのは、続いていくと理解してよろしいでしょうか。

内閣官房 先崎 氏

はい。効果的に施策が実施されるように、連絡会議等を活用して進めていきたいと考えております。

コーディネーター 山脇 氏

ありがとうございました。

今回の会議は「未来を担う子どもたちのために」というテーマを掲げ、提言内容も教育の問題が中心となっています。そこで次に、文部科学省からおいでいただきました合田審議官と田村国際調整官にお尋ねしたいと思います。

まず第1にお伺いしますが、今回の「よっかいち宣言（案）」には、外国人児童生徒の教育に関して、国として基本方針を示すべきではないか、そしてまた、学習指導要領の中においても、外国人児童生徒教育の位置づけが必要でないかといった提言が含まれております。

そしてまた、そういった中で、日本語指導の必要な児童生徒の定義などもしていく必要があるという内容になっておりますが、その点について文部科学省のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

文部科学省 合田 氏

文部科学省の合田でございます。

外国人児童生徒教育の基本方針についてのお尋ねでございますけれども、私ども基本的には、外国人の子どもさんたち、公立学校できちんと就学の機会を保障すると、その際に各学校で受け入れていただくに当たっては、幾つか基本的な考え方としてご留意をいただきたいという事柄を、先だって、今年の6月22日付で、私どもの初等中等教育局長名で各都道府県指定

都市の知事部局・教育委員会の方に通知という形で流させていただいております。

その中で、基本的には就学案内の徹底からまず始めるということでございますけれども、その就学案内のガイドブックを昨年度つくらせていただいております。

皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、この就学ガイドブックをご活用いただいて、それぞれの自治体でご工夫をいただいて、またこれをベースにガイドブックをつくっていただいていると思いますけれども、そういったようなものをご利用いただいて、就学案内を徹底する。

さらに関係行政機関との連携、外国人登録の関係の部局でございますとか、あるいは場合によってはハローワークといったような関係のところと連携をとりながら就学の促進を図る。就学手続時の居住地の確認についても、外国人登録といったようなことだけではなくて、弾力的に取り扱うといったようなことで、きちんと受け入れを進めるといったようなこと。

あるいは、その教育に当たるスタッフについても、先ほど母国語ができない教員は役に立たないといったようなお話がございましたけれども、教員免許を持った公立学校の教員だけではなくて、多様な人材の積極的な活用を図っていただくことといったような方針を示させていただいているところでございます。

それとあわせて、学習指導要領での位置づけというお話がございましたけれども、学習指導要領上におきましても、「外国人児童生徒」という文字自体は出ておりません。「帰国児童生徒など」という言い方になっておりますけれども、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活体験を生かす、つまり、単に適応を図るといっただけではなくて、そのお子さんが今までしてこられたいろんな生活体験を生かすといったような形の指導を行うこと。あるいは一人一人非常に多様でございますので、一人一人の実態を的確に把握して、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるように配慮をするといったような方針を示させていただいております。

日本語指導に関しましては、かねてからご指摘がございました。このため、11月6日付でございますけれども、国際教育課長名の通知におきまして、日本語指導が必要な児童生徒の定義として、日本語で日常会話が十分にできない方だけでなく日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている方もその中に含まれることを明確にさせていただいたところでございます。

そういうことでございますので、到達目標という意味では、それぞれ学年相当によって違ってこようかというふうに思いますけれども、そういったような形で日本語指導、適応指導も含めまして、それぞれいろんなお取り組みをいただいていると思いますけれども、そういったような形で進めていって、我々としても取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

コーディネーター 山脇 氏

どうもありがとうございました。

恐らく、外国人集住都市会議の立場からしますと、今のお答えでは必ずしも満足はできないというところではないかと思いますが、時間の関係もありますので、ここでは次の質問に移らせていただきたいと思います。また3部の方で恐らく取り上げていただくことになるかと思っております。

関係省庁連絡会議の中間整理の中に、「不就学児童生徒に対する就学支援対策の強化」が挙がっております。これは実際には文部科学省を中心とした取り組みになるかと思っております、

この不就学の問題について、今後どのような取り組みをお考えなのか、簡単に結構ですでお聞かせください。

文部科学省 合田 氏

不就学の問題につきましては、これもご案内のように、お手元の資料の中にもございますけれども、就学支援のための実践的な研究、不就学のお子さんの実態把握をするとともに、どうやって就学促進をしていくかということについての方法論みたいなことについての実践的な研究をしていただいております。

それを踏まえまして、来年度は就学促進プランという形でさらにそれを発展をさせて、そういったようなノウハウを活用した形で就学促進を図っていただけるような、そういうお手伝いのできるプログラムを今予算要求しているというような状況でございます。

コーディネーター 山脇 氏

ありがとうございました。

あと2点お伺いしたいと思いますが、まず1つは、外国人学校の支援に関する問題です。第1部でも、外国人学校の問題が何回か取り上げられていましたが、集住都市会議の今回の「よっかいち宣言」の中では、外国人学校を各種学校と位置づける、そういった現在の法制度が現実に適していないのではないか、不十分ではないかといった意見が入っております。この点について文部科学省としてどのようにお考えでしょうか。

文部科学省 田村 氏

文部科学省国際課の田村と申します。今の質問には私の方から答えさせていただきます。

いわゆる外国人子女を扱う外国人学校を各種学校に位置づけることについては今回の「よっかいち宣言」でも大きな話題になっているブラジル人学校が平成17年度までは1つもまだ各種学校にさえない、無認可の状況であるという大きな問題をはらんでおります。

各種学校に認可されれば、先ほど富士市の鈴木市長や岐阜の小川市長様からもありましたが、授業料等の消費税がかからないとか、J Rの学割を得ることができるなど、非常に教育の充実を図る上でメリットがあります。

文部科学省としては、平成16年に国の各種学校の認可基準について、校地校舎はすべて借用でも構わないよというように改善しております。認可基準については各都道府県が持っておりますが、外国人学校については是非緩和していただきたいと考えておりますので、このことの周知を努めて、ブラジル人学校等の各種学校認可を進めていくということがまずもって喫緊の課題ではないかなというふうに考えているところでございます。

また、外国人学校の支援ということにつきましては、「よっかいち宣言」の中にもありますけれども、ブラジル人学校がなぜほかの外国人学校よりもこれだけ各種学校の認可を得ていないという状況にあるかといえば、本国からの支援という点が非常に薄いというのも原因になっていると思っております。

4月にブラジルの教育大臣が日本に来られまして、文部科学大臣と覚書等も結んでおりますが、来年以降は協議会等を実施する予算も要求しております。是非ブラジル人学校への支援というものを取りつけていくような算段を、文部科学省としても仲立ちしていきたいと考

えております。

まずは、そもそも無認可の状態にあるとか、基盤が薄いところに手を入れていくということが大切なのではないかなというふうに考えているところでございます。

コーディネーター 山脇 氏

ありがとうございました。

もう1点伺いたいと思います。これまでの質問は子どもの教育の問題が中心でしたが、大人の日本語教育についてもお尋ねしたいと思います。

本日の会場にもたくさんの日本語教育関係者、日本語ボランティアの皆さんが参加されていると思います。大人の日本語教育は、関係省庁連絡会議の中間整理の中でもかなり重点的に取り上げられておまして、「定住外国人に対する日本語教育の強化」という項目がありますが、この点についてどのような取り組みをされるのかお話しください。

文部科学省 田村 氏

日本語教育の強化につきましては、文化庁が中心に行っておりますが、全体の外国人の教育の問題に関する予算を官房で取りまとめておりますので、私の方から説明させていただければと思います。

時間を省略するために資料を配らせていただいていると思います。各省のいろんな資料がついていると思いますが、9ページをお開けいただけますでしょうか。

「日本語教育」と文部科学省の政策で書かれているものがあります。平成18年度までは、実は日本語教育の支援といたしましても、例えばこの1番というところに出てきておりますように、いわゆるボランティア団体とかNPO等が行うモデル的先導的な日本語教育の事業を支援するというので、3,600万円ほどの予算で、地域日本語教育支援事業というものがありません。また、2番の外国人のための異文化学習教材の作成800万円と、合わせて日本語教育関連の予算が4,400万ほどしか今年度の予算に限ってはないという状況にあるところでございます。

ただし、その点につきまして、先ほど山脇先生の方からもございましたように、関係省庁の取りまとめ中間整理を行ったところでございますが、そこの中でも生活者としての外国人のコミュニケーション能力等の育成が非常に大切であり、特に集住しているようなところについて、日本語の教育の大幅な拡充を図っていく必要があるというような取りまとめを行っております、それを受けまして、12ページをお開きいただければと思います。

横長になっておりますが、先ほどの地域教育支援事業は継続して今後も実施していきます。それに加えて新たに、生活者としての外国人のための日本語教育事業として、いろんなメニューがありますが、日本語能力を有する外国人、退職教員、ボランティアを対象とした指導者の養成、日本語教育に当たってのカリキュラムの開発、また特に集住都市等を中心といたしまして、日系人を活用した日本語教室を行っていくということで、右上に額は小さく書いてありますが、1億5,500万円を要求しております。日本語教育関連の予算は、去年は4,400万しかありませんでしたが、来年はまだ要求時点ではございますが、トータル1億9,000万ほどになるような予算を要求して拡充を図っているというところでございます。

このような形で、国としても自治体の取り組みと連携して、日本語教育の一層の充実を図りたいということを考えているところでございますので、またご支援ご協力のほどをお願い

できればと思います。

コーディネーター 山脇 氏

ありがとうございました。

これはまだ要求額だそうですですが、ぜひこの予算を獲得して事業を実現していただければと思います。

それでは続けて、法務省の取り組みについてご説明いただきたいと思います。

新聞報道等によりますと、現在、新たな在留管理の仕組みの検討が進んでいると伺っております。そういった新たな仕組みがどういったものとなるのか、そして、そういった新しい仕組みによって、地方自治体が外国人住民に行政サービスを提供する観点から見て、より望ましいものとなるのかどうか、その点についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

法務省 齊藤 氏

法務省の齊藤でございます。

ただいまのご質問でございますが、外国人登録制度の見直しを含めた外国人の在留管理につきましては、現在、内閣官房の在留管理ワーキングチームにおいて検討中ということです。

法務省としましては、外国人の在留情報の把握につきましては、入国のときとか、入国以前等含めまして、法務省に相当の情報が入ってまいりますので、原則として法務省入国管理局で行わせていただこうということを今考えております。

ただ、それだけでは不十分ですので、市区町村と協力しつつ、また企業、それから学校等の所属先の協力も求めまして、正確な居住地等の情報の把握ができる制度にしたいと今考えているところです。

さらにもう少し今考えている制度のことについて申し上げますと、現在、外国人登録証明書を出し、在留の資格なしといったものまで出しているわけですが、新しい制度においては、これに代えて入国管理局が在留カードというものをを出すことを考えています。在留カードは不法滞在者、在留資格のない者には交付しないと、きちっとしたものにしていきたいと考えている次第でございます。

先ほど申し上げましたように、外国人の在留情報の把握は、原則として入国管理局で行っていこうと考えているわけですが、もちろん市区町村の皆様と一緒にということです。入国管理局が把握した情報、当然、その中には市区町村から提供いただいた情報も含まれますが、その情報につきましては、何らかの形で市区町村において、住民サービス等々にお使いできるような形を考えていく必要があると、また実際考えていきたいと考えている次第です。以上でございます。

コーディネーター 山脇 氏

1点追加でお伺いしたいのですが、その新しい仕組みというのは、大体いつごろ結論が出まして、実際にそういった仕組みがスタートするのはいつごろになりそうでしょうか。

法務省 齊藤 氏

これについては、内閣官房の外国人の在留管理に関するワーキングチームで、各省庁が集まって、今、協議しているところですので、まだその具体的な日程は申し上げることができないと思います。

コーディネーター 山脇 氏

そうしますと、まだ未定といたしますか、全くめどは立っていないということですか。

法務省 齊藤 氏

積極的に協議を進めています。

コーディネーター 山脇 氏

どうもありがとうございました。

時間がありませんので、続けて次の質問をしたいと思います。

厚生労働省の尾形課長にお伺いたします。日系人を中心とする南米系外国人の就労環境の現状、そしてまた課題について、どのようにお考えになっているか。そしてまた、そうした課題の解決に向けて、どのような取り組みを今後進めていこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

偽装請負の問題に対する対応、あるいは外国人雇用状況報告の義務化の検討なども進んでいるという新聞報道もありますが、その点に関しまして特にご説明いただきたいと思います。

厚生労働省 尾形 氏

厚生労働省でございますが、お手元にお配りいたしました資料の13、14ページの方で説明したいと思います。

まず、南米系外国人でございますけれども、そのうち就労されている方というのは、20万とか25万とか、推測でありますけれども、そのくらいいらっしゃるわけですが、大半はいわゆる間接雇用、多くは請負の形態だろうと思いますけれども、ある意味で非常に不安定な形態で就労しているということがございます。

さらに、これは就労ではなくて、むしろ不就労ということなんですけれども、いろいろ教育の問題や生活の問題がある中で、子弟が学校にも行かず働きもしないという問題が起きていると。労働政策という面から見ますと、この2つの問題が課題というふうにとらえられるところでございます。

それにつきまして、13ページのご説明でございますが、間接雇用のような形で働いている人たちについては、まず事業主を通じて雇用管理を改善していただくんであらうと、こう思っているわけでございます。

やはりこういうことをきちっとやっていこうとするためには、先ほど山脇先生の方からご指摘がありましたけれども、まず就労実態をきちんと把握する必要があるというふうに思っています。そのためには、外国人を雇っている事業主の方から、その雇入れの状況をご報

告いただくと。これは今、任意で数だけご報告いただいたりしている制度があるんですけども、これを義務づけるという形にし、個人のことまで報告していただくようにするという事を考えていると、これがまず大前提として1点。

こういったことを踏まえて、今後は個々の外国人の方々の適正就労ということをして行政としてしっかり指導していきたいと。そのための指針をつくるということでありまして、その中には労働関係法令や社会保険法令の遵守、最も念頭に置いているのは、社会保険の加入の促進ということでありまして、そういったことについて事業主の方できちんと考えてくださいということのリストアップしていこうと、こう思っているわけです。

それをもとに、先ほどご紹介がありましたけれども、偽装というところばかりでなく、請負全般についてこの外国人の方々の問題があるわけでございますので、その社会保険の問題等々を含めた雇用管理の改善のための指針をもって請負の現場等に行って働きかけを行うということは今検討しているところでございます。

次に、今は働いていないとか、働きもしないで学校にも行かないでという人たちの対策が2例ございまして、こういう人たちに対しては、まず職業意識に問題があるのではないかと考えてございますので、意識啓発、職業への橋渡しということを考えております。

先輩など成功した方を呼んで職業講話をやっていただいたり、あるいはハローワークが学校や地域のコミュニティーに出向いて行ってガイダンスをやったりと、こういうことをもう平成16年から幾つかの集住地域のハローワークの方でやっているわけですが、さらにこういったことを一層強化して実施していきたいと。

それから、これは来年度から考えているんですけども、安定した雇用への就職促進のために、ハローワークの方で一人一人にきめ細かい就職支援を行うというようなプログラムを現在検討中であるということでございます。

そういった全体的な方向を検討しているわけでございますけれども、少なくとも現時点でできることとして、次の14ページにハローワーク太田で外国人雇用サポート室というのを設置しているという取り組み例をご紹介させていただきたいと思っております。

長くなりますのでお読みいただければと思うんですけども、いわば、いろいろなサービスが分かれているのをワンストップ化して、とにかくハローワーク太田に来れば一通りいろんなことが相談に乗れますよということをやっていますということでございます。

コーディネーター 山脇 氏

どうもありがとうございました。

次に、総務省の志田補佐にお尋ねしたいと思います。

総務省では昨年度、「多文化共生の推進に関する研究会」を立ち上げまして、今年の3月にその研究会の報告書を受けて、「地域における多文化共生推進プラン」を策定され、全国の都道府県、政令市に通知をしています。このプランを策定した後の次のステップとして、どのようなことをお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。そしてまたこの地域における多文化共生の推進における総務省の役割として、どのようなことを想定されているのかお考えをお聞かせください。

総務省 志田 氏

総務省国際室 志田と申します。

私ども、先ほどコーディネーターの山脇先生からご紹介ありましたとおり、昨年度、「多文化共生の推進に関する研究会」というものをやらせていただきました。お手元の資料の4、5、6ページに書いてございますのでご参照いただければと思うんですが、その中の4ページの上の方に「検討の背景」という枠囲みがございます。ここの2段落目に端的に書いているところでございます。

これまで我が国の外国人施策と申しますと、外国人労働者対策という観点、あるいは在留管理という観点、この2点が主だったわけでございますけれども、我々の研究会としましては、3つ目の課題としまして、「生活者としての外国人」という視点を非常に重視しようということから始まったわけでございます。

これを受けまして、昨年1年間やらせていただきました。座長は山脇先生にお務めいただきましたし、また今日の集住都市会議の方からは、四日市市の国際課長さんにご参加いただいたところでございます。

これを受けまして1年間議論をしまして、3月に先ほど山脇先生がおっしゃいました、多文化共生プランというものをお示しし、今年度中に全国都道府県、それから政令市におかれまして、ぜひこれをご参考にしていただいて、多文化共生に関する指針でありますとか、計画の策定をお願いしたいということでございます。

こういう動きの影響もあったのかなというふうには思っておるんですが、先ほど来、各省庁からお話がございますとおり、国の各省庁、あるいは連絡会議におきましても、「多文化共生」、あるいは「生活者としての外国人」という視点を取り込んでいただくことになりまして、我々非常に心強く思っているところでございます。

現在の動き、要するに多文化共生推進プランの次でございまして、今年度もさらに議論を深めております。資料で申しますと、お手元の6ページをごらんいただきたいと思っております。

6ページの真ん中でございますけれども、「本年度研究会での検討」「本年度検討」という部分がございます。2つ分科会を設けておるところでございます。1つが防災ネットワークのあり方、もう1つが外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方というものでございます。

この2点につきましては、昨年度の報告書におきましても、さらに検討を深めるべき課題ということでご提示いただいたものでございます。

防災につきましては、特に災害時、言葉の壁あるいは習慣の違い、それから地震など経験したことのない方も随分いらっしゃるということで、やはり外国人に対する視点というのは非常に重要であると。ただ一方で、現在必ずしも防災対策ができていないということで、これを深めようという議論をさせていただいているところでございます。

また、外国人住民への行政サービスのあり方につきましては、まずすべての行政サービスの基本であります所在の把握、これは非常に論点になっているところでございまして、これも各省庁のお話ございましたけれども、いかにして的確に外国人の状況を把握するのか。

その前提としていろいろございます。特に外国人登録制度というのがございますけれども、なかなか外国人の方々、実際には登録されない方、あるいは変更されない方というのが現にいらっしゃるという中で、いかに意義、メリットを理解していただくか、あるいはそれはきちんとして義務なんだということをいかにして理解していただくか、そういう論点につきまして自治体の実務者の方、あるいは有識者の方、さらには実際に日本に住んでいらっしゃる外国人の方々、そういう方々のご意見を幅広く伺いながら議論を進めているということでございます。

今年度末を目途に議論をまとめまして、ぜひ今回お集まりいただきました市町村を始めとして、全国の首長さん方、あるいは自治体関係者の方々、さらには外国人住民の支援をされている方々にも広く共有していただけるような、そういう報告書を取りまとめたというふうに考えているところでございます。以上でございます。

コーディネーター 山脇 氏

どうもありがとうございました。

それでは最後に、外務省の岩藤課長にお尋ねしたいと思います。

外国人集住都市会議に参加している18都市におきましては、外国人住民の中でもブラジル人の占める比重が大きな都市となっております。

そこでお尋ねしますが、日本とブラジルの2国間関係にとって、この在日ブラジル人に関するさまざまな課題というのは、どのような位置づけにあるのか、そしてまた、今後の2国間の協力関係において、在日ブラジル人にかかわる課題に関する取り組みを進める上で、どのような可能性があるのかお聞かせいただきたいと思います。

外務省 岩藤 氏

外務省の岩藤と申します。

2点ご質問がありました。在日ブラジル人の問題が2国間関係にとってどういう位置づけか、それとそういうものの解決に向けた協力関係はどういうふうになっていくんでしょうかと、こういうことでございます。

私どもの方としては、ブラジルにおいては日系人の方だけでも140万人ほどいらっしゃいますし、我が国の国内に今約30万人ブラジルの方がいらっしゃいます。ということで、日本とブラジルの間の緊密な人的な交流の基礎となるんだと、こういうふうに考えております。

もちろんそれは、健全で緊密な人的交流という意味では、これをどんどん進めていきたいというわけなのでございますけれども、現状におきましては先ほど来、各市長さん、町長さんからご指摘されたような問題、あるいは今、山脇先生の方から質問されているような問題等々、多くの問題があるわけで、こういった問題につきましては、放置しておく日本のブラジル人コミュニティと地域社会との間の軋轢、摩擦が高まっていってしまう。

先ほど可児市長さんでしたか、「もう瀬戸際です」という話がありました。そういうふうな危機感というのは私どもも共有しております。したがって、これを何とか解決していかないといけないと、そういう考えでございます。

そのために、先ほど十分わかっていないというご指摘もございましたけれども、十分意見を伺いながら政府関係省庁、地方自治体、その他の関係者と連携を図りながら、何とか問題を解決していきたい。このことは非常に重要だというふうに認識しております。

2国間で問題解決に向けた協力についてでございますけれども、そういうふうな問題について何かやったのかということではありますが、2005年の5月にルーラ・ブラジル大統領が訪日されました。そのときに首脳間で取り組むという課題について、「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」というものを発表いたしました。これを今、日本とブラジルの間で教育に関する協議、それと社会保障に関する作業部会ということで立ち上げまして、これまで協議を進めてきているということでございます。

もちろん、延々と協議をしていては時間が間に合わないじゃないかというおしかりはあ

うかと思えますけれども、少なくとも首脳レベルでもそういった問題を解決しないといけないということにつきまして、共通の認識を持って、それを受けて今、私ども関係省庁協力しながら協議に当たっておりますので、これを何とかしていきたいということがございます。

それと、先ほど北脇浜松市長の方から、逃亡犯罪人の問題があるじゃないかというご指摘をいただきましたけれども、こういった問題につきましても、もちろん「逃げ得」のような話というのは許さないという基本的な立場で話し合いを進めていかないといけないということと考えております。

それに加え、日系人の問題ということであれば、水際の問題がございまして、要するに日系人に成り済まして入ってくるといったようなことが起こらないように、査証の発給において、ちゃんとした審査をやっていきたいということで、それぞれ送り出している国と受け入れている日本側の間で、そういった形で何とかこの問題の解決に向けて協力していこうということと対応しております。以上でございます。

コーディネーター 山脇 氏

ありがとうございました。

それでは、これもちまして第2部を終了したいと思います。

ご登壇いただきました省庁の皆様、そしてフロアの皆様、どうもありがとうございました。

総合司会 池上 氏

山脇先生、どうもありがとうございました。

省庁の皆様方につきましては、そのままの状態、壇上でお待ちいただければと存じます。

第3部

地方自治体、国、経済界による討論会

【コーディネーター】

関西学院大学教授 井口 泰 氏

【国・関係機関】

内閣官房	副長官補室主査	先崎 誠 氏
総務省	自治行政局国際室課長補佐	志田文毅 氏
法務省	大臣官房審議官	齊藤雄彦 氏
外務省	領事局外国人課長	岩藤俊幸 氏
文部科学省	大臣官房審議官	合田隆史 氏
文部科学省	大臣官房国際課国際調整官	田村真一 氏
厚生労働省	職業安定局外国人雇用対策課長	尾形強嗣 氏
日本経済団体連合会	産業第一本部長	井上 洋 氏

【外国人集住都市会議会員18都市首長】

【第3部】
地方自治体、国、経済界による討論会

総合司会 池上 氏

続きまして、第3部に移りたいと思います。

ただいまの第2部は「提言に関連する国の取り組みについて」というパートでした。

これに続く第3部は、「地方自治体、国、経済界による討論会」と題しまして、関西学院大学教授の井口 泰先生にコーディネーターをお願いしております。

先ほど来ご出演いただいております第2部の皆様方、省庁の皆様方に加えまして、さらに日本経済団体連合会の井上 洋産業第一本部長にもご登壇いただく予定でございます。と申し上げましたが、井上本部長、まだいらしてないということでございます。座長の井上哲夫四日市市長にもご登壇をいただきました。

さらに、ここからは18都市の首長の皆様にもご自由にご発言をいただきながら進行をしていきたいと思っております。

それでは井口先生、よろしくお願いいたします。



コーディネーター 井口 氏

皆様、こんにちは。

ただいまより、第3部「地方自治体、国、経済界による討論会」を始めさせていただきますと思っております。

私は、外国人集住都市会議のコーディネーターの一人で、関西学院大学の井口 泰と申します。今から討論会の司会をいたしますが、座長都市・四日市市の井上市長とご一緒に進めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

この討論会は、第2部の各省のご報告を踏まえまして、外国人集住都市の参加都市の首長が直接関係省庁の責任者、担当の皆様と討論するというところでございます。これによって、日本に居住する外国人の方々、あるいはその子どもたちの現状、自治体の現状について、どういう認識のずれがあるのかということをも明らかにしていきたいと思っておりますし、また外国人政策の改革についても、さらに各省に積極的な取り組みを促していきたいと思っております。

第2部の議論をうかがっておりますと、皆さんもおわかりになったと思っておりますが、外国人

政策全般についての議論が、内閣官房の主導のもと、各省でも動き始めています。そうしたなかで、既に議論は各論におりてきていると思います。

今、日本経団連の井上部長がおいでになりましたので、よろしく願いいたします。

討論に当たりましては、まず外国人の子どもたちやその保護者に関する提言内容に関連したご質問を、各市長、町長の皆様方からお願いしようと思います。

それから次に、外国人政策全般についての提言に関連しての討論ということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、討論の始まりに先立ちまして、まず井上四日市市長の方から、関係省庁の皆様をお願いがございます。

四日市市長 井上 座長

四日市市の井上でございます。

まず冒頭申し上げたいのは、今日、私ども集住都市会議のメンバーが、各市町での実情を報告しましたが、端的に言いますと、最近の日本の経済の非常に元気のある部分、その元気のある部分の企業、工場等が集中する、そういう市町において、このところ急激にブラジル人等の外国人が増えています。

その急激に増えているのは、まさに日本の経済の推進を担っているということになるわけですが、一方では、住民にそういう方々が増えてきたということで、自治体はその対応に非常に苦慮している。苦慮というよりも、先ほど私はもう「悲鳴が上がっている」という表現を使いました。

その点はどうしてかといいますと、やはり国における一貫した政策メニューなり政策の構築がない、ないと言うと多少失礼な言い方ではございますが、それが遅れているということから、その現象がすべてしわ寄せになっているところが子どもの教育の分野ではないだろうかと考えます。

就学前の子どもの把握をしようと思っても、把握が十分にできない。あるいは義務教育の中で、先ほど来、文科省の審議官のお話のように、公立の学校に入ってきたらちゃんと教育を受ける体制を保障するのだということでしたが、例えば、日本語教育が極端に遅れている場合に、どうしたらその手だてをすることができるか。中でも自治体を一番困らせているのは、バイリンガルといいますか、日本語教育を担当していただける教師を遮二無二探し回っても、本当に教師がいないわけです。しかも一方では、そういう特別な適応指導教室なり、サマースクールなり、いろんな体制をつくろうとしても、その財政支援が全くない。

そういう意味でも、ここで各省庁間の統一のとれた政策、あるいはその方針を出していただかないと、かなり深刻な事態になってきてしまっているのだと、そういうことを私どもは今日の集住都市会議で強く認識をしたし、会場の皆さん方もその思いを持たれたらと思っております。

その点について、先ほど内閣官房の方の現在における検討の進行具合についてご報告がございましたが、もう少し具体的な検討課題についての内容をご開示願えればと思っております。以上です。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

それでは、今の井上市長からのお話を踏まえまして、各論の方に入らせていただきたいと思います。

まず、外国人の子どもたちとその保護者に関連する外国人集住都市会議の提言との関連で、関係する市長・町長の方々に、まとめて質問を出していただき、これに対し、関係省庁の方からお答えをいただきたいと思います。

それでは、大泉町長、浜松市長、磐田市長、それから豊橋市長の順でご質問をお願いしたいと思います。

まず大泉町長の方からお願いいたします。

大泉町長 長谷川 氏

それでは、私の方からまず質問をさせていただきます。

大筋の話は今、井上市長の方がされましたので、個別ということで義務教育前の支援についてお話をさせていただきます。

今回の外国人集住都市会議では、義務教育段階前の外国人の子どもに関して、その保育施設等の調査を行ったわけでありまして、その内容については、お手元に資料として配付をさせていただいているところでございます。

それを通じて得たことは、結果として、大半の外国人保育施設には日本人のスタッフがないという現実であります。日本語の理解度から見ても、保護者に対して、日本の教育制度に対する正確な情報が行き届いていないのではないかという不安が強烈に残ったということでございます。これは通達を出せばそうした情報が流れるというたぐいの方ではございません。その辺もご理解をいただきたいと思います。

また、日本の保育園や幼稚園の現場では、子どもの問題自体よりも、保護者と保育士、あるいは幼稚園の教諭とのコミュニケーション、このギャップの大きさが大きな不安材料になっているというのが多いということでございます。

将来を担う子どもたちを、きちんと教育の道に導くためには、まず親が教育の重要性を認識すべきであります。そのためには、教育の大切さと、教育に関する正しい情報をできるだけ早く、すべての外国人に伝える必要があると考えているところであります。

この子どもたちの保育について、特に保育という観点からでありますので、厚生労働省はどのように取り組んでいるのか、また外国人の子どもたちの教育については、省庁の枠を超えた取り組みが急務であると考えておりますけれども、どのように連携を図り、どのように今後取り組んでいくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

また、これから日本に入学しようとする外国人、あるいは日本に既に住んでいる外国人に対して、日本の教育に関する正しい情報をどのように伝えていこうとしているのか、文部科学省として、そのための具体策あるいは経費等について、どう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと存じます。以上です。

コーディネーター 井口 氏

大泉町の長谷川町長、どうもありがとうございました。

続きまして、それでは浜松市北脇市長をお願いいたします。

文部科学省にお尋ねしたい点が、大きく4点ございます。

1点目は、外国人児童生徒教育の基本方針を定めるべきであるということ、これについてどう考えるかということです。先ほど6月22日付で通知を出したとのことですが、私どもが求めているのは、県や市町村に対してこのようにしなさいといった通知ではありません。外国人の子どもたちに対する教育は、国の責務であるということを明示した上で、その教育のあり方についての基本方針を定めてほしいということです。

私が外国人の子ども教育も国の責務であるという論点は、2つあります。一つは子どもの権利条約を批准している我が国の立場からすれば、外国人の子どもであっても、必要な教育を提供しなければならないのは国の責務だという点です。もう一つは、2国間の公平な関係の中でも、やはりお互いの国に行ったときに、その相手国のレベルにおける教育を、外国人の子どもであっても受けられること、それはお互いに保障されているということが求められるという点です。こういった点からも国の責務であると考えます。ですから、通知というようなことではなくて、今申し上げたような趣旨を踏まえた外国人児童生徒教育の基本方針を、国として定めてほしいと思っております。

2点目は、その通知にも関連することです。井上座長からもお話が出た、スタッフの確保について、これは先ほどからの事例紹介の中にもありましたように、外国人の多いクラスに対する指導支援員の配置であるとか、また様々な初期準備の教室を開くとか、そういったことはすべて自治体の負担でやっております。

しかし、やはりこうした子どもの教育は国の教育全体の中でとらえるべきだと思います。外国人の場合、義務教育ではないとしても、小中学校の学齢期の子どもに対する教育ということを経験教育において、義務教育費、人件費、国庫負担制度の一環として、自治体で実施しています。ですから、義務教育費、人件費、国庫負担制度の1つの延長として、国が財政的な保障をするべきだと思います。

それから3点目は、指導要領の中で、帰国児童生徒などの持っている経験とか多様性に配慮して教育するよという方針を示しているということなのですが、これではほとんどプラスにならないと思います。

まず、外国人の子どもが「帰国児童生徒など」という「など」の中に含まれているというお話は、これはやはり全然違うと思います。帰国児童生徒というのは、多くの場合、親は日本人、本人も日本人でしょうから、そういった子どもたちと、まさに外国人の子どもというのでは、同列には決して論じられない。その上で、ではどういった具体的なカリキュラムとかプログラムで教えていくのか、教育をしていくのか、そこを示すことが大事なのであり、経験を重んじたり多様性を重んじたりした配慮をしなさいという程度では、ほとんどプラスにならないと思います。

具体的にいえば、指導要領の中に、外国人の子どもたちを対象とした部分をはっきり盛り込んで、かつ、そのときにいろいろな初期準備指導であるとか、バイリンガルでの指導であるとか、特別な教育の手法が必要になってくるので、そのやり方についてカリキュラムなりプログラムということで盛り込むということまでやる考えがないのかどうかを伺いたいと思っています。

それから4点目には、日本語の指導に必要な児童についてです。これも11月に通知を出されて、日常会話だけではなく、学習言語の習得が必要な子どもというのがその定義だというお話がありました。日本語のことにしても、通知を出すだけでなく、日本語指導が必要だ

という子どもが存在することを前提にし、その子どもに対する日本語指導をどうやって行っていったらいいのかというカリキュラムなりプログラム、これをやはり国の立場でつくっていただきたいと思います。国の立場であれば英知を結集してそういったものができるはずですから、それを全国の義務教育学校でやっていくというのが、一番我々の抱えている問題に対する有効な対応になってくるのではないかと思います。

4点目は3点目にお尋ねしたことと一体の質問としてお答えいただければと思います。以上です。

コーディネーター 井口氏

ありがとうございました。

それでは次に、磐田市の鈴木市長にお願いいたします。

磐田市長 鈴木氏

まず日本の教育をきちんと受けさせるというのは、私、全く同感で、今、浜松市長が言われましたのでそれ以上言いませんけれども、私が、最初に言わせてもらったのは、今のままでいると、日本の文化やそういったものも何も知識としてない、ブラジルの基礎的な知識もない、根なし草のような人間が育ってしまう。そういう危機感を非常に強く感じております。

そういうふうに言いましたけれども、一方で裏返せば、きちんと教育体制を整えれば、日本のこともよくわかっている、しかもブラジルのこともよくわかっている国際人がうまく育っていくということにもつながるんじゃないのかなというふうに思います。

今の状況を見ますと、こちらの方に出稼ぎのつもりで来ている人がほとんどだと思います。だけど、歴史の必然から見れば、だんだん定住化していくという傾向があるわけで、これは日本のブラジルへの移民が、最初は出稼ぎのつもりで行ったわけですから、そういう例を見れば明らかなことで、日本に定住化の傾向があるということをきちんと踏まえて、そして対応をとらなくちゃいけないと思うんです。

その際に、今言ったように2つの国（文化）をきちんと把握している人間を育成できるという、ある意味ではいいチャンスです。

外国人学校、ブラジル人学校について言えば、私どものところに3つありまして、4つ目が磐田市でできようとしておりますけれども、できている3つは、非常に劣悪です。多分、皆さん実情をあまり知らないんだと思いますが、非常に劣悪な状況の中にたくさんの子どもが入っている。

これを先ほどのようなお話で、基準に達すれば、（土地や建物は）借用でもいい、少し緩和したというようなことを言われましたけれども、それでは全く足りないと思うんです。基本的な態度が、要するに日本にとっても有用なんだ、積極的に外国人学校を育成しようという姿勢が必要じゃないのかなというふうに、私は思います。

基本的なところをそういうふうに改めていただいて、そしてそれは都道府県の基準に従って、都道府県が基準をいろいろ弾力的になどと無責任なことを言わずに、国がもっと外国人学校を育てるんだと、必要なんだと、国際化する日本にとってプラスなんだと、そういうことでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それについて文科省のご見解をもう1回伺いたいことと同時に、どうも国や県の腰が定まらないのは、これから外国人を日本全体として受け入れるつもりがあるのかなのかという

国の基本方針がふらついているんじゃないのかなというふうに、私は思うんです。

私どもは、近未来の日本の経験を先取りしていると。つまり、日本は外国人をどんどん受け入れざるを得ないんじゃないのかなというふうに考えて、そうになっていかざるを得ないだろうと。そのときにさまざまな問題に直面する、その問題をちょっと近未来的に外国人集住都市が今経験して苦しんでいるんだと。ですから、ここでの経験は将来の日本にとって非常に大きなプラスになるというぐらいのつもりで取り組んでいるんですよ。

これは大同小異、ここにおられる人は皆同じじゃないかと思うんですが、そういった観点からしますと、やはり単に中途半端なままに外国人労働力の問題を放っておくんじゃなくて、もうちょっと国として、全体として外国人労働力の問題を真正面から見据えて、きちんとした、今言った、単にその人たちの労働条件の問題とか、年金だとか、健康保険とかというだけじゃなくて、子弟の教育の問題も含めて、きちんと対応していくべきじゃないのかなというふうに思います。

そこら辺については、内閣官房の方にもしご見解がありましたらお伺いしたいなと思います。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

それでは第1ラウンドの最後といたしますか、もう1人、豊橋市の早川市長にお願いしたいと思います。

豊橋市長 早川 氏

簡単に伺いますので、お答えいただければと思います。

まず1つは、具体例で申し上げますが、豊橋には約1,000人の外国籍の小中学生、中心は770人がブラジル人で、100人がペルー人というお話を紹介させていただきました。そこで、県からの加配教員は30名ございます。先ほどの市長さんの話にも出ましたが、ポルトガル語がわからない人が大部分なんです。

そこで市独自に外国人教育相談員を13名、日系人がそのうち7名でございます。それからスクールアシスタント6名、すべて日系人です。したがって、19人の市の単独事業を行っており、日系人は13人です。これらの日系人は子どもの教育はもちろんそうなんですけれども、親、父兄とのつながりのために非常に重要な役割を果たしております。これは単独でございますので、経費だけ申し上げますと、本年度5,300万円です。先ほど、来年度直接かかわるかどうか分かりませんが、国は1億9,000万の要求だというと、桁がちょっと違うんじゃないかなと、そんな感想を持ちましたので、財政支援を考えていただきたいというのが第1点です。

2点目は、スタッフの確保の話が出たんですが、結局、日本の教員免許を持った人でないと現場で教員としての役割は果たせない、こうなっているわけです。ところが実態を見ますと、ブラジルで教員をやっていた方が日本へ来ているというケースもあるわけです。ブラジルの外国人学校の教員は、ブラジルの教員免許を持った人が教員をしまして、そこで取られた単位は母国へ帰ればそのまま認定される。

先ほど外務省で2国間の協議の話もあったんですけども、日本の免許制度というのは、日本独自の制度で、日本でしか通用しない。医師の免許もそうになっていましたけれども、やっぱりブラジルで教員免許を持った人が日本へ来られたら、もっと教育現場で活躍できる、そういうシステムをぜひ考えていただきたいというのが2点目です。

3点目、最後でありますけれども、先ほど言いましたように、自治体が大変独自の経費負担で、いわゆる日本語教育に努めております。また、豊橋の例で言いますと、ブラジル協会を立ち上げたという話をしましたが、やっぱりそういった意味で自治体あるいはNPO、一般市民団体の活動に対して、国として、そしてまた井上本部長さんも見えますので、企業の社会的責任としていろんな援助をぜひ考えていただきたいと思いますし、現在どんなことを考えられているか、お持ちでしたらお話をいただきたいと思います。以上です。

コーディネーター 井口 氏

どうもありがとうございました。

本日は、外国人集住都市会議の首長の方々と中央省庁の方々が、直にお話できるという、非常に恵まれた機会を与えていただいております。

第2部では各省庁いろいろな取り組みを始めているという点についてはわかりましたけれども、依然として、やはり認識のずれが存在することや、アプローチにも意見の違いがあることが、かなり明確になってきたと思います。

そこで、今ご質問が出ておりましたもののうち、外国人労働政策全般にかかわることや、それから内閣府全体の取りまとめに関することは、第2ラウンドの方でお答えいただくということにし、第1ラウンドでは、外国人のお子さんとその保護者の方々の問題について、集中してお答えをいただくということにしたいと思います。

ご質問がかなり多岐にわたりますので、本当は丁寧にお答えいただきたいのですが、時間の関係もございますので、できるだけ簡潔に、しかし率直にお答えいただきたいと思います。

それでは、文部科学省からおいでいただいておりますお2人、合田審議官と田村国際調整官に、それぞれ大体4分ずつでお願いできないかと。若干の延長は結構でございますので、よろしく願いいたします。

文部科学省 合田 氏

それでは、時間もありませんので、ちょっと早口になるかもしれませんが簡潔にご説明致します。

非常に重要なご指摘をたくさんいただき、基本的には私どもも同感だということがたくさんあります。私どもも皆様方と同様に、外国人児童生徒の教育の充実につきましては、財務省にお願いに上がっている立場でございますので、お話を伺いながら我々、考えさせられたことがたくさんございました。

まず、大泉の長谷川町長さんの方から、就学前の問題が非常に重要だというお話がございました。私どもも全く同感でございます。18年度、小中学校を対象に外国人児童生徒の就学支援のモデル事業をやっておりますけれども、19年度は就学前も対象にし得るように、いわば発展的な形で組みかえて要求をしております。

そういったような中で、取り組みを進めていきたいと思いますが、やっぱり就学前の場合には幼稚園と保育所、あるいは特に幼稚園の中でも公立と私立、私立の割合が非常に高いということもございまして、いろいろ工夫が必要だと思っておりますので、そういったような工夫をどうしていったらいいかということも含めて、そういった形で何とか取り組みを少しでも進めていきたいと思っております。

それから、浜松の北脇市長さんの方から、国の責務を明示するというお話がございました。

これは今まさに義務教育はだれの責任かということが、そのこと自体が今非常に大きな議論になっておりまして、基本的には国が国として制度を設けている以上、国の責任であります。一方でそれぞれの現場は現場で、それなりの権限とそれに見合う責任を持っていただくということも必要だろうと。そういった中で、今度の教育基本法の中でも、国とそれから地方公共団体とそれぞれが、あるいは学校、学校長も含めてそれぞれが連携をし、役割分担をし、協力をして、全体として教育に対する責任を果たしていくという考え方になっております。

この外国人の問題についても、同様の考え方ではないかと考えておりまして、その点はまたいろいろとご議論もあろうかと思っております。また引き続き我々も考えていきたいというふうに思っております。

スタッフの確保の問題と、それから、磐田市の鈴木市長さんや豊橋市の早川市長さんからございましたけれども、さまざまな財政措置の問題がございます。これは我々も全く同じ思いでございまして、スタッフの数も増やしたいし、いろいろなNPOに対する支援も含めて、学校に対する支援も含めて、少しでも予算を確保したいというのは、全く我々も同じ思いでございます。

国としては、外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置に対して、給与費の1/3を国庫負担しているところでございますが、国全体としてご案内のように歳出削減、その中でも地方向けの補助金とか、あるいは人件費というのは、真っ先に削減という中でございますので、我々も実は苦戦をしているというのが率直なところでございます。

申し上げたいことはたくさんございますけど、時間もありませんので、先急ぎさせていただいて大変申しわけないんですが、学習指導要領の位置づけの問題については、これは今、学習指導要領全体の見直しを中教審を中心に議論いただいている最中ですので、外国人の子どもたちの教育についての位置づけについても、その一環として我々としては検討を進めていきたいと思っております。

ただ、ここでやっぱり考えておかなければならないことは、外国人の子どもたちを帰国児童生徒と同列に論じられないというご意見があるのは承知しておりますが、外国人の子どもたちもそれぞれ様々な背景を持っていますので、あまりに具体的にカリキュラムなり配慮なりといったようなことを書き切るといのは、なかなか難しく限界があるかと思っております。その中で、どこまでのことができるかということは、検討していきたいと考えております。

JSLのカリキュラムなどについては、ご案内かと思っておりますけれども、平成16年度より専門の先生方にお集まりいただき、作成しておるところでございます。19年度からは、これはその開発されたカリキュラムを実際に現場で活用をしていただくための予算措置を考えております。

それから、これもあとは補足でございますけれども、磐田市の鈴木市長さんの方から、外国人労働者の問題を考える際に、子どもたちの問題を考えることが重要だということをご指摘いただきました。全くそのとおりだと思います。我々もかねてから機会があるごとにそういうことをお願いしてまいりました。今回、内閣官房を中心に政府全体として検討する中で、外国人の子どもたちの教育の問題がきちんと位置づけられたということは、我々としても非常にありがたいことだと思っております。

我々としても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。それでは、田村国際調整官に、お願いいたします。

文部科学省 田村 氏

私の方からも幾つか補足をさせていただければと思います。

まず、大泉町長さんの方からお話がありました、保護者への就学促進等の啓発を入国前に行って欲しいということについてです。第2部でもブラジル政府との協議会を行っていく予算を要求していると言いましたが、就学の啓発のための資料を入国する前に、来る人たちには配っていただいて啓発していくというような取り組みも検討していきたいと考えているところでございます。

それから、磐田市長さんの方からございました、外国人学校の扱いの問題。我々としても、例えば短期で来る人たちにとってみても、ブラジル人学校は、公立学校と並んで1つの重要な選択肢だというふうに考えているところでございます。各種学校の設置認可基準は県のものだから、県でやってということではなくて、まず国の基準を先に緩和をして、それを県の方にも流していっているという状況であることをご理解いただければと思います。

外国人学校に対しても、いろんな支援を工夫し考えていきたいとは思っておりますが、このことに関しては、例えば相手国における日本人学校がどれだけの支援を得られているのかという、それぞれの諸外国との関係を見るということも一方で必要なかと思っております。その状況を見ながら、できる限りの支援のあり方というものを国としても考えていきたいと思っております。

コーディネーター 井口 氏

どうもありがとうございました。

恐らく各市長、町長の皆様におかれては、もっといろいろ聞きたいと。教育問題をもっと具体的に、各省庁の皆さんに訴えかけたいということだと思っておりますけれども、もう少し後の方で時間が残りましたら、個別にまたお願いをすることにして、第2ラウンドの方に行かせていただきたいと思います。

第2ラウンドは、外国人政策全般ということで議論をさせていただきたいと思います。

本日はその根底につきましては、井上四日市市長、それから鈴木豊田市長にご質問をお願いしたいと思います。

それではまず、四日市市長の井上さん、お願いいたします。

四日市市長 井上 座長

子どもが幸せになるためには、親の生活が安定する必要がある、という議論もありますが、特に今、外国人登録制度と住民基本台帳の問題をどう統一するのか、実はその問題にさまざまなこういう外国人居住者への対応、行政サービス、それから義務の履行も含めて、地方の自治体は困っているわけです。現実問題を解決しようと思った場合に、すべてがそちらに最終的には帰着してしまうということです。

なぜならば、外国人登録制度は、日本にいる外国人の管理を目的としていますし、一方で

住民基本台帳は、住民に私たちがどう行政サービスを展開するか、そういう目的でつくっておりますから、今のところこの2つの制度は合致するところがないわけですね。

今日も各首長のお話で出ましたが、就学前の子どもたちの把握や、あるいは転校とか、そういうことに関してもさっぱりわからないということです。これは今日、経団連の代表もお見えでございますが、とにかく企業は人の把握はできます。一方、地方自治体は、住民の把握という点では、非常に苦慮しており、個々の施策をやろうとしたときに、その前面に立ちはだかっているわけであります。

そういうことで結論を急ぎますが、現在、国の方で検討されているブラジル人等の外国人に対する外国人登録の対応をどうしていこうと考えているのか。一方、住民基本台帳との統合といいますか、そういうことはどういうふうにとらえられて、今、検討しているのか、その点が我々の知りたいところであるし、緊急の課題ではないかと思えます。以上です。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

それでは次に豊田市長、お願いいたします。

豊田市長 鈴木 氏

先ほどから外国人労働力を日本が受け入れてきたことについての議論で、基本的なことや包括的な意見をいただきましたので、私からは個別案件になってしまいますが、現場からの声が多数ございますので、厚生労働省の所管事項で2点、お尋ねを含めて要望をさせていただきます。

1つは、日系人の就労支援事業でございます。これは3カ年の期間限定で、今年までと伺っておりますが、ぜひ今後も継続していただきたいという要望でございます。

先ほど、尾形課長からハローワークのガイダンスについてのお話がありまして、来年度からも個々の就労支援をさらに強化していく方向で検討しているとのことをお答えいただきましたが、私どもの都市におきましても、企業や学校、NPOなどとネットワークをつくりまして、外国語相談員の配置をしたり、中高生や失業者のためのガイダンスを行っております。

その結果、高校を卒業した外国人青少年のうち、そこでガイダンスを受けた人全員が就職できたり、10人以上のニートと言われる外国人青少年が就業したという実績も出ております。ぜひこれを継続あるいは強化していただきたいということが、1つ目でございます。

もう1つは、今までも十分議論されたところですが、外国人労働者の社会保険加入についての問題です。この社会保険の外国人加入状況が、把握されていないことを聞いて、私は驚きました。

国民健康保険の外国人加入状況を見ますと、経年で加入率がだんだん減ってきておりますので、社会保険に移行していると推測していますが、実態はわかっておりません。

今後、国、自治体、経済界が協力して、保険の未加入者をなくすためにも、外国人労働者の社会保険加入状況を把握することが、不可欠の要件ではないかと思っております。

そして、把握できたものは、ぜひ自治体にも開示していただけると、外国人の医療や、さまざまな生活保障にかかわる対策がとりやすいと思っております。この件につきまして、国の取り組みを伺いたいことが、2つ目でございます。

先ほどから他の市長さんからもご指摘がありますように、病院での不払いに医療の現場で

は大変苦慮しておりますし、学校や保育園・幼稚園では、けがをしてもなかなか病院に行けないために、トラブルが起きているという実態が幾つか報告されておりますことも付け加えておきたいと思っております。こうした現状をご理解いただいた上で、ご回答がいただければと思います。

以上2点、個別案件ですが、よろしく申し上げます。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

それでは、お答えいただきます。ただし、先ほどの第1ラウンドの方でちょっと積み残っている部分でお答えいただく部分もあるかもしれません。

まず、先ほど四日市市長が提起されました、外国人登録制度と住民登録の制度、この2つの関係をどうするかという問題は、内閣府の「規制改革・民間開放推進会議」でも大きなテーマになっております。

この問題については、何と言いましても、まず法務省の齊藤審議官に対応状況をお伺いしなければなりません。しかし、総務省の方でも、何かコメントがおりである場合はお願いしたいと思います。もっとも、あまりに問題が大きいので、すぐにお答えできないということでしたら、もちろん結構ですが、この問題についても、是非、お考えいただきたいと思っております。また、内閣官房の方でも何かご指摘があればお願いいたします。

もう1つの問題は、雇用問題です。厚生労働省には、日系人の具体的な問題ももちろんですが、先ほどの第1ラウンドでちょっと出ていた指摘に対するお答えがあって、基本問題についての検討状況などについてお話しただけのようであれば、お願いしたいと思います。

時間の関係でそれぞれ大体3分そこそこということで、申しわけありませんが、まず、法務省の齊藤審議官の方をお願いしたいと思います。

法務省 齊藤 氏

外国人登録制度と住民基本台帳制度の一元化の問題だと思います。当面、この問題につきましては、住民基本台帳制度を所管する総務省とともに、十分検討していく必要があると考えているところです。

先ほども申し上げましたけれども、現在、外国人登録制度の見直しを含めた外国人の在留管理につきましては、内閣官房の在留管理ワーキングチームにおいて、もちろん法務省も入りまして、熱心に検討を進めているところでして、先ほども申し上げましたように、法務省としては、新しい制度におきましては、外国人の在留情報については、原則として法務省入国管理局の方で把握させていただくことを考えています。これは外国人が入国する前、入国したとき、さらには在留資格の変更、在留期間の更新等、種々の場面で外国人と接触していますし、さらに在留情報について変更等が生じたような場合にも、情報を得る等、いろいろな形が考えられると思っております。

さらに、もちろん市区町村、関係機関とも協力して、より正確な居住地情報等の把握ができる制度にしたいと思っております。

そういうふうにして入国管理局の方で把握した情報を、市区町村の皆様の方に、これは当然、市区町村からもいただいている大切な資料ですので、住民サービス等にお使いいただくことになります。その際、情報の受け皿がどのような形になるのか、住民基本台帳になるのか、

それ以外の形になるのか等、いろいろなことが考えられると思います。それについては、これからワーキングチームと総務省等とともに十分検討していくということになると思います。現段階ではその程度でございます。

コーディネーター 井口 氏

どうもありがとうございました。

総務省は、特によろしいですか。何か一言ありますか。

総務省 志田 氏

今、法務省齊藤審議官からお話がありましたとおり、ワーキングチームを中心に、省庁間で横断的に議論をさせていただいておりまして、当面まずここで議論をもう少し深めていくのかなというふうに考えます。

今日のところはこういうことですね、お答え申し上げます。

コーディネーター 井口 氏

それでは、内閣官房のお立場で一言お願いします。

内閣官房 先崎 氏

「在留管理に関するワーキングチーム」において今検討しているところでございます。検討中ですので、ここで結論を申し上げるのはなかなか難しいんですけども、外国人の方が居住地等変更したときに複数の窓口届け出なければならないなど、手続の一元化や集まった情報をどうやって管理・活用するかという問題もあると思います。

また、その一方で、先ほど企業の方では情報を把握できるというようなお話もありましたけれども、外国人雇用状況報告制度についても今見直しをやっているところでございまして、そこで集まった情報についても、どういうふうに管理するか、あるいはどういうふうに関係機関間で連携して活用していくかということについて、現在検討しているところでございます。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

それでは、厚生労働省の尾形課長、お願いできますか。

厚生労働省 尾形 氏

豊田市長様からいただいた2点のご質問、ご要望ですが、まず1点目の日系人の就労支援事業ということですが、これは私どもの方としても、3年間の時限で始めたものなんです、成果が上がっているのでぜひ継続したいと思っております。

先ほどご説明した不就労の若年者対策というものの1つは、まさにこの事業を通じてやっているところでございまして、自治体さんからのこういう積極的なご要望を背景に、厳しい

折ではありますが、財政当局に引き続き強くお願いしていきたいと思っております。

それから、2点目の社会保険の厚生年金の問題でございますが、これにつきましては、非常に問題の切迫性があるということで、まず社会保険庁の方が今適用事業所調査というのをやっているところでございます。

全適用事業者数の4分の1を、平成17年度から各年度ごとに4分の1以上調査していくということで、今取り組んでいるところでありますが、何せ厚生年金に当たるかどうかというのは、勤務実態等いろいろ調べなきゃならぬということで、なかなか難しい部分もあるようでございます。

そういう意味でも、私ども雇用状況報告制度というのを今度制度化しようと思っておりますところであるわけですが、その報告制度で勤務実態について、全事業主からご報告いただくような形にし、それを社会保険庁さんの方と情報を共有して対応していくことで、より正確で的確な対応ができるんじゃないかと、こう思っているところでございます。

コーディネーター 井口 氏

よろしいですか、それで。

ちょっと、時間が押してきております。今日は日本経団連から井上部長においでいただいておりますので、別のテーマに移らせていただきます。それでは、まず井上四日市市長から、経済界への提言あるいは要望について、ご説明いただきたいと思っております。

四日市市長 井上 座長

一昨年、豊田市で行われた集住都市会議では、「企業の皆さんとの連携を」ということが一つの大きなテーマでありました。そして、「豊田宣言」の中にもそれを組み入れて、いろんな問題に対して企業の皆さんと連携を深めていきたいということを宣言して努力をしてきたわけでございます。国への要望という形で今日も出ましたが、国の方でも省庁横断的に検討しなきゃならないということまで、ようやく一歩進めていただいたという意味では、企業の皆さん、経団連の応援のおかげだと、そういうふうに評価できると思っております。

しかし、一方では、具体的に各自治体と地元の企業との間で連携がとれているかということになりますと、これはまた、濃淡の差が出ております。例えば豊田の鈴木市長さんの発言の中には、ブラジル人の青少年の就労支援のために、パソコン教室をやったり、日本語教室をやったり、一生懸命自治体として「豊田宣言」以降努力をされているということがございましたが、個々の自治体の中では、まだまだ企業との関係プレーまでは行っていません。

子どもの教育1つをとってみても、各自治体は国や県の財政支援のない中で、いわゆる市の単独事業、町の単独事業でさまざまな予算のひねり出しをやる中で努力をしております。その点で企業の皆さんにも、そういう意味では、もう少し応援をしていただけたらなと思うところがあるわけでありまして。

もちろん、企業は厳しい環境の中で自立をしてみえます。したがって、そういう施策に対しては行政の分野でという声もあろうかと思いますが、現実にも、ブラジル人を始めとするニューカマーの人たちに対する行政サービスの一環としての教育の面を見ましても、かなりしんどい作業を自治体はやっておるということをお含みの上で答えがいただければと思うところであります。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

今、ご紹介のありましたように、ちょうど2年前の「豊田宣言」では、外国人集住都市会議は、日本経団連から当時出されておりました改革提言について、ある意味で共感し、今後、日本経団連と協力していくことをはっきりさせたわけです。今後とも、経済界との関係を強めることによって、この問題解決にむけて前進を図っていききたいわけですが、その点についてはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

日本経済団体連合会 井上 氏

経団連の井上でございます。遅れてしまい申しわけございませんでした。

2年前、2004年の4月に、経団連が提言を出しまして、政府にお願いすべきこともございましたが、経済界としてやるべきことも多少なりとも書かせていただきました。

しかし、具体的な連携のスキームというのは、各地域、自治体ベースでやらざるを得ないというのが実情でございます。私どもが当時議論をしたときに、企業の社会的責任というのは、税でやるべきなのか、その他の方法でやるべきなのか、というところがございました。

実はその結論というのは、2年たってもまだ十分出ていないのですが、1つの方法としては、やはり税よりも地域に何らかのファンド的なものをつくって、そこに外国人雇用からさまざまな恩恵を得ている企業が資金の拠出をして、できればそれをベースに自治体の事業とマッチングをし、さまざまな要請に応じていくというのが、一番よいやり方なのではないかと考えております。

要するに「社会的責任経営」という言葉が今日いろいろな形で使われておりますけれども、さまざまなステークホルダーが企業の周りにはおり、株主にも納得してもらえて、また地域住民の人たちにも納得してもらえる、あるいは自治体にも評価をしていただけるような形というのは、やはりかなりダイレクトにそういった外国人受け入れの多い自治体、あるいは地域の交流協会、あるいはNPOの活動に資金を出していく形の方がよいのではないかなという感じがします。それがまず1点でございます。

それからもう1つは、既に具体的なプログラムは各自治体でいろいろと行われているわけでございますので、その成功例を少し我々も勉強しなければならないと考えております。

私どもは前会長が奥田会長だったものですから、豊田市の事例は勉強させていただきましたが、各市においても、うまくいっているもの、うまくいっていないもの、いろいろあると思います。ぜひそのあたりを、「企業の社会的責任としてのコスト負担のあり方」という視点から、皆様方のご要請をお聞かせいただくとともに、具体的に、教育問題以外の問題も含め、こういうプログラムのために、このぐらいの活動をしてみたいというご要請があれば、それをぜひ経団連の方にお示しいただき、それをもとにその中での企業の協力のあり方を考えてみたいと思っております。

要するに、経団連は提言を行う組織ではあるのですが、もう少し実践のところに入



っていきたいという感じがしておりまして、その中で各都市には、有力な企業がそれぞれ存在しますので、その企業の方々とも話し合ってみたくて考えております。

コーディネーター 井口 氏

ありがとうございました。

四日市市長の方から、さらにそれについてご質問ありますか。

四日市市長 井上 座長

言いにくいことを、あえて言わせていただくのですが、今日も各市町から出ました問題の1つは、外国人の皆さんの急病とか事故に遭った場合の医療行為です。大体、今日出席の各市は、公立病院を持っていると思いますが、病気やけがをした人が、最終的にその病院へ来られた場合には、もし社会保険に加入していなくても、医療行為を拒否できないために治療を行う。しかし、治療費の回収が非常に困難である。各自治体においてこの問題は、最終的には人道上の問題だということで処理をするわけですが、1つの方法として、基金みたいなものができれば、そこから全額ではなくても、一部の補てんがなされれば、これは医療の第一線で救命治療に頑張っている人たちにとっては大きな支えになると思うのですが、いかがでしょうか。突然、こんな質問をさせていただきました。

日本経済団体連合会 井上 氏

その問題も2年前の提言をまとめる際に把握しております。首都圏の、ある自治体からのご指摘だったのですが、市の予算に計上して対応しているとのことでした。

この問題の場合には、2つ考えるポイントがあると思います。

1つは、そもそもなぜ医療保険に外国人が入らないのかという根本論です。経団連といたしましても、年金と健康保険の問題を検討し、政府に対して具体的に提言しようと思っています。年金は25年入らなければ受給資格がないわけでございますけれども、それまで外国人に求める必要はあるのか。もちろん、それを免除したからといって健康保険に入って頂けるかどうかというのは別問題なのですが、健康保険に入りやすい仕組みというのをまず作っていただく必要があります。

それから2つ目は、これも制度上の問題なのですが、今、外国人の雇用状況報告の強化ということで、すべての企業の方に外国人雇用の実態を示していただく必要があります。これは規制強化になるのですけれども、できれば直接雇用、間接雇用を含めて、外国人雇用をされている企業は、外国人がどういう条件で働いているかということ、保険の加入状況も含めて全部出していただき、日本人と同じような形で把握をし、その情報を公的機関で共有することが必要ではないかなと思います。各自治体でもそれなりの調査をされていると思うのですが、全く把握できていないようなところもあるようなことを聞いておりますので、まず企業がどんな条件で外国人を雇用しているのかということ、国・自治体が十分に把握をしておくことが重要です。そうすれば、医療保険等の未加入問題も解決策が見つかる筈です。

それから、基金からお金を出すという点ですが、基金というのはどういう形がよいのか、様々なものに使えるやり方がよいのか、ある特定の目的に使うものがよいのか、自治体ごとに意見

が分かれると思いますので、この辺はやはり、それぞれの自治体と地元で事業活動をされている企業、NPOや国際交流の団体との話し合いを通じて考えていくのが適切ではないかと思います。

コーディネーター 井口 氏

どうもありがとうございました。

それでは、最後に簡単に整理をさせていただいて、あと四日市市長に最後のごあいさつをいただいて、この第3部を閉じようかと思えます。

まず本日、外国人集住都市会議のまさに主役であります各首長の皆さんと、中央省庁の責任者、担当者の方々が直に対話するといえますか、討論する機会を持てたということ、それが、非常に有益であったということ、まず素直に喜びたいというふうに思えます。

特に外国人の子どもたちの問題、この問題が解決できなければ、外国人の受け入れという問題全体が実はうまくいなくなってしまう、そのことがいろんな形で示唆されていたというふうに思えます。

もはやこの問題は各論で議論されなければならないわけなんですけれども、同時に外国人登録法、それから住民基本台帳の問題もござりますように、我が国のシステム、中には50年代につくられたままのものもござります。そのシステムそのものを大きく見直していくべきであるということも、外国人集住都市の方からも指摘がありました。

最後になりますが、経済界との対話の必要性や有効性についても、短い時間ではございましたけれども、確認できたということは、非常に嬉しいことだと思います。

以上のことでこの議論を総括させていただきます。

それでは、最後に四日市市長、お願いします。

四日市市長 井上 座長

今日は本当にありがとうございました。

この集住都市会議の座長市になりまして、今日まで準備をしまいたったわけでございますが、この問題はなかなか横にも広がり、縦にも深いという問題でござりますので、本当に毎回、毎年積み重ねて我々の自治体としても一歩でも二歩でも前に進んでいかなければならないという課題ばかりでござります。

ただ、私も最後に申し上げますが、今日はお忙しい中を各省庁の担当の方が出席をいただきましたし、日本経団連の方からもお忙しい中この会議に出席いただきました。

そして、大変うれしいことに、当初、この会場で暖房を入れておりましたが、あまりに多数の参加者があり、途中から冷房に切りかえたようでござります。つまり、それほど多くの方にご参加をいただき、そして報道機関の方々にもこの会議の模様を取材していただいた、それだけ外国人集住の問題が極めて切迫しているとともに、多くの課題を投げかけているということです。

そして、日本の近未来といえますか、将来を背負っていく人の中には、実はこういう形で、当初は出稼ぎのような形で外国から来た人たちの子弟が、やがて日本の国を支える一員になっていくと、こういう時代にもう来ているということを考えますと、この子どもたちへの教育、その他の問題は、極めて重要な課題であって、ないがしろにすることは決してできない。これを一番早く身をもって感じているのが、自治体の関係者であります。

その点は私自身、今日の会議がこれほど多くの皆さんのご協力の中でこのように終わるこ

とができたということ、改めてお礼を申し上げますとともに、また来年からさらに意欲を持って突き進まなければならないと思っておりますので、各省庁の皆様方にも、経団連の井上様にも、どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げまして、まとめさせていただきます。ありがとうございました。

コーディネーター 井口 氏

今日は、中央省庁の皆様には、この討論会にご参加いただきましてどうもありがとうございました。皆様方が積極的な討論に参加していただきましたことを感謝申し上げます。

以上で第3部を終了させていただきます。



フィナーレ

「よっかいち宣言」

【フィナーレ】
「よっかいち宣言」

総合司会 池上氏

ご登壇の皆様、どうぞご降壇ください。

先ほど、四日市の井上市長からも、本日のこの会議、多数のマスコミ取材があったことのご紹介がございました。

NHKのニュースでは、今日の夕方6時10分のローカルの時間帯、そしてもう1つ、何と7時から、全国ニュースの時間帯でもこの会議の様子が放送されるということでございます。外国人集住都市会議の様子が全国ニュースで放映されるのは、恐らく初めてのことであろうと思われまます。

今日は1時から3部構成に分かれまして、外国人集住都市会議を進めてまいりました。

まず第1部では、18都市の首長リレートークということで、現場からの取り組みの具体例の紹介及び問題提起がなされました。

第2部では、省庁の方々にご登壇いただきまして、提言に関する国の取り組みについて、省庁の立場のご説明をいただきました。

そして第3部では、さらに経済界の方にもご登壇いただきまして、地方自治体、国、経済界による討論会がなされたわけでありまます。

その結果につきましては、恐らく詳細な会議録を含めまして、年度末に報告書ができると思いまます。

今日、皆様のお手元の封筒の中に、実は「よっかいち宣言」というこの冊子と、もう1つ資料編というのがございます。「未来を担う子どもたちのために 資料編」というものです。

今年度の集住都市会議におきましては、特に夏の暑いさなかでしたけれども、参加都市18都市のすべてで、同じフォーマットでアンケート調査が行われました。その概要をまとめたものがこちらの資料編でございます。

外国人集住都市会議参加18都市の調査概要ということで、4つの柱でまとめてあります。外国人保育施設の調査、外国人学校託児所の調査、公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れに関する調査、そして公立中学校卒業後の進路状況調べということでございます。年度末の報告書では、この内容をさらに拡充したものが掲載される予定です。

ちなみに、今ごらんいただいておりますこの報告書は、集住都市会議のスタッフがまとめたものです。

さて、それでは「外国人集住都市会議東京2006」のフィナーレです。

(VTR上映)

それでは、外国人集住都市会議18都市の首長の皆様、ご登壇をお願いいたします。

今のVTRの中での、将来の夢を語る子どもたちの言葉、未来を見据えるまなざし、皆様に届きましたでしょうか。

実はこの映像はすべて、外国人集住都市会議のスタッフ有志が撮影したものであります。そのカメラを構えるスタッフの温かい心が、恐らく子どもたちに伝わって、ああいう形の言葉になったのであろうと、私は思っております。

外国人集住都市会議、3つのブロックに分かれて研究・検討を進めてまいりました。

群馬・静岡地域ブロックは、義務教育前の支援、外国人学校の支援、長野・岐阜ブロックは、義務教育の支援、そして愛知・三重ブロックは、義務教育後の支援、さらに外国人政策全般について研究・検討を進めてまいりました。

「外国人集住都市会議東京2006」もいよいよ最後のパートになってまいりました。

それでは、座長の井上哲夫四日市市長から、「よっかいち宣言（案）」についてご紹介いただきます。



四日市市長 井上 座長

それでは、「よっかいち宣言」を読ませていただきます。

「よっかいち宣言」(要約)

日本では、本格的な少子高齢化が進んでおり、地域で育つ外国人の子どもたちは、将来の日本社会を支える重要な一員となっていきます。子どもたちがどのような教育を受けて人格を形成し、地域社会に生まれながら能力と資質を開花させていくか、これが大きな課題です。

また、外国人の子どもたちをめぐる課題を解決することは、すべての子どもたちを大切に、すべての住民の人権を尊重することにつながります。

そこで、私たちは次のとおり宣言します。

第1に、私たちは国の外国人政策の論議に積極的に参加し、多文化共生社会の制度的基盤づくりに力を尽くします。

第2に、私たちは未来を担う子どもたちを受け入れ、ともに育む地域社会をめざし、国、県、

NPOや企業などと連携、協力して、取り組みを進めます。

第3に、私たちは外国人の子どもたちや保護者が直面している課題の解決に向けて、地域での取り組みを進めるとともに、国や関連機関などに必要な提言をしていきます。

2006年（平成18年）11月21日、外国人集住都市会議。

会場の皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。

これは決して終わりではありません。これは始まりです。私どももこれから一層努力を重ねますので、どうぞ皆様、ご支援のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。



総合司会 池上 氏

今、18都市の首長の皆様、横断幕を持って、採択された「よっかいち宣言」に心を1つにしているところでございます。

カメラがまだ続々と近づいてきているんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま採択されました「よっかいち宣言」を、座長の井上四日市市長から省庁の方々、そして経団連の方へこの場で提出させていただきます。

まず、省庁を代表いたしまして、文部科学省大臣官房審議官 合田隆史様、ご登壇をお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、日本経済団体連合会産業第一本部長 井上 洋様、ご登壇をお願いいたします。ありがとうございました。井上様、どうぞご降壇ください。

これをもちまして、第1部からフィナーレまでのすべての予定が終了いたしました。

それでは最後になりますが、来年度の外国人集住都市会議の座長、次期座長であります渡辺直由美濃加茂市長から閉会のごあいさつを申し上げます。

閉会・次期座長挨拶

美濃加茂市長 渡辺 氏

2001年に浜松市長の呼びかけにより結成された、南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政と地域の国際交流協会が構成される外国人集住都市会議が、本日は国から関係省庁の方々にご出席をいただき、「外国人集住都市会議東京2006」を開催し、今後進むべき方向の確認と、取り組まなければならない課題の抽出、各都市間はもとより国、県、経団連、企業やNPOの皆様との連携を一層強化して、この課題の解決に向かっていくことを確認し、6年目の成果を上げることができました。



この間にも、外国人集住都市会議は国に対し多くの提言をしてまいりました。その結果、2006年3月に、総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」の報告をまとめられ、6月には、外国人労働問題関係省庁連絡会議が、「『生活者としての外国人』問題への対応について」、中間整理をまとめられるなど、ようやく外国人集住都市会議の声が届き始めたのかなと感じているところでございます。このような成果により、全国的にも外国人集住都市会議への注目が集まり、寄せられる期待も大きなものとなっております。

こうした状況の中で、次期座長都市に私ども美濃加茂市がご指名を受けたことに重い責任を感じております。今後とも外国人集住都市会議の座長都市をされました浜松市、豊田市、四日市市の皆様と、アドバイザーとして助言をいただいております大学の先生方のご指導を受けながら、また、参加各都市の皆様のお力もお借りしながら、次期座長都市としてさらに調査研究を重ね、多文化共生社会の構築に取り組んでまいらなければならないと考えております。

どうぞ皆様の一層のご指導を賜りますことをお願い申し上げますとともに、本日この会にご出席いただきました皆様方の今後ますますのご活躍を祈念して、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

総合司会 池上 氏

渡辺市長、どうもありがとうございました。

それでは、ご登壇の18都市の首長の皆様、ご降壇をお願いいたします。

先ほど壇上にて、四日市井上市長から省庁の方々へ、そして経済団体の経団連の方へと提言及び「よっかいち宣言」が手渡されました。非常に象徴的な場面であったと思います。恐

らく10年後振り返ったときに、この2006年を基点とする前後1～2年は、日本の外国人政策、日本の多文化共生にとって大きな転換点となる年だったろうと振り返ることになるのではないかと考えております。

これもちまして、「外国人集住都市会議東京2006」、すべての日程終了でございます。

本日は長時間にわたり、また遠方からのご参加も多数いただき、まことにありがとうございました。

資料

よっかいち宣言

多文化共生社会をめざして
未来を担う子どもたちのために〈資料編〉

省庁関係資料

.....
外国人集住都市会議に関する資料

よっかいち宣言

～未来を担う子どもたちのために～

南米日系人を中心に多数の外国人住民が暮らす地方自治体で組織する外国人集住都市会議は、「浜松宣言」（2001年）、「豊田宣言」（2004年）などを通じ、外国人住民の定住化により外国人受け入れの諸制度が実態からかい離している現状に対して、国などに制度改革を提言するとともに、自らの取り組みを強化してきた。

国は外国人の生活環境整備について、今年になってようやく本格的な検討を始めたばかりであり、生活者としての外国人への対応策はまだほとんど進んでいない。特に、子どもたちをめぐる問題は日々深刻さを増してきており、子どもたちが将来に夢や希望を持って生きていくための選択肢が狭められている。また、子どもたちは日々成長していくため、問題の解決を先送りすることはできない。

本格的な少子高齢化が進むなか、日本で育つ外国人の子どもたちは将来の日本社会を支える重要な一員となっていく可能性が高い。したがって、外国人の子どもたちがどのような教育を受けて人格を形成し、地域社会に育まれながらその能力と資質を开花させていくかは、日本の将来に大きな影響を及ぼすことになる。

外国人の子どもたちをめぐる課題の解決は、日本に暮らすすべての子どもたちを大切にし、すべての住民の人権を尊重することにつながっていく。

このことを訴えつつ、外国人集住都市会議は、日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の形成に向け、以下のとおり取り組んでいくことを宣言する。

第1に、外国人集住都市会議は、本格化してきた国の外国人政策の立案や転換に向けた論議に積極的に参加し、「多文化共生社会」の制度的基盤づくりに尽力する。

第2に、外国人集住都市会議は、「未来を担う子どもたち」を等しく受け入れ、ともに育む地域社会をめざして、国、県、NPOや企業などと連携・協力して取り組みを進めていく。

第3に、外国人集住都市会議は、外国人の子どもたちや保護者が直面している教育を始めとする課題の解決に向けて、義務教育前の支援、公立学校の受け入れ体制整備、働きながら学び直す機会の確保、外国人学校への支援、保護者の就労環境の改善及び日本語学習の促進などについて、各地域で取り組みを進めるとともに、国や関連機関等に提言していく。

2006(平成18)年11月21日

外国人集住都市会議

18都市の取り組み 及び 国等への提言

ブラジルをはじめとする南米系外国人住民は、1990年の「（改定）出入国管理及び難民認定法」の施行を契機に急増した。それから16年が経過した現在も、その数は増加を続けている。短期間滞在する単身者が主だった当初の「デカセギ」の状態から、いまや保護者の来日に伴って幼少時に入国した子どもが成人し、日本で家族を形成する時代へと推移している。

外国人の子どもについて、義務教育諸学校への就学義務は課せられていないが、就学を希望する場合は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（1979年）に基づき無償で受け入れるというのが国の立場である。一方、外国人学校（ここでは主に1990年代以降に開校した南米系外国人を対象とする外国人学校を指す。以下同じ）に就学することも認められている。本来であれば、外国人の子どもにも就学義務を適用しつつ、それぞれの家族の将来設計に合わせて子どもがどちらの学校で学ぶかを選択できるようにするべきである。しかしながら、外国人の子どもは就学義務の対象外であることや、外国人学校が多く課題を抱えていることに加え、保護者の帰国予定時期が不明確であったり、家族と共に国境を超えて頻繁に移動することも少なくないため、保護者が確固たる将来像を見据えたうえで子どもの教育環境を選択しているとは言い難いのが現状である。

外国人集住都市会議では、2005年11月、2006年6月及び2006年10月に、内閣府の制度に基づき「規制改革要望」を行った。この中で、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するために、教育の義務化とこれに必要な条件整備などを求めた。われわれが抱える切実な課題を解決するために、これら一連の要望の実現をあらためて望むものである。

外国人集住都市会議は、2006年に、子ども及び保護者を取りまく実態について調査を行い、現状の把握と課題の分析を行った。この調査や、これまでに積み上げてきた研究の成果などに基づき、自らの取り組みをさらに進めるとともに、国などに対して、義務教育前の支援、公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れ、義務教育年齢を超過した子どもに対する具体的施策、外国人学校への支援、外国人政策全般の改革に関して、以下の提言を行う。

I 義務教育前の支援について

1 現状と課題

日本で暮らす南米系外国人の約8割に当たるブラジル人の年齢構成をみると、0歳から4歳の子どもが約6%（平成17年版「在留外国人統計（法務省）」）を占めることから、義務教育就学前の年齢層の子どもは約1割と推定される。就学前の外国人の子どもが置かれている環境は実に多様であり、日本の保育園や幼稚園に通う子どももいるが、外国人保育施設や外国人学校が運営する託児部に通ったり、知人宅に預けられたりしているケースも存在している。

これらの外国人保育施設等の多くは早朝から長時間開設している。この背景には、工場等で働く保護者の就労時間が長く、日本の保育園等の保育時間帯では対応が困難であるため、保育時間が長く融通の利くところへ子どもを預けたいという保護者の意向が認められる。また、義務教育就学年齢に達しているのに公立学校にも外国人学校にも通わず、保育施設等に預けられ教育機会を逸している子どもも少数ながら存在している。

ほとんどの外国人保育施設等においては、ポルトガル語が主な使用言語となっており、日本語を話せる保育従事者は5割に満たない状況にある。日本の教育制度に関する正確な情報が外国人保育従事者に行き届いていない可能性もあり、そのため保護者が日本の公立小学校への入学を意識しにくいと考えられる。

一方、日本の保育園や幼稚園においては、言葉の壁により保育士や教諭と保護者とがうまく意思の疎通を図ることができないという課題を抱えている。

外国人の子どもが母国の社会、あるいは日本の社会で生きていく力を身につけるためには、整備された環境のもとで教育を受ける必要がある。外国人集住都市のなかには、就学前ガイダンスや入学説明会などを実施し、円滑な入学に向けたサポートに力を注いでいるところもあるが、周知方法が困難であることや必要性が理解されにくいことなどからいずれも参加率は低く、自治体独自の努力だけでは限界がある。

日本で暮らす幼児期の外国人の子どもの置かれている環境は、義務教育レベルの教育機会への接続と密接な関連がある。できるだけ早い時期から保護者に日本での教育に関する正確な情報を提供し、教育の重要性に対する意識を高めるための支援が求められている。

2 18都市の取り組み

外国人の子どもが小学校へ入学するには、主として外国人学校と公立小学校の二つの選択肢がある。外国人学校への入学は、高額な費用負担の必要はあるものの言葉の問題がないため情報も得やすい。一方、公立小学校への入学については、言葉の壁や学校教育制度の違いなどにより、十分な情報と理解が得られていない。外国人集住都市では、公立小学校に対する保護者や子どもの不安を解消し、円滑な入学を促すため次のようなサポートに取り組んでいる。

(1) 小学校入学案内

大垣市、美濃加茂市、富士市、磐田市、湖西市、西尾市などでは、日本の小学校へ

の入学手続きについて、広報紙でのPRや対象世帯へ宛てた案内の送付などにより周知を図っている。

(2) 入学説明会

大泉町、美濃加茂市、豊橋市、豊田市、四日市市、鈴鹿市などでは、公立小学校の制度や入学に関する手続きなどについて、事前の説明会を開催している。

(3) 入学ガイダンス

可児市、浜松市などでは、入国や転入した子どもの保護者に対して、公立学校あるいは外国人学校の説明を行い、教育の場へと繋げている。

(4) 学校生活体験教室

太田市では「プレスクール」、浜松市では「ぴよぴよクラス」として、小学校入学直前に、実際の小学校を使用して、ひらがな・カタカナの学習をはじめ、トイレや給食といった小学校生活への適応力をつける体験教室を開催している。

3 国、県、経済界への提言

「豊田宣言及び部会報告」（2004年）では、多文化共生をめざした教育体制づくりについて報告し、教育体制の整備などについて提言した。

日本で生まれ育っていく日系4世の時代を迎え、ますます教育の重要性が問われていることを踏まえ、学校教育の第一歩である公立小学校等への入学支援と、保育園、幼稚園における外国人の子どもの受け入れに関する整備について以下のように提言する。

国への提言

- (1) 自治体等が外国人の子どもの就学へと導くための施策について、基本的かつ具体的なガイドラインを示す。
- (2) 査証発行時等の日本への渡航前において、日本の教育制度についての情報を渡航者に提供するとともに、子どもの教育の重要性を渡航者に認識させることについて関係諸外国が責任を持つよう強く働きかける。
- (3) 外国人の子どもや保護者の置かれた状況を理解した幼稚園教諭・保育士を養成するため、大学・短大等の幼稚園教諭並びに保育士養成課程について、多文化共生教育を取り入れる。
- (4) 外国人集住地区の保育園や幼稚園において、保護者が子どもの保育や教育に関して相談ができるよう、日本と外国双方の文化的背景や教育制度を熟知した人材の配置を支援する。
- (5) できるだけ早い時期から義務教育等への就学に対する保護者の意識を涵養するため、妊婦検診時等における入学啓発資料の作成や配布、入学説明会や学校生活体験教室の開催等、自治体が実施する事業に対し、財政的及び人的支援をする。

県への提言

- (1) 保育施設の幼稚園教諭や保育士に対し、多文化共生に関する研修を実施する。
- (2) 各自治体における義務教育前のサポート事業等の情報を集積するとともに、ノウハウ

や方法について、必要とする自治体へ適宜アドバイスできる体制を整える。

経済界への提言

- (1) 企業（派遣・請負業者も含む。以下同じ）が外国人従業員に対して日本の教育制度などを説明することができるように支援する。
- (2) 企業が外国人従業員に対して入学説明会等の諸行事へ参加ができるようにするなど、子どものスムーズな小学校入学についての啓発ができるように支援する。

II

公立小中学校における 外国人児童生徒の受け入れについて

1 現状と課題

国内の公立小・中・高等学校等に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、2005年9月現在、2万692人で、文部科学省がこの統計を取り始めた1991年から約4倍に増加している。

近年の教育現場の特徴として、日本語指導が必要な児童生徒には、外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した子どもなど、国籍という枠組みでは捉えきれない様々な文化的背景をもった子どもが存在することが挙げられる。また、日本語指導が必要な児童生徒の中にも、障がいを持つなど、特別な支援が必要な子どもが増加しており、教育の現場ではより多様な対応が求められている。

文部科学省は、1992年度に日本語の初期指導の教材作りを始め、2001年度から学校教育におけるJSLカリキュラムの研究開発を進めている。2005年度からは、不就学外国人児童生徒支援事業を行っている。また、文化庁では、地域日本語教育支援事業を行っている。

一方、外国人労働者問題関係省庁連絡会議では、2006年6月に「『生活者としての外国人』問題への対応について」（中間整理）をまとめ、「外国人児童生徒に対する日本語教育等の強化」、「不就学児童生徒に対する就学支援対策の強化」等、外国人集住都市会議が訴えてきた具体策の検討をようやく始めている。

教育現場では、教員等が熱意を持って外国人児童生徒の指導にあたっており、加配教員に加え、県や市町によって支援員等が配置されるなど、外国人児童生徒を支援する取り組みが行われてきた。しかし、外国人児童生徒の人数が急増し、自治体が独自に行う支援にも限界が見えてきた。すべての外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するために、国の制度を根本的に見直すことが必要である。

2 18都市の取り組み

豊田会議で紹介された取り組みは、他の都市へも着実に広がりを見せている。また新たな取り組みもなされている。

(1) 教育委員会、公立学校の取り組み

① 初期指導等を行う教室の開催

来日間もない外国人の子どもが、日本の学校に就学することは、様々な困難を伴う。そこで、日本の文化や日本語などの初期指導を集中的に行う教室を開催している。大垣市、浜松市、豊田市、美濃加茂市に続いて、2005年度には可児市が、2006年度には上田市と四日市市が教室を設置した。

また、太田市と大垣市では、指導者が学校を巡回して、初期指導を終えた児童生徒に日本語指導を行う教室も開設している。

② 母語を用いた学習支援や生活指導

大泉町では2004・2005年度に「母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する

調査研究」を行ない、母語を用いた支援の有効性を明らかにした。西尾市、四日市市など多くの都市では外国人児童生徒の母語に対応する指導者を独自で雇用し、学習支援や生活指導を行っている。また、太田市では、2004年度から独自雇用したバイリンガル教員が母語で取り出し授業を行っている。

③地域（自治会、NPO、ボランティアなど）との連携

磐田市では2005年度から外国人児童の多い小学校へ国際交流協会から学習支援を目的にJSLサポーターを派遣している。多くの都市ではNPOやボランティアが、学校の教育現場に入り支援を行なっている。

④学校と企業との連携

美濃加茂市では、2006年度から学校と外国人保護者が働いている企業のホットラインが開設され、緊急時における学校から保護者への個別の連絡が確実にになった。また、市内で最も外国人児童の多い学校では、企業の代表が学校評議員を務め、外国人児童生徒教育の現状について知るなど連携を強めている。

⑤不就学調査の実施

不就学については、2002・2003年度に大泉町が調査を行ったことが先進例となり、2003年度には鈴鹿市でも調査が行われた。2005・2006年度には、文部科学省の「不就学外国人児童生徒支援事業」の委嘱を、飯田市、岡崎市など8都市が受けた。一方、2003年度から2年間、就学年齢期の外国人の子ども全員を対象に実態調査を行った可児市では、2005年度から「外国人児童生徒の学習保障事業」を実施し、不就学ゼロをめざしている。

⑥PTAによる多文化共生をめざした活動

豊橋市では、外国人懇談会がきっかけとなり、2005年度からPTAに国際部を組織している学校がある。また、PTAが多文化共生をめざした各種イベントを開催している学校もある。伊賀市では2005年度から外国人児童生徒の保護者がPTA役員として参加し、地区委員や学級委員として活躍している学校がある。

(2) 地域の取り組み

①学習支援

豊橋市では2006年度、県の委託事業で、国際交流協会が中心となり、夏休みや休日の補習教室を実施している。

②子どもの母語保障に関する取り組み

美濃加茂市、可児市においては、地域に暮らす外国人コミュニティの保護者たちが中心となり、ポルトガル語やブラジル文化を継承する教室を開催している。

③日本の学校制度の紹介

磐田市では2006年度から、転入外国人に対する日本の学校制度の紹介を国際交流協会に委託し、外国人情報窓口で実施している。

3 国、県、経済界への提言

「豊田宣言及び部会報告」（2004年）では、外国人児童生徒教育の体制の整備や、不就学の実態把握ができるシステムの確立などについて国に訴えた。しかし、依然として課題の解決には結びついていない。一方、多くの外国人を労働者として雇用し、あるいは受け入れている企業は、教育の分野においても社会的な責任が問われている。そこで、以下のとおり提言する。

国への提言

(1) 教育体制の整備について

- ①外国人児童生徒教育の基本方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。基本方針の中で、「日本語指導が必要な児童生徒」の定義も行い、日本語指導の目標を示す。
- ②外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、支援体制の充実を図る。
- ③外国人の集住する地域において集中的に初期指導を行う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への日本語指導等協力者の巡回を推進する。
- ④大学の教員養成課程に外国人児童生徒に対する日本語指導や多文化共生教育に関する内容を含めた授業科目を追加し、教員免許取得の必須科目とする。日本語を免許教科とした免許状の設置を検討する。
- ⑤「にほんごをまなぼう」をもとに、初期指導からJSLカリキュラムへ繋がる段階までをカバーする教材の開発を行う。また、小学校用のJSLカリキュラムがほとんど普及していない原因を探り、その改善や普及をめざす。
- ⑥経済界と協力して外国人児童生徒教育を支援する基金を創設する。

(2) 不就学対策について

- ①外国人の子どもの不就学の実態が把握できるシステムを確立し、定期的な全国調査を第三者機関に委託して実施する。
- ②小中学校入学時の就学案内や就学援助制度の周知を多言語で行うよう、都道府県への指導を徹底する。
- ③在留期間更新や在留資格変更の要件として子どもの就学を定める。

県への提言

(1) 教育体制の整備について

- ①外国人児童生徒教育の基本方針を策定する。
- ②外国人児童生徒担当教員や外国人児童生徒の母語を理解する支援員等の配置を増やし、支援体制の充実を図る。すべての教員を対象に日本語指導や多文化共生に関する研修を行う。支援員等の研修も行うとともに、その待遇を改善する。
- ③外国人の集住する地域に集中的に初期指導を行う教室を、市町村と協力して設置する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校への教員や支援員等の巡回を推進する。
- ④外国人児童生徒の文化的背景を理解したスクールソーシャルワーカー（学校を拠点とし、福祉的なアプローチで学校・家庭・地域に働きかけ、児童生徒の教育環境の改善を図る専門家）の配置を推進する。
- ⑤特別支援教育のために、多言語による検査・調査体制をつくる。また、外国人児童生徒の文化的背景を理解した特別支援教育コーディネーターの配置を推進する。
- ⑥外国人生徒のために、高校進学ガイダンスを市町村と協力して行う。

(2) 不就学対策について

- ①国と連携して、不就学の実態を把握するための調査を定期的に行う。
- ②小中学校入学時の就学案内や就学援助制度の周知を多言語で行うよう、市町村への指導・支援を行う。

経済界への提言

- (1) 外国人従業員に対して学校行事に参加しやすいように配慮するなど、企業が行政や学校との協力関係を築くことができるように支援する。

Ⅲ

義務教育年齢を超過した子どもに対する具体的施策について

1 現状と課題

近年の外国人集住都市の公立中学校に通う外国人生徒の卒業後の進路状況をみると、高校・専門学校への進学者数が就職者数を大きく上回る。とはいえ、高校に在学する外国人生徒数の外国人登録者数に占める割合は、愛知県において2005年に約2割にすぎない。家庭環境や学習の機会に恵まれないことなどにより、進学や就職に必要な日本語能力が得られず、進路先未定など進学も就職もしない子どもも少なからず存在する。また、ブラジル人学校などを卒業しても進学できなかった子どもの一部は、就労環境に課題を抱える業務請負などで就労し始めている。

(1) 義務教育年齢を超えた外国人の子どもへの対応について

南米系外国人の家族は、しばしば日本と母国の間を行き来し、子どもが日本の義務教育年齢の範囲内で十分な教育を受けられない場合が少なくない。その結果、中学卒業の資格が取得できず、高校進学が難しくなっている。また、習熟度に合った学年への編入も現状では困難である。日本では義務教育年齢を超える外国人の子どもの学校への受け入れや、外国人の中卒資格の認定の促進に関する取り組みは遅れている。

(2) 外国人の子どもの高校進学について

定住化に伴い子どもの進学希望も年々高まる傾向にある。また、近年、都市や地域によっては、入学者選抜における「外国人生徒枠」や言語の壁に対する支援策を講じるなどの対応が効果をあげつつあるが、外国人の子どもの高校進学率及び就職率は、日本人の子どもと比較して依然として低い。

(3) 外国人の若年者を含めた若年雇用対策について

進学や就職の遅れた子どもに対する若年雇用対策や働きながら学ぶことを支援する制度・環境が不十分なことが、外国人の保護者のみならず、その子どもの仕事の選択肢を狭めている背景となっている。この問題は、外国人の子どもにおいては、日本人の子ども以上に深刻であるが、外国人の課題を解決することは、日本人の課題解決にもつながると考えられる。したがって、現状のフリーター対策では不十分であり、就労しつつ進学する道を開く、新しい若年雇用対策が必要である。また、外国人の学卒者の就職促進及び非正規雇用者の就労状態に合わせた正規雇用者への転換を促進するための自治体と地域の経済界又は有力企業との連携も重要であるが、一部都市でみられるにすぎない。

2 18都市の取り組み

外国人集住都市では、外国人の子どもの進学・就職支援のため、国・企業・NPOなどと

連携した取り組みを行っている。

(1) 自治体の取り組み

①進路相談会の開催

美濃加茂市、可児市、磐田市、豊橋市、豊田市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市などでは公立中学校に通う外国人生徒とその保護者に対して、進路相談会を開催している。

②日本語・学習支援

大垣市、可児市、伊賀市などでは、未就学児童に加えて義務教育年齢を過ぎた外国人の子どもに対しても、日本語の指導や学習指導支援を実施している。

③高校進学後のサポート

鈴鹿市では、鈴鹿市人権教育センターと市内の高校との間でネットワークをつくり、高校へ進学した外国人生徒の学校生活の様子について情報交換し、必要に応じてサポートできる体制をつくっている。

(2) ハローワークと連携した取り組み

浜松市、豊橋市、豊田市などでは、ハローワークが中心となって、不就労の外国人を対象に、就職ガイダンス等の支援を行っている。

太田市、大泉町などでは、ハローワークによる外国人学校在学者へのキャリアガイダンスを実施している。

湖西市では、ハローワーク浜松が日系人就業支援ガイダンス及び個別職業意識啓発指導を実施している。

(3) NPOと連携した取り組み

可児市では、国際交流協会が高校進学者のための奨学金制度を設けている。

豊田市では、義務教育年齢を超えた外国人の子どもに対し、自分を見つめ、自分が就きたい職業について考える機会を提供する自立支援事業をNPOに委託して実施している。

(4) 企業と連携した取り組み

豊田市では、国際交流協会を通じて、市内の有力企業が実施している「在日ブラジル人自動車整備工養成コース」の生徒募集について協力している。

3 国、県、経済界への提言

「豊田宣言及び部会報告」（2004年）では、就業支援事業の改善と拡大について提言した。各都市も独自に関係機関との連携した取り組みを進める中、以下のとおり提言する。

国への提言

(1) 学習環境の整備について

義務教育年齢を超える外国人の子どもの公立中学校への受け入れなど、子どもの実態に応じた柔軟な編入学を促進する。また、全国の夜間中学の実態調査を行った上で、夜間中学を拡充するなど、就学の機会を逸した人が教育を受けなおせる場づくりを推

進するほか、外国人の中卒資格の認定が円滑に行える仕組みを検討する。

(2) 就業支援について

- ①日系人就業支援事業は3年間の期限があるが、企業への正規従業員の採用に一定の効果을あげていることから、期間終了後も引き続き継続実施できるようにする。また、同事業における日系人青少年に対するガイダンス事業等の拡充、企業による自主的な受け入れ目標の設定、教育訓練の受講に対する支援措置の導入などについても検討する。
- ②中学・高校などを中途退学した子どもが働きながら学べるように若年雇用対策を新設・強化し、その一環として、外国人の子どもの就労・学習を支援するための措置を設ける。

県への提言

(1) 学習環境の整備について

- ①公立高等学校の入学選抜における外国人生徒の特別枠を設定・拡大するとともに、日本語を母語としない生徒に配慮した入学試験を実施するなど、外国人生徒が不利にならないような選抜基準づくりを進める。また、入学後の学習支援体制を整備する。
- ②義務教育課程への就学や卒業の機会を逸した人が義務教育課程を修了できるように、夜間中学など身近なところで学習できる場づくりを推進する。また、中学卒業後に就労しながら進学を希望する者への情報提供を充実させる。

経済界への提言

- (1) 企業が従業員向けの日本語教室を開催したり、従業員が外部の日本語教室に通うことを促進するよう支援する。
- (2) 外国人の学卒者の就職促進及び非正規雇用者の就労状態に合わせた正規雇用者への転換を促進するため、地域経済界や有力企業と自治体との連携を支援する。

IV

外国人学校への支援について

1 現状と課題

外国人集住都市には多くの外国人学校があり、外国人の子どもが教育を受ける場所のひとつとして定着している。浜松市が2004年に実施した「外国人の子どもの教育環境意識調査」の結果によると、義務教育相当年齢の外国人登録者（在住確認のできた登録者）のうちの約四分の一が外国人学校に在籍していた。

今回行った南米系外国人学校に対する調査の結果によれば、8割近くの外国人学校が本国政府の認可を受けているものの、日本の各種学校の認可を取得した外国人学校はわずか1校である。認可を申請中、もしくは申請を予定している外国人学校が若干見受けられるものの、8割近くは今後も申請を予定していない。現状では大半の外国人学校は単なる私塾扱いであり、国や自治体からの助成を受けることができない。このため、多くの外国人学校の授業料は月額4万円以上となり、保護者にとって多大な負担となっている。

少なからぬ外国人学校において転入学状況が十分に把握されていないため、子どもの学習歴を踏まえた的確な指導がなされているのかどうか疑問である。また、卒業後の進路状況も不明確な学校がほとんどである。

すべての外国人学校で日本語の授業が行われているが、半数の学校において、その時間数は週2時間以下であり、日本語をほとんど話せない子どもが多い。

外国人の子どもが日本の学校に就学することは、言葉、文化や生活習慣の違い等からさまざまな困難を伴う。したがって、日本の教育制度になじみの薄い保護者は、母国の教材を用いて母国の文化や歴史を教える外国人学校に親近感を覚えるだろう。さらに、多くの外国人学校では子どもの滞在できる時間が10時間以上と長く工場等で働く保護者の就労時間帯に合うことや、ほとんどの学校がバスなどで子どもを送迎するシステムを有していることなどが、外国人学校が選択される理由として挙げられる。

しかし外国人学校を卒業しても日本の高校入試受験資格は得られず、日本国内での円滑な高校進学に結びつかない。また、外国人学校に通学する子どものすべてが母国へ戻るわけではなく、多数が学齢期を過ぎても日本の地域社会で生きていく。外国人集住都市会議は、この現実を重視した環境整備が必要であると考え、今求められているのは、外国人学校を外国人の子どもに対する教育機関の一翼として認知し、母国で生きていく力と同時に、日本の社会で生きる力も確実に身につく教育が提供されるように支援することである。

2 18都市の取り組み

外国人集住都市では、外国人学校の教育環境の充実に資するための財政的支援や関係団体と連携した取り組みを行っている。

(1) 自治体の取り組み

浜松市では、各種学校認可を条件に、外国人学校に対して学校運営のための補助金を

交付している。大垣市では、国際交流協会から外国人学校に対して週2日間の日本語講師派遣を行っている。

(2) 公立学校の取り組み

浜松市では、一部の公立小学校において、保護者が子どもに母語を学習させたい場合、外国人学校と連絡を取り合い、母語学習のための協力関係を築いている。

(3) 警察署等と連携した取り組み

太田市、大泉町、浜松市、磐田市などでは、外国人学校において交通安全教室や防犯・防災教室、農業実習等を開催するため、警察署や関係機関と外国人学校の間の調整を行い、必要に応じて通訳を派遣している。

3 国、県、経済界への提言

「豊田宣言及び部会報告」(2004年)では、外国人学校に関して、地域の実情に応じた各種学校認可と法的地位の確立について提言した。その後、都道府県が地域の実情に即して弾力的に各種学校への認可を進めるようになってきたが、実際の認可数はごく少数であり、各種学校認可後も学校経営を安定化させる上でさまざまな課題が指摘されている。各種学校認可を促進すると同時に、外国人学校が外国人の子どもに対して果たしている役割を認識し、外国人学校の法的地位を明確にして、自治体と企業が連携しながら支援の拡充を図る必要がある。

国への提言

- (1) 「子どもの権利条約」「国際人権規約」を踏まえ、一定の要件を満たす外国人学校を学校教育法第一条に定められている教育機関に準ずる教育機関と位置付ける新しい体系を創設し、設置基準・教育内容の認可基準を設け、私立学校と同様な支援を行うための法整備を図る。
- (2) インドシナ難民や中国帰国者用の日本定住プログラムやノウハウならびに人材等を、外国人学校の日本語教育に提供するシステムを構築する。
- (3) 企業が外国人学校へ支援しやすい条件を整えるため、寄付金に対する優遇措置範囲を拡大する。
- (4) 外国人学校に対する本国政府からの支援を求める。
- (5) 文部科学省が実施している外国人学校調査を全国規模で継続的に実施し、実態の把握に努める。

県への提言

- (1) 各種学校としての認可にあたり、日本語をはじめ、日本の文化、生活習慣等、日本で生活する際に必要な能力や知識が身につくよう、教育内容に関する基準を設ける。
- (2) 外国人学校に対して、各種学校認可申請に関する情報の周知ならびに指導の充実を図る。

経済界への提言

- (1) 企業が外国人学校卒業者を積極的に雇用することを支援する。
- (2) 企業がその契約する請負・派遣業者に対して就労年齢に到達していない子どもを雇用しないなど労働基準法等の遵守を求めることを支援する。

1 現状と課題

(1) 来日する外国人の最近の状況

新規に入国する外国人のなかには、渡航費や各手続き費用等の多額の経費を借金して入国する場合がみられる。一方、日本で働いている外国人が、生計能力が十分で無いまま、母国にいる家族を呼び寄せる場合も増えている。また、渡航前に、日本における労働や教育、生活全般に関する情報が海外において正確に伝えられていないため、入国してから実態とのギャップに苦しみ、心身ともに病んでしまう外国人も少なくない。身元保証人も、その責任を十分に果たしているとはいえない。これらの現状は、地域での外国人との共生にとって大きな課題となっている。

(2) 外国人登録制度及び在留管理制度について

日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、外国人との共生及び外国人の自立を実現するために欠くことのできない条件である。しかし、現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握と適切な行政サービスの提供を困難にしている。また、現行の在留管理制度では、外国人が就労している場合の雇用・労働条件に法令違反がないこと、社会保険への加入、地方税の納入、学齢期の子どもの就学などについてはチェックされていない。

(3) 外国人容疑者の国外逃亡について

日本に住む外国人の大多数は就労などを通して地域社会に貢献している。しかし、日本国内で罪を犯してしまった外国人が、罪を償う前に日本国外へ逃亡する事態も起きている。

日本はアメリカ合衆国と大韓民国以外の国とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。また、国によっては「犯罪人引渡し条約」を締結したとしても、憲法上自国民の引渡しは認めていない。相手国による国外犯の処罰についても外交上の相互主義により個々の判断で行われており、制度として確立しているとはいいがたい。

容疑者が国外逃亡することにより罪を免れる状況を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。

(4) 外国人労働者の雇用・労働条件及び社会保険加入について

業務請負の形態で就労する労働者は全国で150万人と推定されており、そのうち、20万人以上を日系人労働者が占めるとも言われている。最近では、業務請負業から派遣業への転換が進みつつあるが、これは大手企業並びに一部関連企業に過ぎず、派遣労働者として就労する日系人は少ない。業務請負に従事する労働者は、40歳を過ぎると賃金率が低下するほか、就労も不安定となる傾向にある。就労環境の改善を進めない

限り、保護者の生活は安定せず、その子どもの教育環境は好転しない。

また、外国人の社会保険の加入状況と加入率の実態が把握されておらず、効果的な加入促進が図られていない。

(5) 外国人保護者の日本語能力について

外国人の子どもが地域や学校ですこやかに成長していくためには、保護者と地域住民や学校教員等との意思疎通が欠かせない。また、保護者の日本語が不十分な場合、母語が不十分な子どもとのコミュニケーションが不足するという問題が生じている。就労する保護者が日本語教室へ参加する機会は少なく、就労先企業の協力も得られていない。子どもの母語保持のためには家庭で母語を使用することも必要ではあるが、日本社会での自立を促進するためには、保護者の日本語学習の機会をできるだけ多く提供することによって、日本語能力の向上を図ることが不可欠である。

2 国への提言

外国人集住都市会議は、「浜松宣言」（2001年）及び「豊田宣言及び部会報告」（2004年）などによって、外国人の出入国、在留、就労、社会保障、教育など広範な問題について改革提言を行い、規制改革要望を行ってきた。政府部内では外国人政策全般に関する検討が始まったものの、このままでは、改革の実現に時間がかかると危惧される。そこで、外国人政策全般のうち緊急性の高い問題について、制度改革及び対策を実施するよう、以下のように提言する。

(1) 出入国管理の改善について

渡航前の査証発行時等に、日本における生活や労働、教育等、日本に関する正確な情報提供を行う。

日本国内における生計能力や心身の健康の問題を抱えている外国人を早期に把握し、対処や支援を効果的に進めるため、身元保証人に十分な責任分担を求めるとともに、入国管理局と自治体が連携して対処できるようにする。

(2) 外国人登録制度及び在留管理制度の改革について

外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正し、適切な行政サービスを提供するために、外国人の管理のための制度である外国人登録制度を抜本的に見直し、住民基本台帳制度との一元化を図る。

在留資格の変更・更新許可及び永住許可にあたっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していることなどを審査に当たっての積極要素とし、これらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。

また、地方税や医療費不払い等による自治体の負担を軽減するため、早急に有効な措置を検討する。

(3) 犯罪人の引渡しについて

犯した罪に対して厳正に裁かれるように、諸外国と「犯罪人引渡し条約」を早期に締結する。また、相手国の国内法により犯罪人の引渡しに困難を伴う場合は、国外犯処罰が円滑にできるような制度を確立し、不処罰解消の途を講じる。

(4) 外国人の雇用・労働条件及び社会保険加入の改善について

外国人の社会保険加入状況の実態を調査し、労働者派遣業者等に対し、従業員の社会保険加入の指導を徹底する。また、業務請負業などを含め、外国人労働者の就労の実態を早急に把握し、偽装請負に対して厳正に対処する。労働関係法令を改正し、労働者派遣事業に該当しない事業請負においても、発注者に対し請負事業者において就労する労働者の適正な社会保険加入を契約条件とするよう義務付ける。

(5) 成人を含めた日本語教育の積極的推進について

外国人住民のための日本語教室を運営する自治体やNPOを国が支援するとともに、個人や企業などからの寄付を促進するため、税制面の措置を講ずる。

政府認定の日本語能力検定試験制度を創設し、検定試験を毎年複数回実施するとともに、一定の条件を満たす外国人について受験料の軽減措置を講じることなどにより、容易に受験できるようにする。

定住している外国人の日本語を学習する意欲を高めるため、在留期間の更新許可や在留資格の変更許可ならびに永住許可にあたり、その日本語能力に対応して有利な取扱いを受けられるよう関係省令又は告示などに明記し、試験結果を関係行政が活用できるようにする。

(6) 行政体制の整備について

外国人の受け入れに関する政策と在住外国人に関する政策を総合的に企画立案し調整する組織（「総合的外国人政策推進室」又は「多文化共生推進室」）を内閣官房あるいは内閣府に設置する。将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する省庁（「外国人庁」あるいは「多文化共生庁」）を設ける。

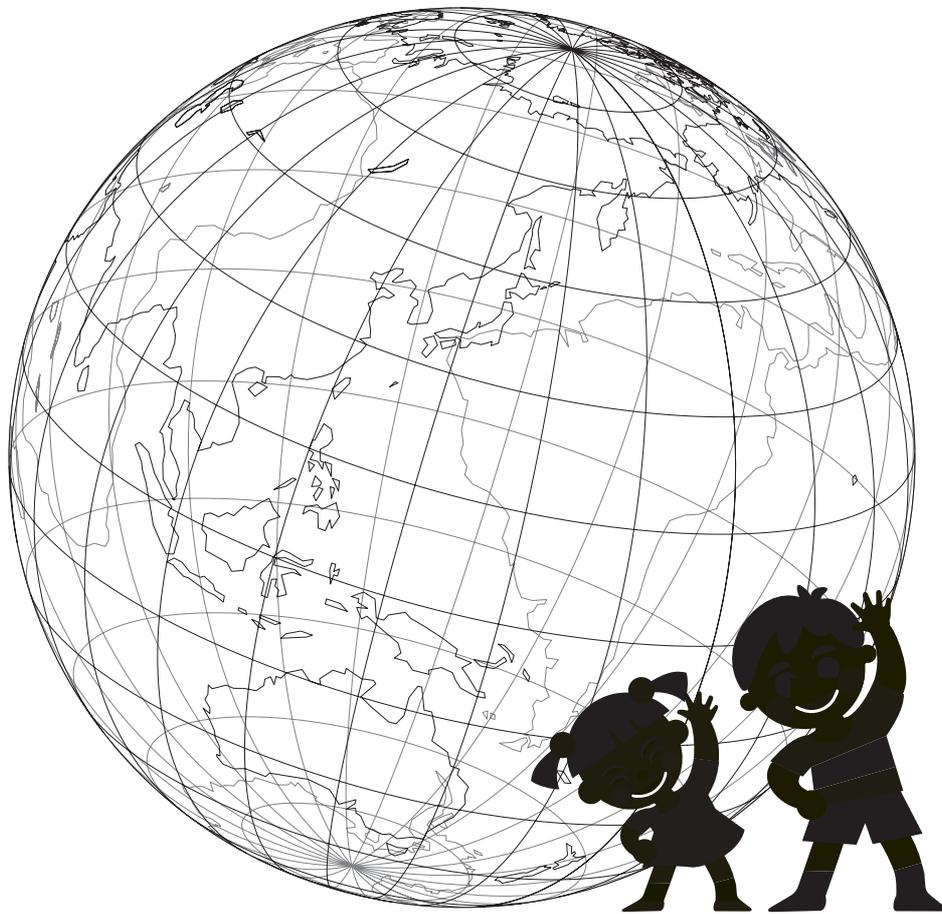


外国人集住都市会議 東京 2006

多文化共生社会をめざして

未来を担う子どもたちのために

資料編



外国人集住都市会議

太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市
可児市・浜松市・富士市・磐田市・湖西市・豊橋市
岡崎市・豊田市・西尾市・鈴鹿市・伊賀市・四日市市

1

外国人集住都市会議参加都市内の外国人保育施設調査（概要）

- 調査対象：外国人集住都市会議参加都市内の“主に保育や託児を中心としている施設”
- 調査基準日：平成18年8月1日
- 調査方法：あらかじめ調査票を渡し（郵送・直接）、訪問しての回収を原則として実施

■回収数：28件

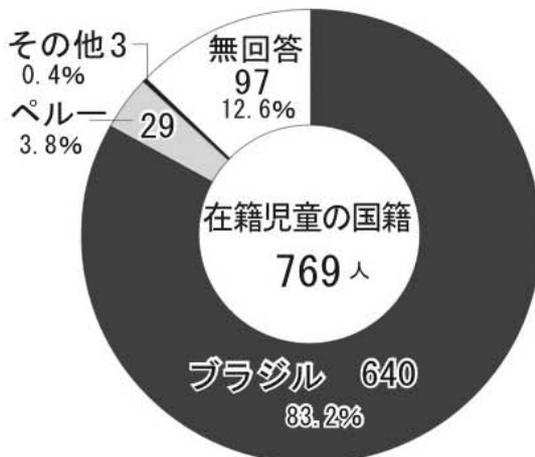
■各都市における保育施設数・在籍児童数・職員数
（ただし、職員数には常勤・非常勤・ボランティアを含む）

	県名	都市名	保育施設数	在籍児童数	職員数	内日本人
1	群馬県	太田市	3	51	10	0
2		大泉町	6	111	22	0
3	長野県	上田市	1	23	6	0
4		飯田市	1	37	4	0
5	岐阜県	大垣市	1	58	7	0
6		美濃加茂市	2	13	2	0
7		可児市	1	35	15	12
8	静岡県	浜松市	4	96	14	0
9		富士市	1	11	2	0
10		湖西市	1	30	7	3
11	愛知県	豊橋市	4	191	29	4
12		西尾市	1	20	5	0
13	三重県	鈴鹿市	2	93	24	1
合計			28	769	147	20

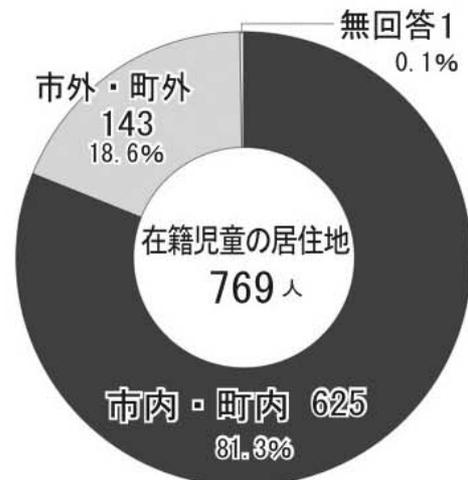


外国人関係の保育施設（託児所を含む）については、空き民家やマンションの一室等で開設しているといったケースもあるため、調査上にあがらなかった施設も存在すると考えられる。

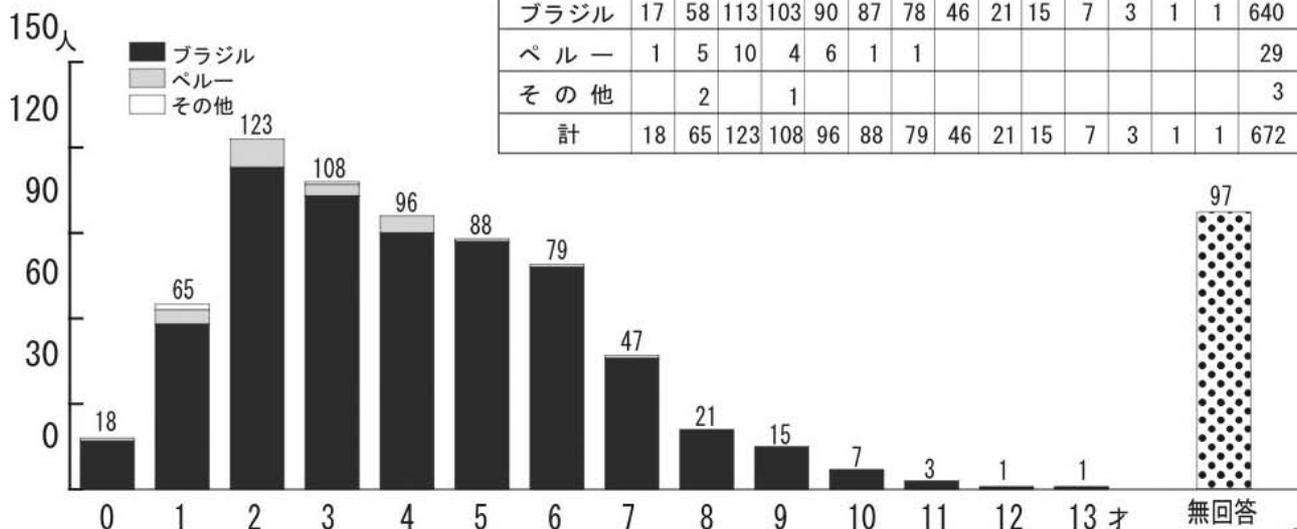
■在籍児童の国籍



■在籍児童の居住地



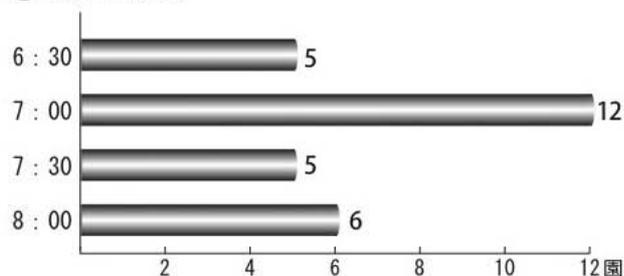
■年齢別在籍児童数



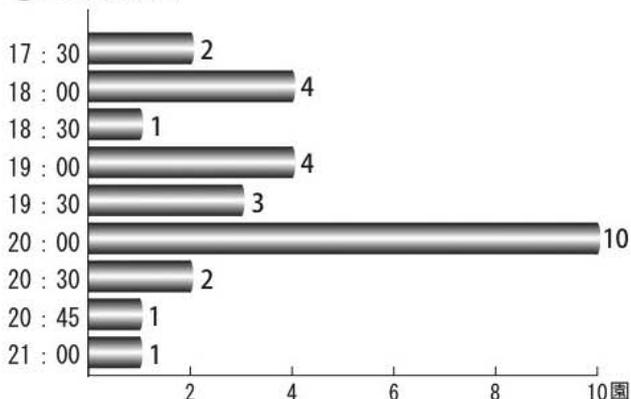
就学年齢に達しているにも関わらず、公立学校にも外国人学校にも通わず、保育施設に預けられ教育機会を逸している子どもも少なからず存在している。

■施設の開設状況

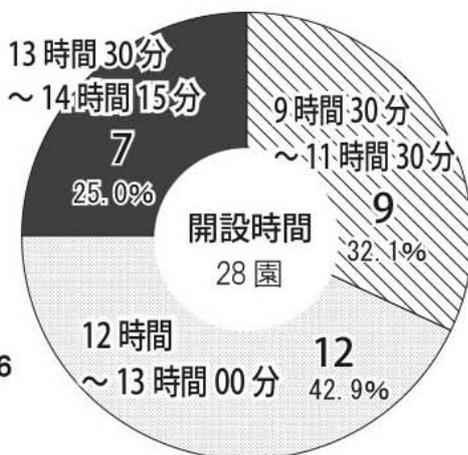
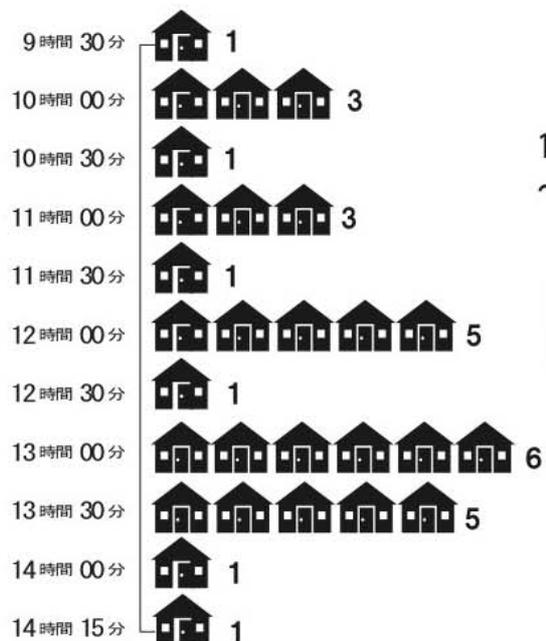
① 開園時間



② 閉園時間



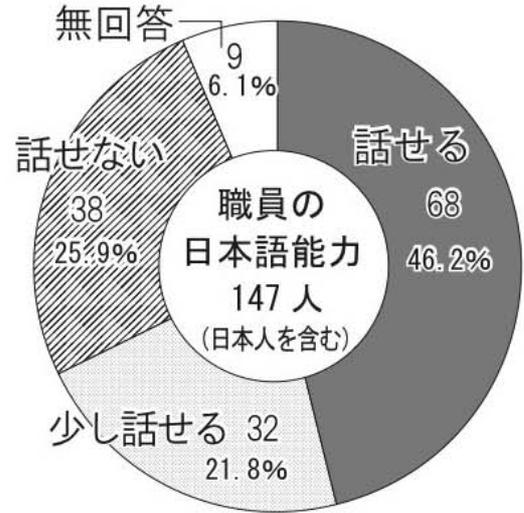
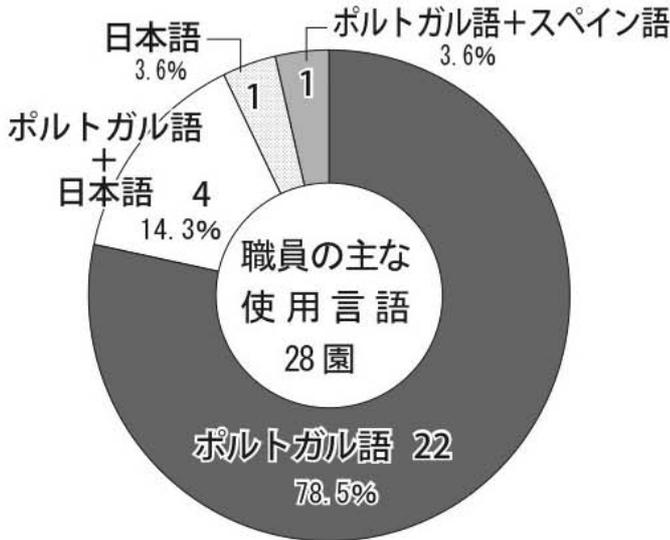
③ 開設時間



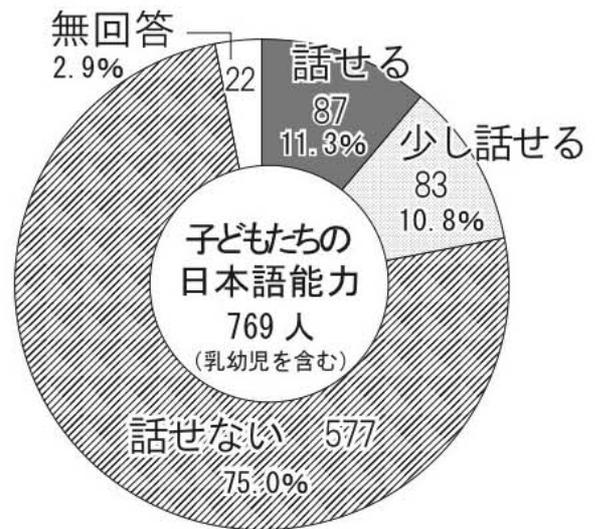
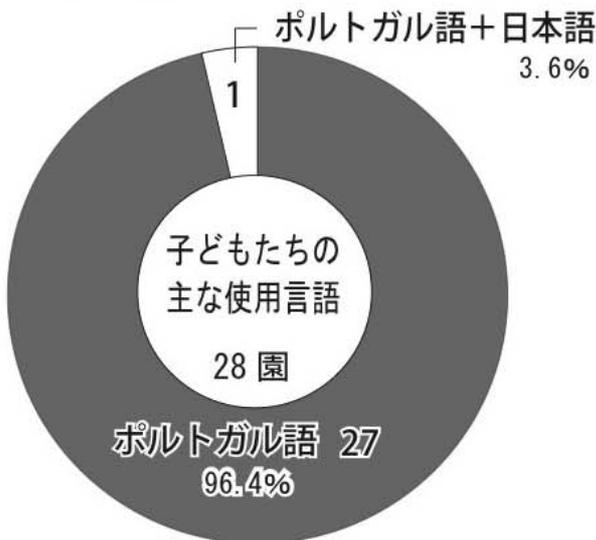
工場等で働く親の就労時間が長く、日本の保育園等の保育時間帯では対応が困難であることから、平均開設時間12.46時間という、保育時間の長い、また融通の効く保育施設に子どもを預けたいという保護者の意向が認められる。

■外国人保育施設での言語状況

保育従事者など、職員の主な使用言語と日本語能力



子どもたちの主な使用言語と日本語能力



外国人保育施設では従事職員の大半がポルトガル語を主な使用言語としており、また日本語の能力をみても、日本の教育制度や小学校入学のための正確な情報を得られていないと考えられる。



■保育料

月額 10,000 円～ 50,000 円

(預かり時間や年齢、預ける子どもの人数等による金額設定を決めていたり、保育料に給食費・送迎費等を含めている施設もあり、平均的な料金を出すことは極めて難しい)

2

外国人集住都市会議参加都市内の外国人学校・託児所調査（概要）

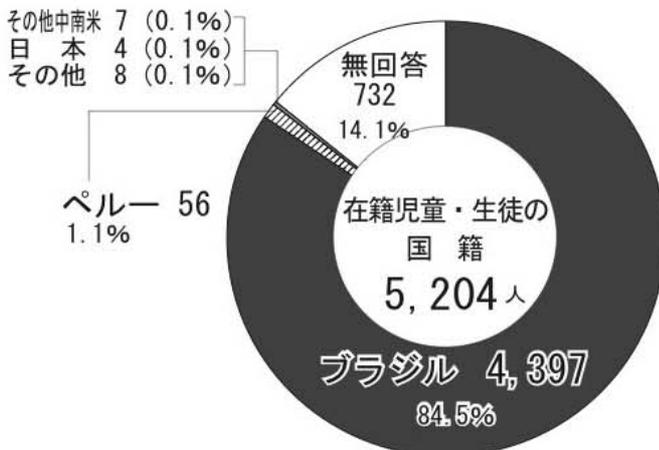
- 調査対象：外国人集住都市会議参加都市内の外国人学校・託児所
- 調査基準日：平成18年8月1日
- 調査方法：あらかじめ調査票を渡し（郵送・直接）、訪問しての回収を原則として実施

- 調査対象校：37校
- 有効回答数：33校（回答率 89.2%）

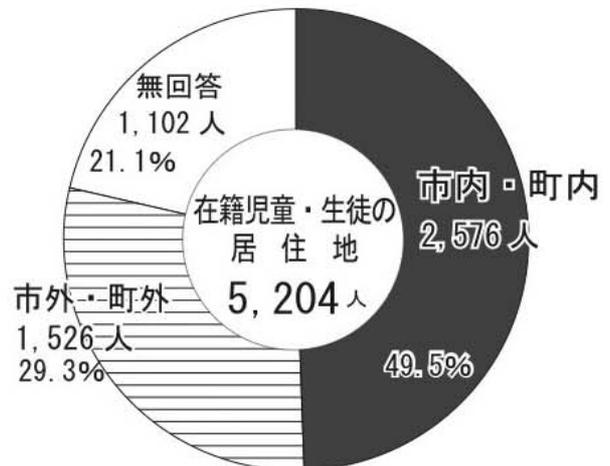
都市名	配布校数	回収校数	生徒数	職員数	うち日本人
太田市	3	2	446	35	6
大泉町	3	3	424	40	7
上田市	2	2	179	23	4
飯田市	1	1	36	4	0
大垣市	1	1	280	29	13
美濃加茂市	3	3	256	35	4
可児市	1	1	250	30	7
浜松市	7	7	1,135	131	17
富士市	1	1	67	12	1
磐田市	3	3	430	59	8
湖西市	1	1	176	21	0
豊橋市	2	2	692	73	16
岡崎市	1	0	—	—	—
豊田市	4	3	169	44	0
西尾市	0	0	—	—	—
四日市市	1	1	265	7	0
鈴鹿市	2	2	399	67	2
伊賀市	1	0	—	—	—
合計	37	33	5,204	610	85



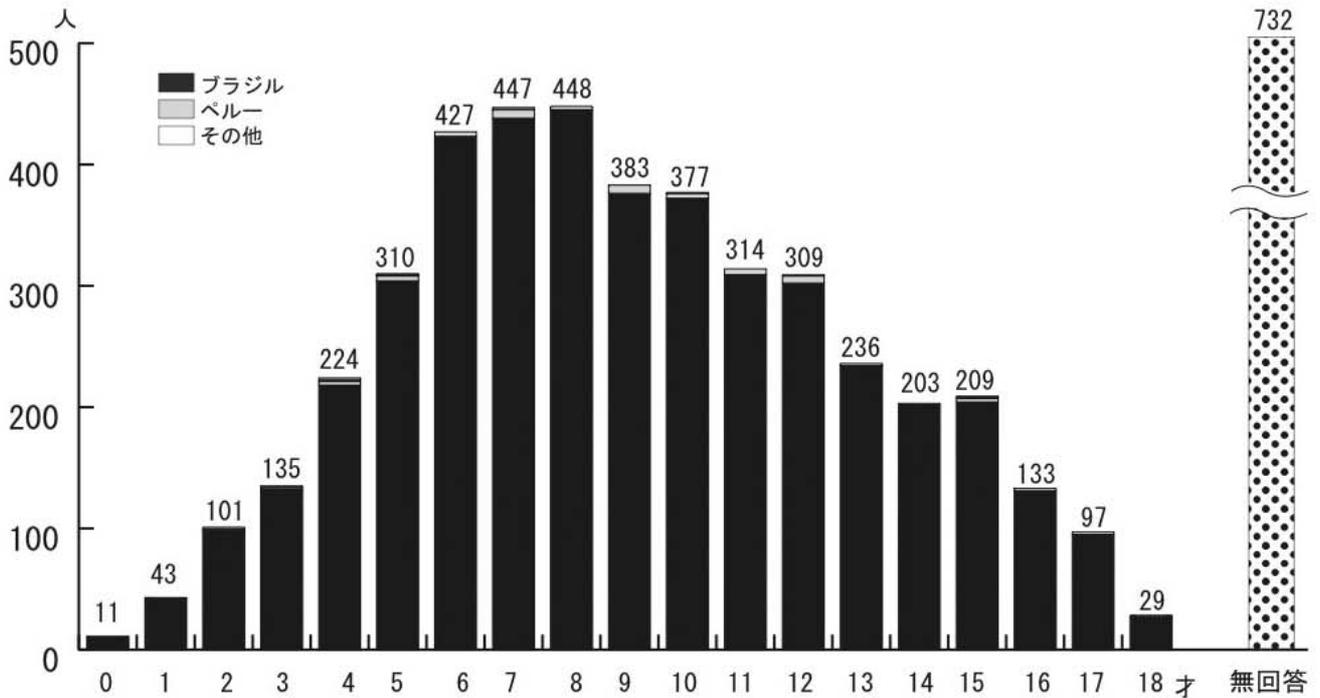
■在籍児童・生徒の国籍



■在籍児童・生徒の居住地

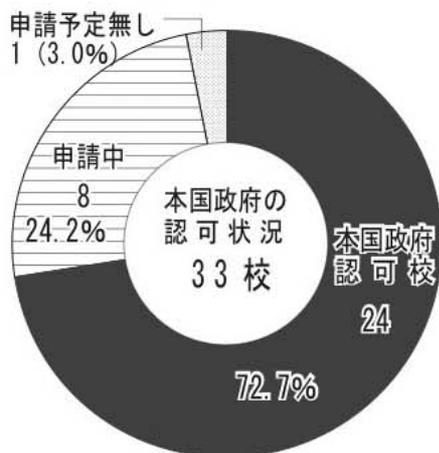


■年齢別在籍児童・生徒数

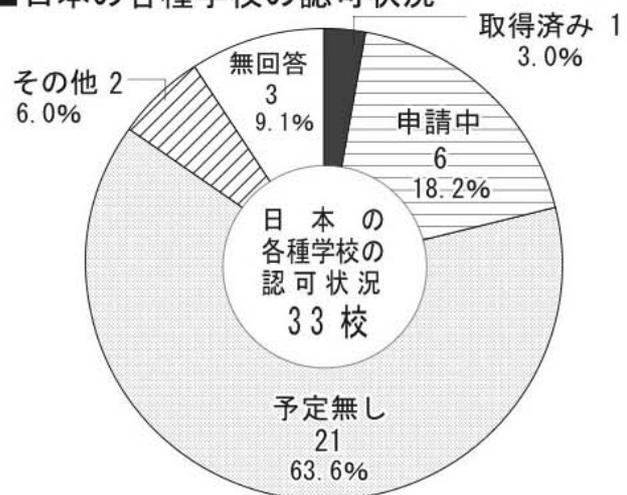


国籍	年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
ブラジル		11	42	98	130	218	304	423	438	445	376	372	309	302	234	202	204	131	95	27	4,397 ^A
ベルー		0	1	1	1	3	4	4	7	3	7	4	5	6	2	0	3	2	2	1	56
その他中南米		0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	7
日本		0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
その他		0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8
計		11	43	101	135	224	310	427	447	448	383	377	314	309	234	203	209	133	97	29	4,472
無回答		732																			5,204

■本国政府の認可状況



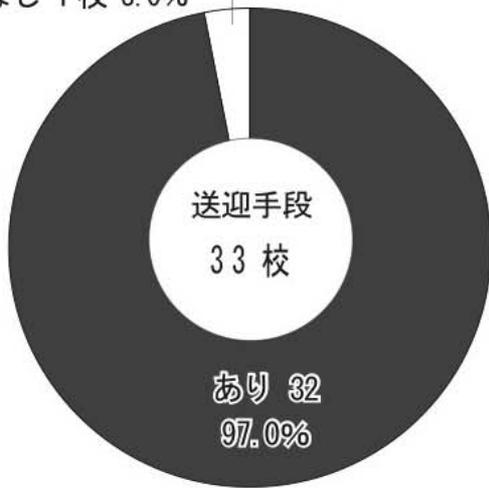
■日本の各種学校の認可状況



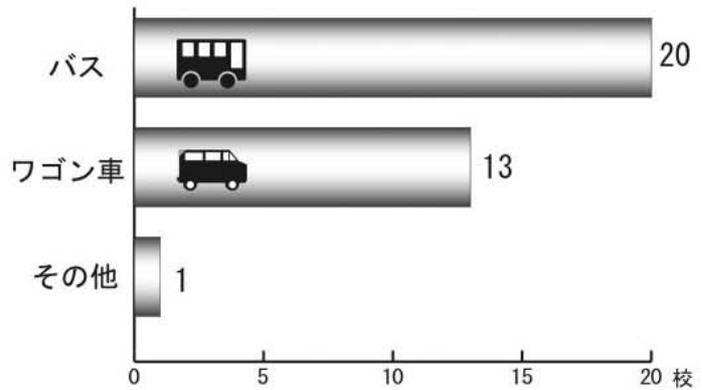
学校が挙げている各種学校のメリットは「社会的認知が得られる」ことや「学割適用がある」ことなどであった。反面「メリットは無い」と答える学校もあった。課題として「申請の方法や制度などがわからない」と回答する学校も多い。また、「認可基準にあてはまらない」「認可基準が厳しい」との回答もあった。

■児童・生徒の送迎手段について

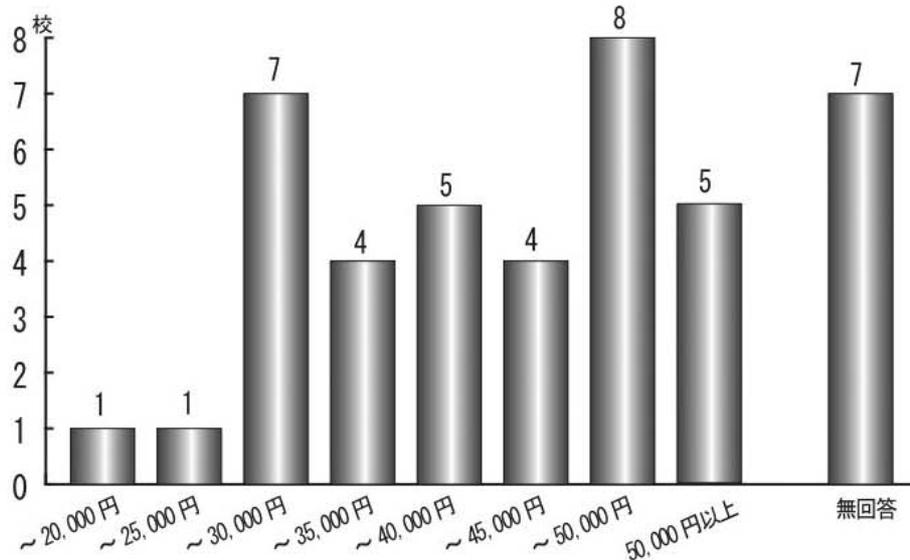
なし 1校 3.0%



具体的な送迎方法（複数回答）

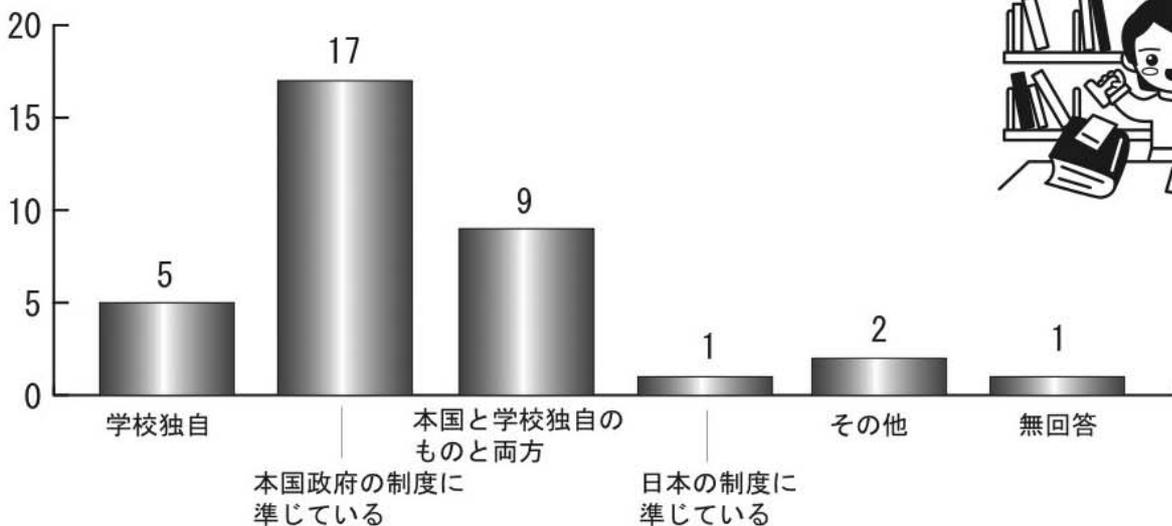


■学費について（複数回答）



交通費・給食費などを含むケースや兄弟割引など学校により様々な設定があり単純比較は困難であるが、月額4万円以上となる学校が半数以上であった。

■カリキュラムについて（複数回答）

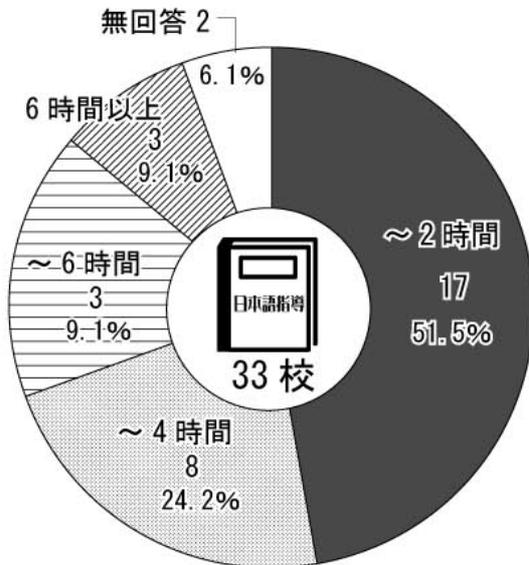


■学校の開校時間について

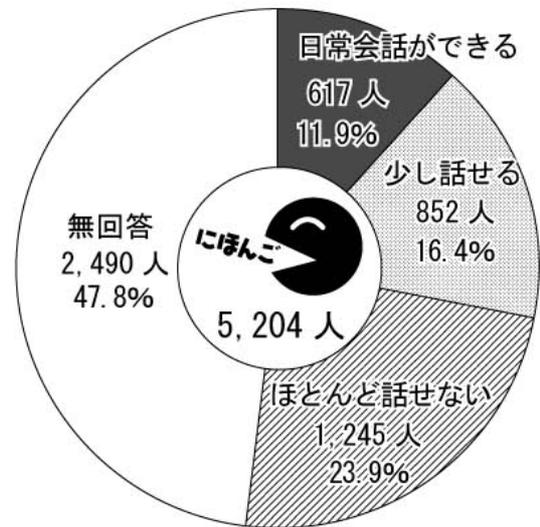


学校の形態が1部制・2部制・3部制と選択ができる。また、学校に滞在できる時間が10時間以上の学校が多く、工場等で長時間働く親のニーズに柔軟に対応している。

■日本語を教える時間について

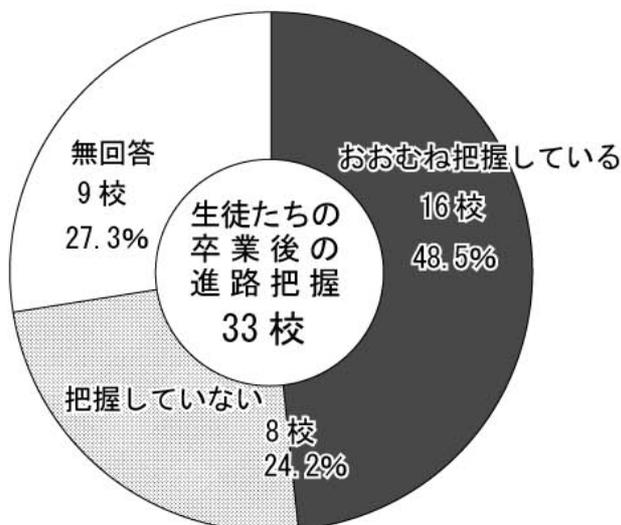


■日本語のできる子どもの人数



すべての学校で日本語の授業が行われているが、半数の学校において、その時間数は週2時間以下であり、日本語をほとんど話せない子どもが多い。

■卒業後の進路について



人数の回答はあるものの、「必ずしも正確な数字ではない」とする学校もあり、卒業生の進路状況は不明確な学校がほとんどである。



3

公立小中学校における外国人児童生徒の受入れに関する調査（概要）

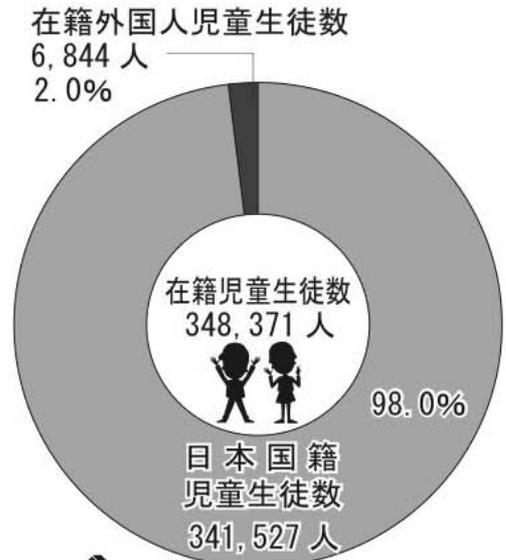
■公立学校数と在籍児童生徒数および同年齢の外国人登録者数 ※特別永住者を含む

（単位：人）

都市名	学校数		在籍者数	在籍外国人児童生徒数	同年齢の外国人登録者数
	小学校	中学校			
太田市	26	16	18,535	400	782
大泉町	4	3	3,451	319	692
上田市	25	11	14,349	251	417
飯田市	19	10	9,726	172	224
大垣市	22	10	14,107	223	506
美濃加茂市	9	3	5,020	191	388
可児市	11	5	8,531	220	471
浜松市	112	51	66,737	1,359	2,653
富士市	25	14	22,402	226	352
磐田市	23	10	14,022	297	727
湖西市	5	3	3,860	143	259
豊橋市	52	22	34,214	916	1,719
岡崎市	50	19	33,037	344	708
豊田市	76	26	37,617	633	1,213
西尾市	14	6	9,799	141	298
四日市市	40	22	27,014	468	682
鈴鹿市	30	10	17,943	378	702
伊賀市	26	12	8,007	163	291
合計	569	253	348,371	6,844	13,084

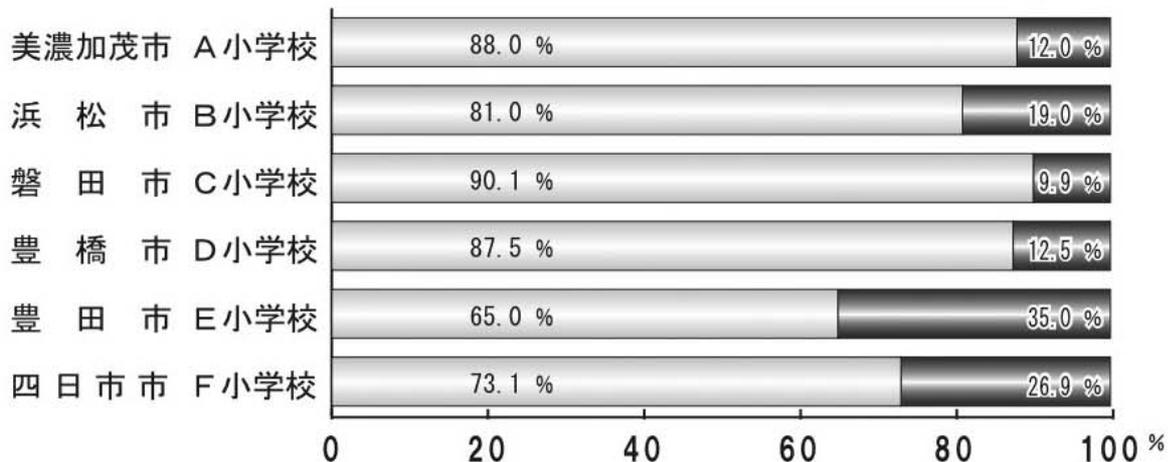
（基準日：平成18年5月1日現在）
※鈴鹿市の同年齢の登録者数は6月末現在

■公立学校在籍者数に占める外国人児童生徒数



18都市の公立学校に在籍する外国人児童生徒の率は約2%であるが、この数値はあくまでも平均値であり、学校によっては非常に多くの外国人児童生徒が在籍している。

■外国人児童の割合が多い学校の例



日本籍児童の割合
外国籍児童の割合

（基準日：平成18年5月1日現在）
※豊橋市については4月7日現在

■公立学校の在籍児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数

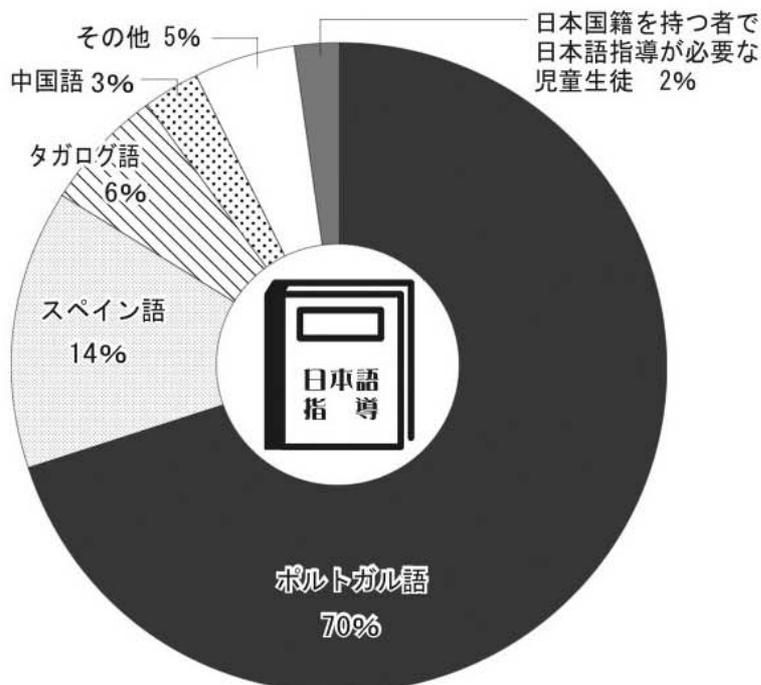
(単位：人)

都市名	母語別日本語指導が必要な外国人児童生徒数						日本国籍を持つ者で日本語指導が必要な児童生徒数
	計	ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	中国語	その他	
太田市	288	180	52	22	9	25	7
大泉町	123	90	29	0	3	1	7
上田市	131	75	42	0	5	9	0
飯田市	66	35	1	14	15	1	3
大垣市	64	59	3	0	2	0	0
美濃加茂市	97	74	1	22	0	0	4
可児市	141	112	5	24	0	0	4
浜松市	860	563	131	55	36	75	26
富士市	159	85	40	15	7	12	7
磐田市	237	212	11	8	5	1	0
湖西市	118	76	31	3	2	6	0
豊橋市	659	531	62	29	9	28	* 調査未実施
岡崎市	163	122	5	22	13	1	5
豊田市	403	295	55	19	27	7	0
西尾市	113	83	20	7	2	1	0
四日市市	202	153	28	7	8	6	* 調査未実施
鈴鹿市	138	84	43	0	1	10	1
伊賀市	137	85	39	2	1	10	0
合計	4,099	2,914	598	249	145	193	64

(基準日：平成18年5月1日現在)

※鈴鹿市では、フィリピン国籍は「英語を母語」としてカウント

■母語別日本語指導が必要な児童生徒の割合



外国人集住都市には、ポルトガル語を母語とする児童生徒が圧倒的に多い。そのため、ポルトガル語対応の支援員を多く配置している。



■日本語指導が必要な児童生徒に関する各都市の判断基準

太田市	当該児童生徒の指導に関する教員（担任、国際教室担当教員、管理職等）の判断	
大泉町	初期指導（日本語がほとんど話せない）中期指導（ある程度話せる）後期指導（読み書きもある程度できる）に分けて判断、指導	
上田市	基本的な日常会話ができるか、簡単な日本語の読み書きができるかで判断	
飯田市	各学校の判断基準による	
大垣市	日常生活に必要な基礎的な日本語能力を有しているか、否かで判断しているが、明確な基準はない	
美濃加茂市	日本語でのコミュニケーションが全く取ることができない、または、日常生活の最小限の挨拶、身の回りのものの名詞、動作を表す単語程度は理解し使用できるが、それ以上のコミュニケーションや学習内容を理解するのに言語支援が必要な児童生徒	
可児市	各学校の判断基準による	
浜松市	授業における日本語の理解ができない児童生徒、または各学校の判断基準による	
富士市	①日常会話がスムーズに話せず、日本語指導が特に必要、②日常会話は良いが、授業等についていくには日本語等の指導が必要、③授業等にはついていけるが、生活習慣や日本の文化などについての指導が必要な児童生徒に分けて判断	
磐田市	各学校の判断基準による	
湖西市	各学校の判断基準による	
豊橋市	日常会話や学習用語を理解できない児童生徒	
岡崎市	日常会話が不自由、学習用語が理解できない、ひらがな、カタカナが読み書きできない、1年生の漢字の読み書きができないなどを各学校で判断	
豊田市	各学校の判断基準による	
西尾市	日本語理解が不十分のため授業が受けられない児童生徒	
四日市市	日常的な会話や読み書き（ひらがな、カタカナ、小学校低学年程度の漢字の読み書き）ができない児童生徒	
鈴鹿市	日常会話、読み書きがほとんどできない児童生徒	
伊賀市	該当学年の教科書の読み書きができるかどうかで判断	
参 考	小牧市	日常会話に不自由がほとんどなく、授業に参加するのに支障がほとんどないかどうかで判断
	津市	日常会話、読み書きはできるが教科書を理解することが難しい、日本語を話せるが読み書きが難しい、日本語が全くできない、といった3つの段階で判断
	湖南市	日本語がほとんど分からない、少し話せる、日常言語には困らないが学習では支援が必要などの場合を指導が必要な児童生徒と判断

日本の公立学校における「日本語指導が必要な児童生徒」の定義は統一されていない。



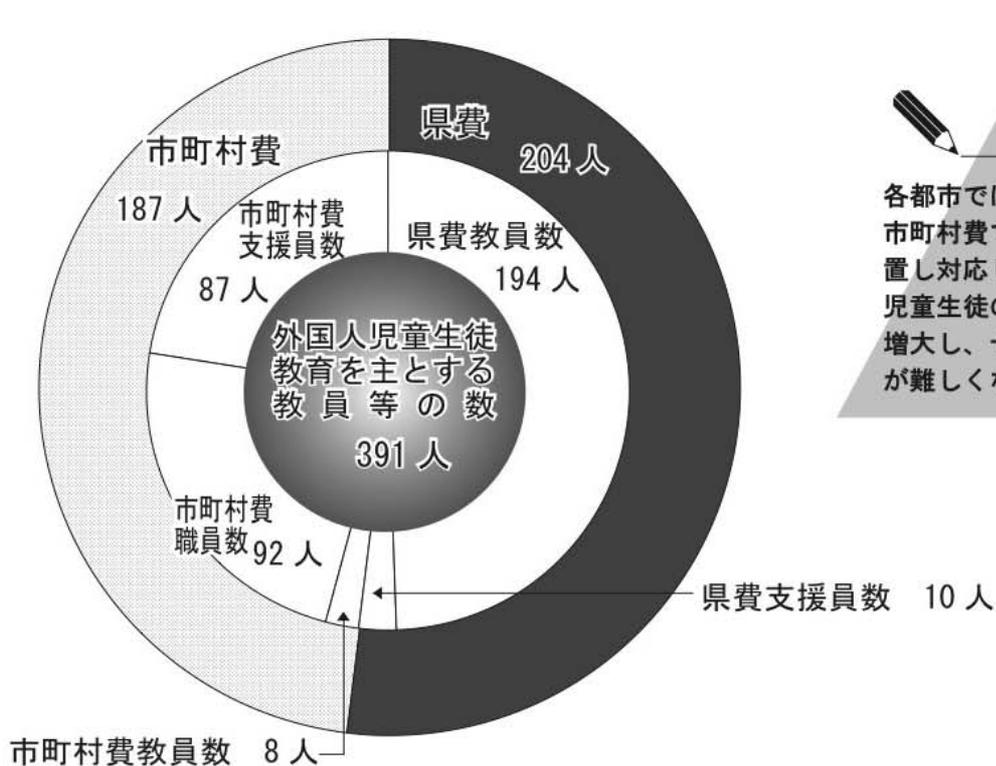
■ 公立小中学校における外国人児童生徒教育を主とする教員等の数と学校数

(単位：人)

都市名	県 費		市 町 村 費			都市内の全小中学校数
	教員数	支援員数	教員数	職員数	支援員数	
太田市	17	0	8	12	0	42
大泉町	10	0	0	0	10	7
上田市	8	5	0	1	8	36
飯田市	5	1	0	3	0	29
大垣市	2	1	0	0	4	32
美濃加茂市	9	1	0	2	5	12
可児市	8	1	0	2	8	16
浜松市	34	0	0	3	20	163
富士市	5	0	0	3	0	39
磐田市	6	0	0	0	6	33
湖西市	4	0	0	1	3	8
豊橋市	30	0	0	13	6	74
岡崎市	7	0	0	0	0	69
豊田市	16	1	0	32	0	102
西尾市	0	0	0	0	1	20
四日市市	8	0	0	7	16	62
鈴鹿市	12	0	0	9	0	40
伊賀市	13	0	0	4	0	38
合 計	194	10	8	92	87	822

(基準日：平成 18 年 5 月 1 日現在)

- * 教 員＝教育委員会により加配された教諭 【給与】
- * 職 員＝自治体（教育委員会を含む）が採用した職員 【給与、賃金】
- * 支援員＝教育委員会が依頼した人 【報償費】



各都市では県費の教員に加え、市町村費でも支援員などを配置し対応しているが、外国人児童生徒の増加により負担が増大し、十分な指導を行うのが難しくなっている。

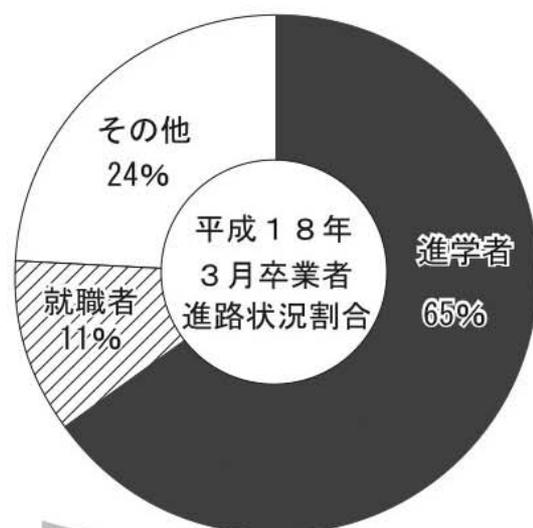
4

外国人集住都市会議参加都市 公立中学卒業後の進路状況調べ

■調査対象：18都市

■調査項目：1.平成16年～18年3月卒業者の進路（進学者・就職者・その他）
2.平成18年3月卒業者の進学・就職しない子どもたちの状況

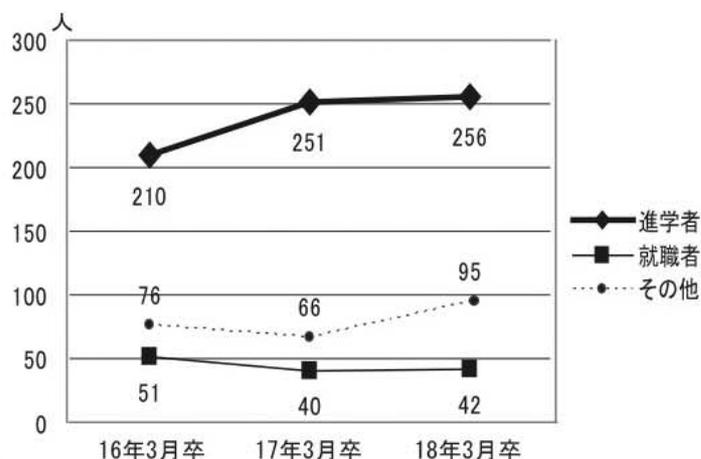
■平成18年3月卒業者の進路状況割合



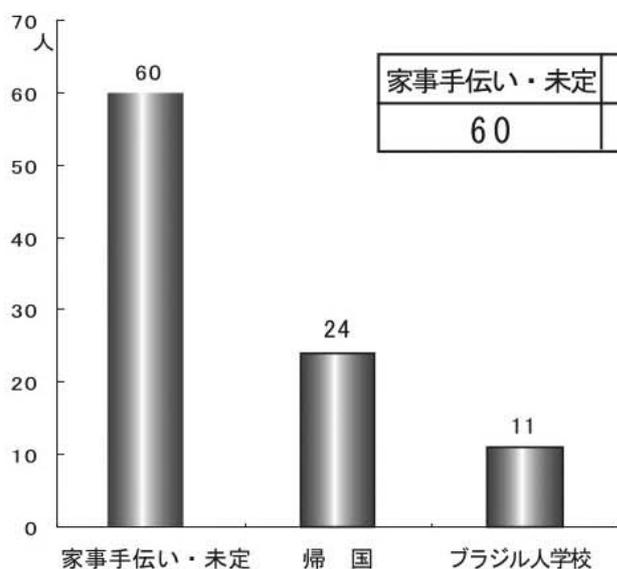
✎ 高校・専門学校への進学者数が就職者数を大きく上回る。

■平成16年～18年3月卒業者の進路

	16年3月卒	17年3月卒	18年3月卒
進学者	210	251	256
就職者	51	40	42
その他	76	66	95



■平成18年3月卒業者の進学・就職しない子どもたちの状況



家事手伝い・未定	帰国	ブラジル人学校	計
60	24	11	95

✎ 家事手伝いや進路先未定など進学も就職もしない子どもたちも少なからず存在する。



省庁関係資料

内閣官房

総務省

法務省

外務省

文部科学省

厚生労働省

目次 CONTENTS

内閣官房	1～3
総務省	4～6
法務省	7
外務省	8
文部科学省	9～12
厚生労働省	13～14

省庁関係資料について

この資料は、出演省庁から、「外国人集住都市会議 東京 2006」の当日配布資料として提出されたものに基づき、この報告書のために事務局にて編集したものです。したがって下記の事項にご留意ください。

- (1) 会議は2006（平成18）年11月21日に開催されたものであり、当日配布資料はそれ以前に作成されたものです。本報告書発行の時点での状況とは、内容が異なる場合がありますのでご了承ください。
- (2) 本資料に記載されている内容は当日配布された資料と同じですが、紙面の都合上レイアウトなどを変更していますのでご了承ください。一部の資料は下記のHPでも公開されています。是非ご覧ください。

内閣官房

- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/index.html>
- 首相官邸 犯罪対策閣僚会議（第7回）→ 資料 4-1
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai7/7gijisidai.html>

総務省

- 報道資料「多文化共生推進プログラム」の提言 → 別紙4（注意：平成17年度資料）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html

法務省

- 第3次出入国管理基本計画 → Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan35.html>
（※当日は、冊子「出入国管理のしおり（2006年版）」も配布されました）
参考：<http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/index.html>

「生活者としての外国人」問題への対応(中間整理)

1. 問題点

- 外国人も、適法に受け入れた以上、社会の一員として日本人と同じような住民サービスを享受できるようにしていくことが求められる。
- 外国人は、日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間で軋轢、摩擦が生じるとともに、日系人等を中心に、①不就学や日本語学習の困難等の子弟の教育、②社会保険の未加入等の社会保障、③不安定な雇用等の労働環境、④住宅環境等の中で、問題が顕在化。
- 特に日系人は、集住する傾向に加え、以下の点が要因。
 - ① 主に請負会社に雇用される形で就労し、就労先(雇用主)及び住所が度々変わる傾向。
 - ② 外国人登録制度等の現行制度の下では、外国人の居住等に関する情報を正確に把握できないこと。

2. 当面の対応

地域社会との関係

- 外国人が集住している地域を中心として、地方自治体と連携した、日本語教育の大幅な拡充
- 標識・表示や行政・生活情報の多言語化の推進

子弟に対する教育

- 不就学対策の充実
- 日本語指導に対応する教員の配置等
学校における日本語教育に係る取組の充実等

社会保障

- 国保加入に向けた、外国人専門相談員の配置を推進
- 日系人が多い地域における、労働部署と連携した集中的な調査・事業所指導

労働環境

- 日系人も多く就労している製造現場を中心に、偽装請負の是正、適正就労等に係る集中的な事業所指導
- 安定した雇用を希望する者の就労促進

住宅環境

- 「あんしん賃貸支援事業」の実施

3. 在留管理に関する検討と並行した検討

- 在留管理WTにおいて、外国人の居住等に関する情報が正確に把握できる仕組みが構築される方向で検討が進められることを前提に、関係者のコスト負担のあり方に留意しつつ、①定住外国人に対する日本語教育の強化、②外国人児童に対する日本語教育等の強化、③不就学児童生徒に対する就学支援対策の強化、④社会保険加入の促進について、さらなる具体策の検討を進める。
- 在留期間の更新時に、居住地や公的義務の履行状況等を確認することについても検討する。また、日系人等、身分関係に基づき一定期間在留しようとする外国人について、入国前の日本語習得や入国時等に日本語能力を確認すること等についても検討する必要。
- 外国人が必要な行政サービスを受けられるよう、手続のワンストップ化も含め、効果的な対策について検討する。

外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討状況について

(平成18年6月20日)

1 経緯(平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議(第5回会合))

- ・法務大臣発言(要旨)
「入管当局による在留管理の在り方について、今後、見直しを行っていくことを構築しておりますが、検討すべき課題が多岐にわたっており、関係する省庁も多数である上、従来の在留管理の在り方を抜本的に変えることにもなり得ますので、これについての政府全体としての検討の枠組み作りを、是非、お願い申し上げます。」
- ・官房長官発言(要旨)
「法務大臣からご発言がありました、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題について、ワーキングチームを設置し、検討してまいりたいと思います。」

3 現状の問題点(※ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

- 外国人の在留管理が出入国管理法(国の事務)と外国人登録法(市町村の法定受託事務)により二元的に処理されている。
- 在留管理の子エックが点の管理(入国審査時及び更新時)にとどまり、その間の事項の変更が適切に把握されていない
- 不法滞在者にも外国人登録証(在留の資格なし)が交付され、誤解を生じかねない
- 在留外国人の居住・就労の実態が十分に把握されていない
- 外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村等の行政に支障(子弟の不就学や社会保険の未加入につき有効な対策が取りにくい など)
- ・子弟等の非行・犯罪の背景となる要因に対処する観点からも、正確な情報把握が重要

5 今後の検討事項(※ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

- * 次のような論点について今後検討を進める
 - 外国人の在留管理については、出入国管理法により国が行い、外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報把握ができるような制度にしてはどうか
 - 外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高めることとしてはどうか
 - 在留外国人の雇用主や教育機関等の所屬先にも、一定の負担(正確な情報把握のための照会制度の創設など)を補足的に求めることとしてはどうか
- その際、
- 変更届を出すべき事項については、活動に制限のない日系人等についても、居住地や勤務先、就学先等を含むこととすべきではないか
 - ・現在外国人登録制度によって管理されている日系人等の在留外国人等の住所等に関する情報は、市町村その他関係行政機関における外国人に係る行政の基礎となるものであり、新たな制度の下においても市町村等における円滑な事務処理が担保される必要があるのではないかと
 - ・在留中の居住地変更等については、外国人に変更届出義務を課すが、在留期間の更新の審査とリンクさせることにより、変更届出義務の実効性が確保されるのではないかと
 - ・在留許可を受けた外国人に対しては、在留カードを交付する(不法滞在者には交付しない)
- * 上記の検討は、「生活者としての外国人」問題への対応に係る検討(注)と連携して進めるものとし、外国人の利便性向上にも十分に配慮
 - * 以上の検討と併せて、次のような点も議論となりうる
 - ・日系人等の在留許可要件(更新許可要件も含む)の見直し

2 WTの設置(平成17年7月19日 関係省庁申合せ)

- 任務
外国人登録制度の見直し等による外国人の在留情報の把握・管理の強化や、外国人の就労先等による外国人の受入れに関する情報の入国管理局への報告の義務化等を通じ、外国人の利便性の向上に配慮しつつ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築を検討すること
- 構成員
議長 内閣府副大臣
構成員 内閣府参事官、警察庁(企画分析課長、外事課長)、総務省(国際室長)、法務省(入国在留課長、登録管理官、外務省(外国人課長)、財務省(監視課長)、文部科学省(学生支援課長)、厚生労働省(外国人雇用対策課長)、経済産業省(産業人材政策担当参事官)、国土交通省(危機管理担当政策調整官)

4 制度・運用の改善に向けた意見(※ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

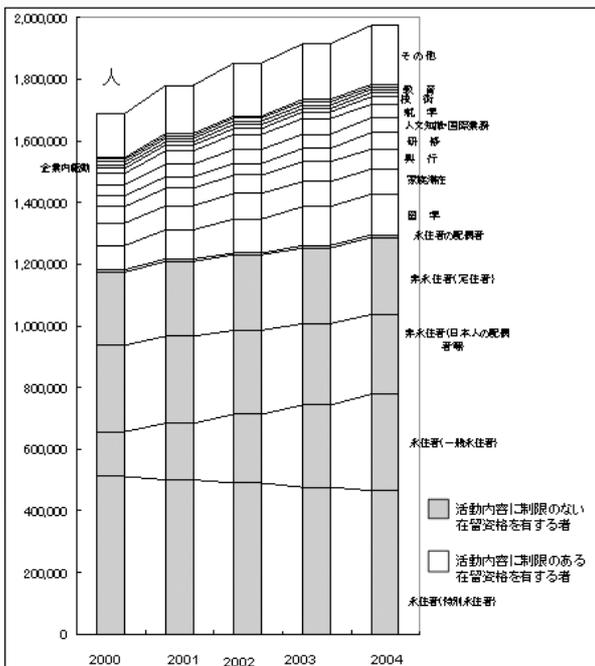
- 外国人登録法上、居住地変更等の場合の変更登録義務はあるが、インセンティブ(登録すると便利、しないと不便利)に乏しく、十分に履行されていないとの意見
- 外国人登録制度は事実上市町村における外国人に係る諸行政の基礎となる台帳としての機能を有するが、制度目的は在留管理であるため、市町村から実務上の不都合があるとの意見
- 外国人に関する情報は多くの行政機関がそれぞれの行政目的に応じて保有しているが、「縦割り行政」のため相互照会・突合等により情報の精度を高めるといふ仕組みがないとの意見
- 居住地変更等を頻繁に行う在留外国人の就労等の実態を把握するためには本人からの変更届出を基本としつつも雇用主や教育機関等の所屬先の協力を得ることが有効との指摘もあるが、現在そのための適切な仕組みが整備されていないとの意見
- 現在、日系人等の在留管理が活動資格での入国者の在留管理と比べて緩やかだが、その在り方を見直しはどうかとの意見

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書

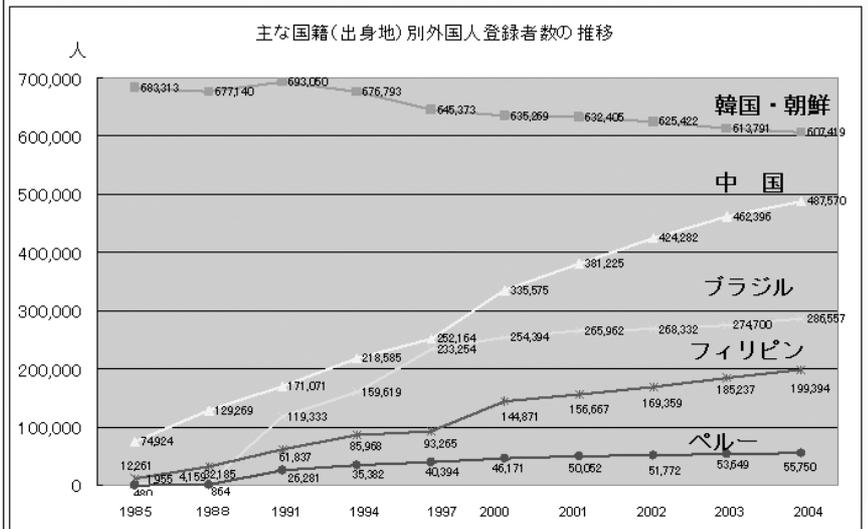
検討の背景

外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約46%増となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少時代の到来を勘案すると、外国人住民の更なる増加も予想されるため、外国人住民施策は、既に一部の地方自治体のみならず、全国的な課題となりつつある。

このような中、外国人労働者対策あるいは在留管理の観点からの検討だけでなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から、多文化共生の地域づくりを検討する必要性が増している。



2004年末 外国人登録の状況



多文化共生推進プログラム

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要

1 コミュニケーション支援

- 地域における情報の多言語化
行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等
- 日本語および日本社会に関する学習の支援
オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

2 生活支援

- 居 住
多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等
- 教 育
学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等
- 労働環境
ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等
- 医療・保健・福祉
問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等
- 防 災
平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

3 多文化共生の地域づくり

- 地域社会に対する意識啓発
日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等
- 外国人住民の自立と社会参画
キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生施策の推進体制の整備

●国の役割、企業の役割の明確化

国……外国人受け入れの基本的考え方、
オリエンテーション 等
企業……企業の社会的責任の履行

●地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、
NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

●地方自治体の体制整備

担当部署の設置、
指針・計画の策定

今後の流れ

本研究会

多文化共生推進プログラム

総務省

多文化共生推進プラン (18年3月27日)

地方自治体の指針策定に係るガイドライン

研究会での検討 (本年度検討)

防災ネットワークのあり方
外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方

地方
自治体

多文化共生の推進に関する指針・計画

出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

我が国が必要とする 外国人の円滑な受入れ

1 専門的、技術的分野における 外国人労働者の受入れの推進

- 経済、社会の変化に応じ、在留資格等の整備を行い、積極的に受入れを推進。
- 特に高度な人材については、在留期間の伸長等を実施。

2 人口減少時代への対応

- 人口減少下においても、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ推進が重要。
- 専門的、技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、受入れによる正負両面の効果を検証しつつ検討。

3 観光等による国際交流の拡大

- 不法滞在の問題に留意しつつ、出入国手続を円滑化。

4 留学生、就学生の適正な受入れ

- 真に我が国での勉学を目的とする者の受入れを促進し、留学生を偽装する者等には厳格に対処。

5 研修・技能実習制度の適正化

- 制度の趣旨の周知・徹底及び運用の適正化を推進。
- 在留資格や上陸許可基準等について見直しを検討。

6 長期にわたり我が国社会に在留する 外国人への対応

- 永住許可要件の明確化・透明化、情報提供の充実等を通じ、外国人が安心して暮らしやすい社会の実現に貢献。

7 外国人の円滑な受入れのためのその 他の課題

- 手続の簡素化・迅速化、積極的な広報の実施。

強力な水際対策の推進及び 不法滞在者の大幅な縮減を通じた 我が国の治安を回復するための取組

1 水際対策の推進

- 問題点の分析等を通じた厳格な上陸審査等を実施。
- バイオメトリクス（生体情報認証技術）を活用した出入国審査の実施に向けた検討。

2 厳格な在留審査

- 実態調査の積極的な実施、在留資格取消制度の積極的な活用等。

3 綿密な情報分析と関係機関と連携した 強力な摘発

- 情報の収集及び綿密な分析を通じた積極的な摘発の推進。

4 収容施設の活用と早期送還の実施

- 収容能力を強化、関係各国への働き掛けを通じ、不法滞在者の送還の一層の円滑化、迅速化。

5 効率的な退去強制手続及び違反抑止 のための制度の見直し

- 出国命令制度の活用等のほか、入管法の違反事実を争わない者に係る退去強制手続の簡素化等について検討。

6 法違反者の状況に配慮した取扱い

- 人道的配慮を要する外国人には適切に対応。

その他の主要な課題

- 情報の収集・分析機能の強化を含めた出入国管理体制の整備を継続。
- 国際協力の更なる推進、難民認定制度の適正な運用、外国人登録制度の適切な運用。

外国人問題に対する外務省の取組

外国人問題に関する知見の共有

- ◇外国人問題に関する知見の共有を目的として、これまで2回（平成16、17年度）外務省はIOM（国際移住機関）とシンポジウムを共催。（於 国連大学）
- ◇明年3月に「移民の社会統合」をテーマに第3回シンポジウムを開催予定。

※平成18年7月 G8サミット首脳成果文書
移民を受け入れた各国の知見・経験を共有することの重要性を強調

外国人（含む日系人）問題への対応

- ◇諸外国の移民受け入れの経験を参考とし、国内での外国人問題の検討に参加。
- ◇日系人の送出国において、国際協力の一環として日本語教育事業を実施。
（独）国際協力機構（JICA）、（独）国際交流基金
- ◇2005年ルーラ・ブラジル大統領訪日時に、「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」を発表。社会保障、教育分野での対話を実施。

※平成17年4月 第2回日伯領事当局間協議でも言及

- ◇厳格かつ適正な査証審査（偽日系人等の排除）。

逃亡犯罪人問題への対応

- ◇不処罰（逃げ得）を許さないとの基本方針。
- ◇犯罪人引渡条約の締結を検討（相手国の法制度に留意）。
- ◇個別事件への対応（関係省庁と協力し、相互主義に基づく引渡要請又は国外犯処罰要請）。

文部科学省における施策の概要

<日本語教育>

【平成18年度予算額】

1 地域日本語教育支援事業

【36百万円】

平成18年度から事業を組み替え、人材育成、日本語教室設置運営、教材作成、連携推進活動の4分野について、ボランティア団体等から意欲的で優れた事業企画を公募し、内容を検討し選抜をしたうえ、その実施を委嘱する。

2 外国人のための異文化学習教材の作成

【8百万円】

平成18年度の新規事業として、文化による違いを理解し、その場に応じた適切な日本語表現を学ぶことができるように具体的な事例をわかりやすく親しみやすい漫画の形で紹介し、有識者による解説を付した教材の作成を行う。

<外国人の子どものための教育>

公立学校における外国人児童生徒に対する受入・支援策

①日本語指導に対応する教員の配置

②JSLカリキュラムの開発

(第二言語としての日本語(Japanese as a second language)指導法開発) **【12百万円】**

③日本語指導者に対する講習会の実施

④就学ガイドブックの作成・配布(7言語で作成)

⑤不就学外国人児童生徒支援事業の実施 **【19百万円】**

⑥帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業の実施 **【50百万円】**

<平成19年度概算要求>

外国人の生活環境適応加速プログラム

【平成19年度概算要求:406百万円】

平成19年度概算要求においては、在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応するため、外国人児童生徒の母国政府との協議会の運営、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学促進等を図るため「外国人の生活環境適応加速プログラム」と題して、下記4つの事業を要求している。

● 外国人児童生徒の母国政府との協議会等運営事業

平成18年4月に日伯政府間で覚書が締結されたことを受け、ブラジル人児童生徒を含む外国人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力の促進を図るため、外国人児童生徒の母国政府等との協議会を開催。

● 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

生活者としての外国人を対象とした日本語教室の設置や研修、研究開発、またハンドブックの作成。

● 外国人児童生徒就学促進プラン

バイリンガル相談員の配置等による不就学の外国人の子どもに対する就学の促進。

● J S Lカリキュラム実践支援事業

外国人児童生徒に対し、学習活動に日本語で参加するための力の育成を図ることを目的として開発された「J S Lカリキュラム」を活用した指導方法の普及・充実。

外国人の生活環境適応のための教育の充実

外国人の生活環境適応加速プログラムの推進

平成19年度概算要求額 406百万円（新規）

1条校以外の学校等 (2万9千人以上)

- ブラジル人学校 …… 5千人以上
- 各種学校認可の外国人学校 …… 2万4千人

学校教育法第1条校【小・中・高校等】 (7万5千人)

- 国・私立学校 …… 5千人
- 公立学校 …… 7万人
 - うち日本語指導が必要な者 (2万人)
 - ポルトガル語を母語とする者 (7千人)

現状と課題

- 外国人は、日本語能力が十分でないこと、日本の文化、習慣等の社会システムに対する理解が十分でないことから地域社会と日系人については、一定の地域に集住することにより、日本語を使用しなくても日常生活ができるような、地域社会と隔絶したコミュニティも存在・拡大するなどの状況がある。
- 各種学校として都道府県から認可されている外国人学校については、地方自治体がそれぞれの判断で助成を行っている。ブラジル人学校については、各種学校として認可されているものはない。
- 外国人の子供については就学義務はないが公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には無償で受入れを行い、教育の機会を保障しているが、現実には不就学や日本語教育の問題がある。
- 不就学の問題については、特に日系人について、学校に通っていない、または学校の授業について行けずに登校しなくなった不就学の子供の存在が問題となっている。
- 日本語習得については、公立学校で受入れている日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、約2万人に達しているため種々の対策を講じている。

政府・党の検討

- 経済財政諮問会議：「骨太の方針2006」、「グローバル戦略」、「経済成長戦略大綱」
- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議：「『生活者としての外国人』問題への対応について（中間整理）」
- 自民党外国人労働者等特別委員会：「外国人労働者に関する方針」
- 外国人労働者問題に関するワーキングチーム（副大臣会議PT）：「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」

外国人の生活環境適応加速プログラムの推進

- 生活者としての外国人のための日本語教育事業
 - ①日系人等を活用した日本語教室
 - ②退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成
 - ③外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発
 - JETプログラムの活用
文部科学省、総務省、外務省が連携し、効果的なJETプログラムの活用を図る
 - 各種学校設置認可基準緩和について都道府県等に更なる周知を図る
 - 外国人児童生徒就学促進プラン
 - ①関係部局等と連携した就学支援に関する実践研究
 - ・外国人登録部局と連携した就学相談
 - ・企業と連携した外国人労働者に対する子弟の就学啓発活動
 - ・バイリンガル相談員の配置等
 - ②就学啓発資料の作成、フォーラムの開催等
 - JSLカリキュラム実践支援事業
 - ①JSLカリキュラムを活用した指導の実践を行い、その効果的な実践事例を全国に発信
 - ②JSLカリキュラムを活用する教員の指導力向上を目的としたワークショップの開催
- ### 日伯政府間の覚書(H18.4)に基づく対応

 - 遠隔教育などの各領域における両国間の情報交換、専門家や行政官の交流を通じた教育分野での協力の促進
 - ブラジル人コミュニティに対する余暇やスポーツなどの利用に供する場所及び機会の提供の促進について地方自治体への懇話
 - 在日ブラジル人の日本語教育の促進と地方自治体の懇話
- 外国人児童生徒の母国政府との協議会等の運営

外国人労働者問題関係省庁との連携

外国人の日本社会での生活環境適応の実現・加速

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成19年度要求額：155百万円

日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、
地域社会との間で軋轢、摩擦が発生！

- 外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要。
- そのため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議の中間整理において、「日本語教育の大幅な拡充」を提言。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施

日系人等を活用した日本語教室

- 60時間程度実施
- 一定の日本語能力を有する日系人等を講師として活用
- ブラジル日系人(子弟含む)等を対象

退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成

- 地域の日本語教室で講師として活用
- 退職教員については、外国人向けの補習においても活用

ボランティアを対象とした実践的長期研修

- 60時間程度実施
- 授業実習などボランティアの実践的能力の向上を図る。

外国人に対する実践的な日本語教育の研究・開発

- 勤務形態等を勘案するなど、外国人労働者が学びやすいカリキュラム(300時間程度)・授業形態等の実践的研究・開発
- 授業で実証

日本語教育ハンドブックの作成・配布

- ポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、韓国・朝鮮語 5言語
- 日本語学習の必要性、効果的な学習方法、入門的な日本語教科書、日本語教育の案内情報等

外国人の円滑な社会統合の促進

日系人等外国人労働者の就労環境の改善について（平成18年11月）

1 事業主による雇用管理を改善

- 外国人労働者の就労実態を国として把握
 - 外国人を雇用する事業主から雇用状況の報告を義務付け
- 外国人労働者の適正就労に向けた指針を作成
 - 労働関係法令・社会保険法令の遵守等、事業主が考慮すべき事項を整理
- 適正就労に向けた事業主への働きかけを強化
 - 指針の周知・徹底等により対応

2 不就労の若年者対策を強化

- 職業意識を啓発し、職業へと橋渡し
 - 職業講話、ガイダンス等による意識づけを強化
- 安定した雇用への就職を促進
 - ハローワークで、就職支援に重点をおいた取組を強化

日系人集住都市における取組の例

ハローワーク太田に外国人雇用サポート室を設置

～利用者へのワンストップサービスを展開～

○求職者及び事業主の双方に対する相談事業等の実施

- ・日系人求職者に対する職業相談・生活相談（17年度（相談件数）：2,303件）
- ・事業主に対する雇用管理セミナー（外国人雇用指針の普及）

○日系人就業支援事業の実施

- ・ブラジル人学校等に出向いて行う就業支援ガイダンス・職業意識啓発指導（17年度（ガイダンス）：35回、676人）

○冊子（職場のルールとマナー）の作成

- ・外国人労働者が就労する上でのルールとマナーを紹介した冊子を作成し、窓口で配布するとともに、事業所等に配布



外国人集住都市会議に 関する資料

多文化共生をめざして活動する民間国際交流団体のパネル展 参加団体

団体名	都市名
群馬大学	大泉町
美濃加茂国際交流協会	美濃加茂市
可児市国際交流協会	可児市
浜松国際交流協会	浜松市
浜松NPOネットワークセンター	浜松市
浜松市外国人子ども教育支援協議会	浜松市
浜松市	浜松市
磐田国際交流協会	磐田市
NPO法人 子どもの国	豊田市
NPO法人 保見ヶ丘国際交流センター	豊田市
NPO法人 トルシーダ	豊田市
NPO法人 愛伝舎	鈴鹿市
UBJ (絆 ブラジル 日本)	鈴鹿市
桜島日本語教室	鈴鹿市
鈴鹿ペル一人会	鈴鹿市
NPO法人 伊賀の伝丸	伊賀市
(財)四日市国際交流協会	四日市市

外国人集住都市会議 東京 2006 報告書
2007年(平成19年)3月発行
編集・発行 外国人集住都市会議
<http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/>

事務局／四日市市 市民文化部 国際課内
(2005年4月～2007年3月)
電 話／059-354-8114

多文化共生社会をめざして

未来を担う子どもたちのために

